

福祉文化研究

目 次

巻頭言 子どもの豊かな育ちには文化の再生を……………	小 沼 肇	2
特集1 福祉文化の視点から子どもの今を考える		
子どもが豊かに育つ環境と福祉文化を考える ～スウェーデンにおける取り組みの一端から～……………	阿 部 祥 子	5
「さんさん幼稚園」が残したもの 「福祉文化の視点から子どもの今を考える」(実践編) ……	藺 田 浩 美	22
聞き書きによる記憶の記録 ～奥会津地域の文化の掘り起こし活動～……………	遠 藤 由 美 子	28
里親制度の普及は国民的運動へ……………	本 多 洋 実	34
論文		
地域社会の中の小規模ケア ～沖縄の小規模多機能型居宅介護の実践から～……………	西 尾 敦 史	39
研究ノート		
スペシャルオリンピックス学校連携プログラムの効果 ～日米の比較研究～……………	小 森 亜 紀 子	53
昭和30年代の家庭養護婦派遣事業関連集会における組織化と主体形成 —研究内容と実践方法の検証—……………	中 嶋 洋	67
障害者の性生活支援についての一考察 ～オランダにおける障害者性サービス活動の取り組みを通して～ ……………	鈴 木 将 文	81
福祉民俗学ノート(2)～柳田國男に学ぶ～……………	柴 田 周 二	95
特集2 20年を迎えた日本福祉文化学会のこれから		
「創造的福祉文化」の創出に向けて……………	河 東 田 博	117
東京大会シンポジウム「福祉文化は何を残してきたのか」総括と今後の展望 ……………	馬 場 清	120
第20回大会からの新しい試みとこれからの方向性……………	島 田 治 子	128
年表 日本福祉文化学会20年の歩み		
～主な活動(全国大会・現場セミナー・出版活動等)～……………	安 倍 大 輔	130

資料編

Human Welfare and Culture Studies

Organ of the Japan Human Welfare and Culture Research Association

2011 Vol.20

Preface : Cultural Restoration is a Key to Growth of a Well Rounded ChildHajime KONUMA 2

Features1

- Consideration of Environment and Welfare which Promotes Fruitful Growth
for Children—From a Study of Developments in SwedenSachiko ABE 5
- A Legacy of "San-san Kindergarten" : Children Today from a Human Welfare and Culture Perspective
.....Hiromi SONODA 22
- Listening to and Recording Life Stories in Oku-AizuYumiko ENDO 28
- The Spread of the Foster-Parent System to a National MovementHiromi HONDA 34

Article

- Small-Scale Care in Community : From Surveys on Small-Scale Multi-Function Care Services in Okinawa
.....Atsushi NISHIO 39

Short Article

- The Effect of the School-Based Special Olympics Program
—The Comparative Study of Japan and U.S.A—Akiko KOMORI 53
- Organization and Subjective Formation on the Study Meetings of Home Help Services in the Showa 30's :
Focusing on the Study Contents and MethodsHiroshi NAKASHIMA 67
- A Study on Support for Disabled People with their Sex Life
~A Case of Service Activities for Disabled People with Their Sex Life in the Netherlands~
.....Masafumi SUZUKI 81
- An Essay on Welfare Folklore, Learning After Kunio Yanagita's StudyShuji SHIBATA 95

Features2

- For the Creation of a New Human Welfare and CultureHiroshi KATODA 117
- Symposium Summary and Future Prospects on "What has Human Welfare and Culture achieved?"
at the Tokyo 2010 Conference.....Kiyoshi BABA 120
- New Approaches in 20th Annual Conference and the Future DirectionHaruko SHIMADA 128
- Twenty Years of the Japan Human Welfare and Culture Research AssociationDaisuke ABE 130

Edited by
The Japan Human Welfare
and Culture Research Association

學術刊行物 2011 Vol.20

福祉文化研究

日本福祉文化学会

福祉文化の視点から子どもの今を考える・日本福祉文化学会の20年とこれから

子どもの豊かな育ちには文化の再生を

小沼 肇

—保育園で『ももたろう』の話を聞いたまどか（4歳）は、家に帰ると母親に、
まどか 「ねえ おかあさん、ももたろうの きびだんごって どんな おとが するの？」
と聞いた。母親が、
母 「きび団子は、お団子だから何も音なんかしませんよ」
と答えると、彼女はすかさず、
まどか 「だって、せんせいが なんども “ひとつください おともします” って いったんだ
もん！」

これは「おひしゃま だっこしてきたの^{*1}」に紹介されている4歳のまどかちゃんとお母さんの会話です。

4歳のかわいいまどかちゃんの真剣に悩んでいる顔が目には浮かびます。こんなにも無邪気で屈託のない子どもたちに伸び伸びと育ててもらいたいものです。

しかし、虐待をはじめとする子どもをめぐる問題が後を絶ちません。子どもたちは厳しい環境の中でもみくちやにされています。

その代表的なできごとが秋葉原の無差別殺傷事件なのではないでしょうか。加藤智大被告は被告人質問で「一緒に風呂に入っていて九九を唱えるように言われたが、うまく言えない時には風呂に沈められた。」「食べるのが遅かったので、食事を新聞の折り込みチラシにぶちまけられて食べるように母親に言われた。一度、廊下にもぶちまけられたこともあった。屈辱的だった。」と、学歴社会のプレッシャーを異常にまでも意識した母親から受けた仕打ちを話しています。

とてもひどい話にも思えますが、多かれ少なかれ子どもたちは、激しく揺れ動く社会の荒波の中でもがいています。子どもたちが伸び伸びと育つことを阻んでいる要因の背景には、急激な科学や文明の進歩、商業化する社会、学歴偏重の社会、競争社会、さらにそれらによる文化の崩壊、社会の価値観の変化などがあります。

それに対して、子どもたちが様々な症状を示しています。

「日本 “偉くなりたくない” 8%^{*2}」と、調査の結果を新聞が報じました。『“偉くなりたい” と思っている割合は他国の3分の1程度の8%。むしろ “のんびりと暮らしていきたい” と考えている子が多い—。日本の高校生は米中韓国に比べそんな傾向があることが、財団法人「日本青少年研究所」などの調査でわかった。』とのこと、「偉くなりたいと強く思う」が他国の22～34%に比較して日本は8%と格段に低く、「暮らしていける収入があればのんびりと暮らしていきたいと、とても思う」が他国の14～22%に比較して日本は43%と格段に高くなったそうです。

「子どもの“うつ”心の叫び」には、小学校1年生から中学生までの3331人を対象にした調査の結果として「小学生では12～13人に一人、中学生では4～5人に一人の割合でうつ病のリスクを持つ子どもたちがいるという驚くべき結果となりました。^{*3}」と、子どもたちの心が触まれている状況が示されています。著者の傅野健三氏は、2003年に文部科学省が取り組んだ「子どものうつ」実態調査のリーダーです。

また、山野良一氏は「子どもの最貧国・日本」の中で「日本は、アメリカと並ぶ最低水準の福祉となってしまった。しかも、日本だけが事実を無視し、対策を取らず、貧困の子どもたちを社会的にネグレクトしている。^{*4}」と指摘しています。

さて、2010年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を、子ども・子育て新システム検討会議が発表しました。しかし、残念ながら幼稚園と保育園の一体化や費用負担などの制度の話ばかりがクローズアップされていて、“大切な子どもたちが伸び伸びと育つためには”ということが社会的論議にはなっていません。そのことに物足りなさを感じているのは私だけではないでしょう。

直通する課題への対応として、子どもたちが「愛されている実感」をもてるようにすることが必至の条件ですが、子どもが豊かに育つ環境のもっと根本的な問題、つまり崩壊した文化の再生などについて考えていかなければならないのではないのでしょうか。

ミヒヤエル・エンデは「私たち個々人はもはや逃げ道がありません。ひとりで杵はずれるわけにはいきませんから。私たち自身がつくってしまったシステムは、容赦なき競争と殺人的な業績強制の経済原理です。これをともにしないものは落伍（らくご）します。^{*5}」「昨日新しかったことが、今日はもう古いとされる。先を走るものを、はあはあ舌を出しながら追いかける。すでに狂気と化した輪舞なのです。だれかがスピードを増せば、ほかのみんなも速くなるしかない。この現象を進歩と名づける私たちです。が、あわただしく走り続ける私たちは、はたしていかなる源から遠ざかりゆくのでしょうか？ 私たちの魂からですって？ そう、私たちの魂は、もうはるか以前に途上に置き捨てられました。それにしても魂を捨て子にしたことで、肉体が病んでいきます。だから病院や神経治療施設は、ひとつとであふれています。^{*6}」「私たちが手にした洗濯機、自動車、エレベーター、飛行機、電話、ベルトコンベアー、ロボット、コンピューター、要するにおよそ現代社会を構成するすべてのものは、快適な生活のためにつくられたはずです。^{*7}」「これらのモノは暮らしをらくにします。骨の折れる仕事から私たちを解放し、もっと本質的なことのために時間をめぐんでくれる。そうではなかったのでしょうか……^{*8}」と、20年も前に警告を発しています。

子どもたちのみが幸せになる社会などありません。子どももおとなも豊かに暮らすことができる社会にしていくことが必要でしょう。例えば、子どもとお母さんが一緒に食事の準備をして家族がそろってご飯を食べるなど、そんな人としての豊かな暮らしを取り戻すというところから始めなければならないでしょう。

もう一度「人が人として豊かに暮らすということとは」「子どもたちが伸び伸びと豊かに育つということとは」ということについて考えたいものです。

第20回福祉文化学会東京大会を終えて

日本福祉文化学会が誕生して20年、昨年の「第20回福祉文化学会東京大会」は、それを記念する大会となりました。

日本福祉文化学会の創設の大会は新聞にも紹介され、“福祉文化”という言葉がとっても新鮮な感動を与えてくれたことが思い出されます。

その後、各地域で活動が展開されたり海外でも研究大会を開催するなど、さまざまな学会活動がおこなわれてきた20年間でしたが、20年を節目に、さらなる新たな日本福祉文化学会の活動のスタートにしたいものです。

創設当初の日本福祉文化学会の学会活動には、福祉現場の方々やおもちゃ産業などの他業種の方々もたくさん参加されていました。多様な方々が共に学会活動をおこなっている日本福祉文化学会は他の学会にはみられない活動を展開していて魅力的でした。しかし、最近では当初の日本福祉文化学会のその特色は薄れてきてしまっているようで残念です。今後の課題のひとつとなるでしょう。

また、この「福祉文化研究」も20号を発刊することになります。当初は原稿を集めることにさえも苦労していたことを考えると、たくさんの原稿の応募をいただけるようになったこと、査読制度などの体制が整備されたことなど、隔世の感があります。「福祉文化研究」がますます充実した研究誌になるよう、学会の会員として皆様に支えていただき育てていただきたいと願っています。

(こぬま はじめ 「福祉文化研究」編集委員・小田原女子短期大学)

注

- ※1 今井和子・村田道子編「おひしゃま だっこしてきたの」アリス館 1996年8月
- ※2 朝日新聞2007年4月6日「日本“偉くなりたくない”8%」
- ※3 傅野健三著「子どものうつ 心の叫び」講談社 2004年11月
- ※4 山野良一「子どもの最貧国・日本」光文社 2008年9月
- ※5～9 朝日新聞 新年特集「豊かさ」 1989年元旦『考えさせられるふたつの「答え」(モモからのメッセージ)』ミヒヤエル・エンデ(訳・子安美和子)

子どもが豊かに育つ環境と 福祉文化を考える

～スウェーデンにおける取り組みの一端から～

阿部 祥子

1 はじめに

戦後くまなく日本を踏査した宮本常一は、「子どもに対する親の倫理は決して子を独占してよしとするようなものではなく、子を愛しつつ、たえず社会へ社会へと押し出していったのが過去の庶民の大きな伝統であった¹⁾と、つい近年まで庶民が子どもを愛し、かつ子どもは社会の子であったことを記している。人は“生理的早産”の状態で生まれ、育ち、社会を担い、老い、死に至るプロセスの中で、「子ども時代」は人間としてのエネルギーを培い、一生を健康で文化的に生活する基盤を形成する時期である。しかし、昨今の子どもを巡る社会状況は、引きこもりや不登校、いじめ、薬物使用、親による虐待や虐待死などと基盤づくりで躓く、或いは壊される姿が見られる。即ち子どもを巡る問題は、多様化、深刻化しており、その遠因を家庭や教育、地域社会にあるなどと、単純化して捉えきれない状況にある²⁾。さらに、OECDの報告³⁾によると、先進国の中で我が国の子どもの貧困率はアメリカに次いで2位であり、その割

合も14%と高く、徐々に増えていると公表されている。

本稿は、歴史の成り立ちや文化、風土、親子観などの違いがあり、そのまま我が国に導入とはならないものの、様々な問題を抱える子ども（社会的養護を必要とする子ども）に対するスウェーデン社会の取り組みの一端をみ、子どもが豊かに育つ環境の「根」を探ろうとするものである。子どもに対する社会の取り組み方は、その社会の成熟度や文化度を示すとされるが、我が国の子ども・育ち・自立・家族・家庭・働き方などを再考する素材としたい。特に普通の子ども以上に困難を抱えている子ども達が、より良好な環境で育つ社会こそ、福祉文化の未来に結びつくと考え故である。

なお、日本福祉文化学会を創設した一番ヶ瀬康子初代会長は、スウェーデンには「わが家にいる子ども以上に、傷ついた子どもたちが住んでいるところは、文化の香り豊かに環境づくりをして、その子の心を充たしていかなければ不公平である⁴⁾との考えがあると述べている。かつ、この国は先のOECD調査で貧困率が低く、高い税金であっても社会保障が行き届いている国

として知られている。

2 スウェーデン社会における 家族と児童福祉

スウェーデン社会は、民主主義と連帯の基礎の上に公共の福祉を置き、経済的並びに社会的な安定を図るとともに、生活条件の平等、地域生活への主体的参加などを促進していく視点で成り立っている。それは、1970年代に女性就労率の上昇、婚姻率の低下、同棲カップルと婚外子の増加などの家族問題に直面し、それに対して家族の生活保障をはかるという現実的な選択をし⁵⁾、多様なライフスタイルを可能としたことが背景にある。具体的には、両親の育児休業制度の整備と所得保障、保育サービスの充実、サンボ法の制定（同棲カップルの経済的権利を保障する）などである。結果、育児の負担軽減と社会化が進展し、未だ充分でないとはされるものの、世界でも上位の男女機会均等社会が実現することとなった。また、「子育ては人を成長させる」という企業風土があり、事実ある男親は「上司の薦めがあり、しかも育休をとる方がリーダーシップに長ける」と、1年間の育休取得中であった。子どもは、児童手当や無償の教育費もあり、婚姻形態や世帯の収入に左右されることなく、両親の共同親権の下で育てられるのである。なお、加登田の翻訳資料⁶⁾によれば、国は子どもに対する法的な親の規範として①養育される権利と安全の保障、よいしつけを身につける権利を有すること、②個別性が尊重されること、③体罰その他の許されない扱いを受けるべきではないことを定めている。一方、コミ

ューン（地方自治体）の社会福祉サービス部門は、①家族と協力して子ども達の個別的な身体的・社会的発達を支援すること、②好ましくない発達のサインを見せる子どもたちを観察すること、③家族と協力して、問題を有する子どもたちが必要とする保護や支援を確実に提供し、もしそれが子どもにとって最善の利益であると思われる時は、家族以外の所に保護すること、という任務を持っている。

3 スウェーデンにおける 問題を抱える児童に対する 社会的取り組みの歴史⁷⁾

スウェーデンで問題を抱える児童に対する社会的取り組みが始まったのは、1900年代のことである。子どもの保護が先行している訳ではなく、社会統制を目指したものであったが、1902年15歳以下を対象とする児童養護法（SFS1902：67）が成立している。これは、社会の潜在的な危険は貧困と私生児によるとし、その発生予防を狙い、悪癖のある道徳的に怠慢な子ども（不良児）の躰に関し定めたものである。当時広範な施設建設がなされ、1919年には約200施設に4,500人位が収容されていたとされる。

1924年の児童養護法（SFS1924：361・児童福祉法）では、対象が拡大し、虐待や怠慢な世話や酷使によって酷い目に遭っている子どもが加わえられた。また、対象が16歳以下となり、収容に当たっては、二つの要因①世話の怠慢など家庭環境に欠如しているものがあること、②子ども自身の習慣性のある問題行動がある場合、である。この法律は、親の病気や緊急時、或いはそ

の他の理由で支援が必要と見なされた場合にも適用された。「自発的な」収容であるが、親はいつでも子どもを家に戻すことを要求する権利を持ち、親の同意の下で社会的養護のために施設収容が出来る、としている。まだ社会保護と統制管理の色あいの強い措置を目指したものであったが、1902年法とのもう一つの大きな違いは、コミュニティの義務として合理的で効率的な展開となり、全国レベルで実施するようになったことである。当時の施設は、基本的には牧師や医師など素人によって運営・実施され、1930年半ばには約400施設に8,500人位が収容されていた。

1945年には、施設中心の児童養護を現代化・専門化する改革がなされ（SFS1945：503）、施設は新生児ホーム、マザーホーム、1歳未満児の収容ホーム、1歳の誕生日以降長期的・恒常的な養護を要する子どものためのホームと多様化する。また児童養護計画が導入され、ラスティング（日本の県に相当する地方自治体）もしくはそれに類似する都市が児童養護の責任主体となり、国が総合的な経済責任を担うこととなる。また、1957年には刑法改正によって、子どもへの体罰は虐待と同罪と見なすこととなり、次第に社会全体で子どもの権利拡充をしていく。なお、全16歳以下の子どもに対し、早くも1948年には国から所得に関係なく一定額の手当てが支給され、子どもの養育の社会化がはかられている。

1960年児童養護法（SFS1960：97）が成立し、これまでの倫理道徳主義から心理的・精神医学的な解釈モデルに重点が置かれ、かつ予防に重点を置くようになった。また国民と児童の関係を、既に「子どもは

親にとって個人的な愛情の対象だけであってはならないし、私有物でもない。社会にとって児童は次代を担う大切なものであり、その養育を親だけに負担させるべきものではなく、社会も経費の一部を負担し、一連の児童福祉制度に協力すべきである」と説き、15歳以上の子どもに対し、先んじて「児童の権利条約」にある意思表明権を認めている。1979年には、体罰を全面的に禁止し「子どもは個人として尊重されるもので、体罰やその他の人権侵害を受けてはならない」としている。

次の大きな変革は、1982年である。新しい社会サービス法（SoL）が、青少年養護に関する法（LVU）と共に実効され、18歳未満の子どもの処遇は、（親権者や）養育者の同意がある場合はSoLが、無い場合はLVUが適用されるようになった。なおSoLは福祉に関係する法律を統合した基準法であり、社会的支援と社会的介入に関わる分野を扱っている。そして乳幼児や高齢者、障害をもつものへの対応、薬物・アルコール依存者のケアなどに関する法的・財政的責任は、地方自治体が受け持つとしている。これらによって、従来根底に流れていた統制的で管理的な社会的取り組みからの脱皮が計られ、自由意志に基づくクライアント（対象者）の自己決定を尊重したサービスを、地方自治体の社会福祉サービス部門が担うこととなった。その後、1998年児童福祉に関わる法律はSoLから教育法にかわり、教育省に移管されている。

なお、2010年7月国会に「子どもと青少年のための支援と保護に関する法律（LBU）」が提案されている。これは、SoLとLVUとを一つの法律にまとめ、支援と

保護を必要とする子どもと青少年の保護を強化し、社会の共同責任を強調している。

4 スウェーデンにおける 子どもの育ちと社会支援

スウェーデンでは、子どもの誕生以前即ち妊娠初期から、安心して子どもを産み、健康に育つ支援体制が整っている。妊産婦医療センターでの妊産婦検診と両親教育からスタートし、児童医療センターでの乳児検診（1歳未満）と医療の提供、公的な就学前教育学校（1～5歳）や家庭内保育（コミ

ューン登録の1～12歳の4～5人の児童を自宅で世話する）、オープン児童センター（1～5歳対象で、育休中などで日中家にいる親と一緒に2～3時間利用し、子ども健康サービスなど地域における家族支援策の一部も担う）などである。

しかし、子どもが安心して育つ環境整備があっても、児童虐待など困難な問題を抱える子どもが根絶しているわけではない。子どもの虐待防止対策に関わる機関・組織・団体（表）を見ると、公的部門や民間団体の他に、子どもの家やファミリーセンターなどとの連携が計られている。なお、

表1 子どもの虐待防止対策に関わる機関・組織・団体

公的部門	機関名
福祉行政	社会福祉サービス
医療機関	妊産婦医療センター、乳児医療センター、初期医療センター、子ども・若者精神医療センター（BUP）、法医学局
司法機関	警察、検察、民事地方裁判所、レーン行政裁判所*
その他	子どもオンブツマン、教育機関（学校・保育所）、犯罪防止委員会（BRÅ：Brottsförebyggande rådet）
民間団体	活動内容
BRIS	1971年設立。子どもと大人向け電話ホットライン、メール相談、啓発・啓蒙活動
Rädda Barnen（セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン）	1919年に英国で誕生し、同年スウェーデン支部設立。公的機関へのコンサルティング、子どもの心理療法、啓発・啓蒙活動
財団法人公共の子どもの家	貧困児童の救済事業として1633年に設立。現在は主に子どもの福祉と擁護に関する研究の助成・支援活動
機関連携	活動内容
子どもの家・子どもセンター	家庭で危険に晒されている子どもへの対応・救済窓口の一元化（福祉・医療・司法の連携）
ファミリーセンター	子育て家族支援のワンステップ拠点（福祉・医療・保育施設の連携）

*レーン(län)：全国に21ある地方行政区で、各レーンに設置されているレーン執行委員会(länstyrelse)は国の出先機関である。広域自治体であるランスタングとレーンの違いは、前者が立法府で、後者は行政府である点。レーンの首長“landshövding”は政府から任命される役職。
出典：積善京子他「スウェーデンの親権と養育支援体制—子どもの最善の利益からみた事例分析—」平成21年9月、平成18年～平成20年度科学研究費補助金研究成果報告書 p.127

子どもの家は、2003年のSol改正により、子どもになるべく負担がかからないよう一本化した窓口となり、コミュニンの社会福祉委員会の管理下で、社会サービス、警察、検察、小児・青少年（精神）医療、教育機関の専門機関などの間でネットワークが結ばれている。根底には、親は子どもに対する権利を持つが、子どもが危険に犯されると社会が子どもを守る権利をもつとの考えがあり、国は親権者の同意がない強制介入の権利を持つが、介入後なんらかの結果を導いたことを明らかにする義務を負っている。その判断は、①虐待、②不適切な養育、③その他の家族状況（親子間のこじれなど）、④児童・青少年の薬物乱用・犯罪あるいは社会的破壊行動、の4項目による。

なお、実際の支援先は、行政によるBBIC判定を受け、ケア先での獲得すべき目標が決まる。なおBBICは、イギリスのLACS（Looking After Children System）をもとに、スウェーデンでの子どもに対する社会福祉サービスの現場体験を体系化し、作成された調査用紙（Core Assessment）である。それは、子どもを中心に、「家庭環境」と「子どもの育ちのニーズ」があり、それに「親権者（親）としての能力」を加えた三大項目から成りたっている。聞き慣れないが、「親としての能力」とは、基本的な世話・安全性・感情面でのアクセス度・刺激・指導と境界線を引くこと・安定性の6項目からなり、「子どものニーズ」に対応している。後掲資料をみてわかるように、素朴とも思われる判断項目であるが、最低子どもに対して親はどうあったらいいのかの社会の判断基準を示していると思われる。

5 実際の社会的ケアの場 —いくつかの見学から

5-1 イヤルバ・ファミリーセンター (スポンガ・テスタ行政区)

スウェーデンでは、子どもに関わる職業に就いている場合、子どもが虐待などの被害に遭っている疑いを持った場合、地域の社会福祉サービス部門に通報する義務がある。通報を受けた行政がその家族に対応するが、対応しきれないケースは、このファミリーセンターに要請される。12歳以下の子どもがいる家族が対象で、緊急問題への調査・対応、そのケア、事後フォローをする24時間対応の機関である。なお、センターは独立した専用機能の建物ではなく、集合住宅団地の3階にある。デイケア用の住戸の他に、3住戸は方針が決まるまで一時的に居住或いは訓練を受ける場となる。住戸は3LDKの約75~80㎡で、何も持たなくてもすぐに住める。例えば、定住する場が無く、ホテルやユースホテルなどを転々とするホームレス状態の場合、子どもの不安や精神状態がおかしくならないよう対処し、ここに移住するのである。また、家庭内暴力などで親子分離が緊急に必要な場合は、親戚や友人の所に預け先が無いかを判断し、無い場合は空住戸があればベビーベッドからミルク、離乳食まで揃っているここに何泊かする。他に家族で緊急避難する1住戸も用意してある。市内2カ所にあるファミリーセンターの予算は、計19.25人分で、社会福祉士や臨床心理士の資格を持つ5名ずつの二グループに別れて担当する。別に夜間専用スタッフが6名いて、夜

8時から朝8時までを1人で担当している。いつも緊急態勢に対応するスタッフと24時間電話対応をするスタッフ2名は、心理学を修めた専門家であり、他に事務職員と2カ所を掛け持つチーフがいる。

ここに来るとまず、チャート組織図上に子どもを中心にどんな人が関わっているのか、父母、親戚、友人、児童検診センター、オープン保育園などのネットワークを図示することから始まる。また、①^{おむつ}襁褓換え台や乳母車は安全か、家の中の手の届くところにナイフなど凶器はないかなど、親は安全な環境を整えているか、②年齢・発達に見合う遊具を用意するなど、親は子どもが年齢と共に成長することにきちんと関わっているか、③間違ったことをした時、年齢に応じてダメはダメと、理由と共に説明するなど、どこにしつけの境界線をおいてダメというかの見極めを持っているか、などを、BBICを用いて判定する。なお、アルコールや薬物依存などは専門機関での治療対象であり、ここでよくなるとういう意思がある場合のみ受け入れる、という。

話を聞いている途中、上階の住戸に住む夫婦が、8ヶ月の子どもをつれて現れた。いなかに住んでいた2ヶ月の時、父親が外国人で子どもがきちんと育たないのではと、社会福祉部門から呼び出しを受けた。そこでの調査を経て、子どもを適切な環境で育てるように、と判定されてこのセンターに来た。朝8時から9時の間に起床して^{おむつ}襁褓を替え、子どもに缶詰の離乳食を与え、散歩に出かけ、また子どもに食事を与えて、午後2時位まで昼寝、ちょっと遊んで4時頃に離乳食、夕方5時から6時頃風呂に入れて、またちょっと遊んで、夜の7、8時頃



写真1 イヤルバ・ファミリーセンター室内

には子どもを寝かせる。その間、相談室に来て、子育てや生活、家族、仕事について話を聞き、これからどうしたらいいかを夫婦で考えていく。同時に、スタッフはどこまで親が出来るかを観察し、出来ないところを指導していく。なお、夫婦は、ここでの暮らしについてテレビがない以外、ほとんど満足しているという。(写真1)

5-2 デューブネス両親サポートデイケア (両親サポート+親子の通所施設)

2002年まで親子が一緒に住む無料のストックホルムコミュニケーションの運営施設であった。しかし、利用者に人気が無く、スタッフ会議を重ねてデイケアに変えることとし、郊外の道路沿いの現在地に移っている。以前保育園であった建物を改装し、15年以上の経験と専門性をもつ6名のスタッフで運営している。社会福祉サービス部門又は養子縁組センターでのBCBI判定の後に、親子関係がうまくできるようになる目的で、一日8~10家族が来所する。対象親子は、普通は妊娠中から4歳児まで、養子縁組の場合は7歳児位までであり、あくまでも子どもの発達がうまく行くことを目指してい

る。行政からは対象家族について獲得すべき箇条書きの要求があり、スタッフ会議で受け入れの可能性を判断する。なお、ここでもアルコールや薬物の依存者は、病気を直してからの利用となる。親に対し、ここではこんな事をしますと説明し、自宅で3日から1週間考えてもらう。本当にケアを受けたい場合、親と行政、ここのスタッフの3者で目標をしっかり決め、具体的なケアは3ヶ月と3ヶ月をあわせた6ヶ月を目安に、家族の同意を得てスタートする。行政と連絡を取りつつ、電話や訪問によるアフターケアも含め、親たちは何かあったら相談できるという安心感を持つ。なお、家族状況によるが、子どもは週に一回か二回かは母親と、父親と、両親とというだけでなく、兄弟を含めて、或いは関わりの様子によって祖父母も一緒に来所する。仕事を持つ場合480日は育児休暇を、その後は12歳までとれる60日休暇を利用しての来所である。なお、人の暮らしは住環境による影響が大きい、との考え方から、親子が落ち着いて対面できるよう、自宅と同じようなくつろぎが持てる室内にすることをモットーとしている。

午前組と午後組の2シフトあり、午前組は9時からで、コンタクトパーソンが玄関で迎え、滞在中フォローする。コンタクトパーソンの立場は、親が楽をするためではなく、あくまでも子どものサポートをすることである。子どもに服を着せるストレスから朝食を摂らないで来所する親子もいるので、良いデイケアのスタートをきるため、まず用意された朝食と一緒に食べる。この時、子どもに安心感を与えることにつながるので、コンタクトパーソンも一緒に食事

するが、常に同じ席に座る習慣を大切にす。食事が終わると、別室に行き、参加者みんなでジェスチャーを入れて歌を歌う。最初と最後の歌はいつも同じで、親も心を開くし、子どもには聞き慣れた歌となる。その他の歌はリクエストで、移民がいれば外国の歌となることもある。

その後、コンタクトパーソンとスタッフと共にその家族にあったセラピーにはいる。大きくは4つのセラピー、①コンタクトパーソンとスタッフ、親との話し合いをする、②早くに親を亡くすなどして親の役割がわからない場合は、絵画や粘土など創造的なことをして感情表現を獲得し、まず親の個人的なバックグラウンドを解決してから親子関係づくりをする、③親子の問題には環境セラピーやマルテメーロをする、④親の手で子どもの体をマッサージする、である。

なお、マルテメーロは、VTRを使用し、撮影した映像を見ながら、親として失格なのではないかと思っている親に、ここで子どもはこんな事を要求しているよとか、この場面は親子として良い関係ですよ、など伝え、親が自信を持つ契機を作っていく。また、接触がうまくいかない母親の手は、冷たくて動かず、感情表現が出来ないという。そこで一家族専用の暖かい部屋で、子どもを床に寝かせて体のマッサージをする。親子のスキンシップによってお互いの響きが伝わり合い、よい方法であるという。

一つの事例、双子を持つ高学歴夫婦が紹介された。母親が出産前から精神的に不安定で、産後に入院し、その間夫が子育てをしていた。母親は双子の片方は受け入れるのだが、もう一人を受け入れられない状態であるのに対し、それぞれの両親(祖父母)



写真2 ドブネス両親サポートデイケア外観



写真3 ドブネス両親サポートデイケア室内

も入り込んで母親の立場がなく、また父母で子どもに対する関わり方が一致しないという例である。ここでは、主役をこの夫婦に置いて3ヶ月、この間の母親の変化、見落としてはないか、父親の役割はどうか、父母の調整を図ること、などが必要とされていた。子どもは、他人には笑うが、母に対しては笑わないし、心を開かない状態であ

った。母親は週2回通所し、その子の寝ている間に母親とスタッフは対話し、その様子を撮影する。また、母親はその子のマッサージもする。父親は週1回来所し、もう一人の子にマッサージを行うが、1週間毎に父母は交代する。それ以外の4日の内2回は自宅訪問し、両方の祖父母のサポートも加えた家族ぐるみのセラピーを受けている。かなり難しい事例であり、3名の心理療法士が関わり、4つの方法をほとんど全て使ってチームで解決を探っている。このケースは長期間を要するが、普通の生活が出来るようになっていく、という。(写真2・3)

5-3 ジョバンニ女性の家 (女子青少年施設)

1930年代ジョバンニにより設立された財団法人の名を冠したこの施設は、現在は女子青少年を対象とする公的施設であり、2007年5月この場所に越してきた。以前ホテルであったこの施設は、中層建物の多い街中にあり、建物の1階・2階・4階・5階に分散してある。職員は午前7時半から午後9時半までを2チーム5名で、夜間は午後9時半から午前7時半までを2名分の予算で担っている。1、2日から1週間の緊急保護の場も付置している。以前はDKや風呂が共用で、共同生活的な性格の施設であったが、現在のジョバンニ女性の家は、ミーティングやマルメターロの部屋などの共用部分の他に、各自に合わせた生活リズムと生活訓練をする目的で、緊急保護の住戸が計6住戸ある。なお、住戸は女性の家における初めての試みであり、アーカラにある男性の家は、これまで同様の4人の共

同生活である。なお、ここは学問上は施設であるが、治療する家と言っている。

ここに住むのは、15歳から20歳の女性であり、精神的に問題を抱えるなどの事情をもち、ストックホルム17行政区全域からの行政決定により入居する。コンタクトパーソンは、次の段階に移動し、別の行政区に転転しても同じ人がサポートを続ける。対象者とは、具体的な生活上不足している獲得目標を、本人納得の上で決める。また、学校についても、対話を重ねて一番良いルートを決めていく。その上で、社会保障の支給額を伝え、生活に必要なものを買ひ、予算のたて方を教える。場合によっては、買い物に付き合う。入居すれば、三食安心して食べられる給食方式ではなく、自分で買い物や調理して、食べる訓練をする。ここから学校や実習にも出かけるなど、その女性にあったスケジュールやラインを用

意し、引け目を感じない方法（転校しないなど）をとる。ここに住むことで、自分の良いところを見つけるようなケアを受け、自分で出来る範囲で生活することに喜びや生き甲斐を感じて成長していく。6ヶ月から9ヶ月滞在し、獲得目標が達成されるとここを退去し、街中に2ヶ所ある訓練アパートのどちらかで、最長1年間の自立生活となる。この地では一緒に家に住んでいるから一緒に余暇を過ごすという生活習慣はなく、放課後或いは自由時間は、誰もが地域社会にある市民教育の中から、自分にあった団体や活動を探して利用する。農耕民族であった日本人は、仲間意識や集団で動く性向があるが、この国では個人が決定・責任を担うのである。

ベランダ付きの1住戸は約30㎡であり、電子レンジや冷蔵庫のあるキッチン、シャワールーム、洗面トイレ、クロゼット、他にTVとダイニングテーブルのあるコーナー、ベットとコンピュータがあり家具で間仕切られた就寝コーナーのある一室から成る。室内は、カーテンや絵画などで美しい装飾が施されている。なお、スウェーデン



写真4 ジョバンニ女性の家住戸のキッチン

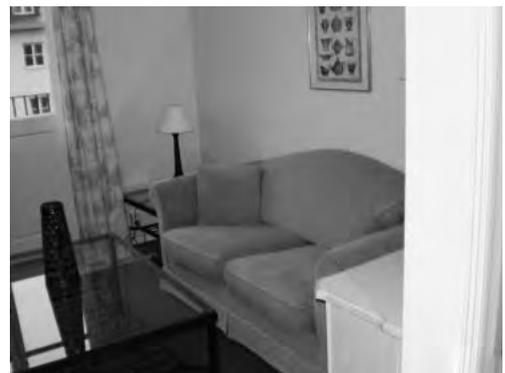


写真5 ジョバンニ女性の家住戸のリビング兼ダイニング



写真6 ジョバンニ女性の家住戸の寝室

では、行政による住戸規模に関するめやす⁸⁾があり、女性の家にもきちんと適応されていた。(写真4・5・6)

6 おわりに

以上を見ると、スウェーデン社会には、社会的養護を必要とする子どもが、成長して社会を構成する一員になっていくための支援が、乳幼児期から青年期に至るまで、子どもの権利を根底に置いて整っていた。しかも、最善の対応として、子どもの基本ニーズを柱に置き、親のあり方や親子関係を直視するものであった。実際の支援は、ケアを受ける場で獲得すべき目標を、子どもが幼い時には親・スタッフとで、青少年になると本人・親・スタッフとで行政において決め、支援の場ではその目標を実際に獲得していく援助をしていた。その際、問

題を抱えている子どもと両親だけではなく、必要であれば兄弟や祖父母までも支援をし、しかも支援を受けることが引け目にならない環境を整えていた。

判定にあたって特に注目したのは、「親としての能力」の項である。後掲資料にみるように、この項は、親はどう子育てしたらよいのかを、子どものニーズに基づき6項目が示されている。ここには、子どもが育つ途上にスウェーデン社会を担う大人となる道筋が示され、そうした子どもを育てる親はどうあったらよいのかを読み取ることが出来る。

近年、我が国では、親としての自覚を欠く様々な姿「モンスターペアレント」を耳にすることが多い。本報は、家族の根底にある子が育つこと、その中心にいる親（親権者）のあり方、親観を社会全体で考える素材となるのではないかと考える。その際、子どもの本性を日本社会として再確認することも必要と考える。

かつて成瀬仁蔵⁹⁾は「第一 児童をもって大人の小さきものと思へる事、第二 子供は大人の準備なりと思へること」が児童に対する誤解であるとし、子どもは子どもなのであり、大人の準備期間としてではなく、子どもそのものとして存在する必要性を説いている。また、成瀬は児童の特性¹⁰⁾を、子どもは本能的で衝動的であり、実際にいる場そして現在が大事であり、大人より自発的で、社会的本能があるとしている。子どもにとって現在その時が大事なのであり、大人より自発性を持ち、社会的にどうしたらよいのかをみる本能的な力を持っていると、子どもの力を信じることの大切さを説いている。こうしてみると、子ども自

体は時代を経ても変わるものではないはずであり、日本全体で「子ども」を見直す必要が迫られている気がしてならない。また、こうした見直しは、我が国の福祉文化の根幹づくりにチャレンジすることにも通じると思われる。なにせ、本学会は名称に、「福祉文明」ではなく「福祉文化」とあるのだから。

参考文献

- 1) 『宮本常一全集』第6巻、未来社、1967年、p. 210～211
- 2) 阿部祥子「第4章 人々の生活と福祉文化～子どもの世代につなぎ、地域の福祉文化発展をめざして」、『新しい地域づくりと福祉文化』日本福祉文化学会編集委員会変、2010年、p. 98～116に詳述
- 3) 「対日経済審査報告2006年版」、OECD編、大来洋一訳、『OECD日本経済白書』、中央経済社、2007年
- 4) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは」、『福祉文化』1990年 No. 2 p. 5
- 5) 「スウェーデンの家族生活～子育てと仕事の両立～」p. 1 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所編集平成17年4月
- 6) 加登田恵子翻訳「スウェーデンにおける児童福祉の現状と課題」山口県立社会福祉学部紀要7号 p. 23～57 2001年3月
- 7) ストックホルム市立博物館2006年報告書『ストックホルムの社会的養護の歴史1921年～2003年』瀬口巴訳による
- 8) 子どもが1人の世帯で80㎡、2人世帯100㎡などと子どもの数に対応した居住面積に対し、住宅手当の給付額は所得、家賃、子どもの数と単身世帯か否かで算定される。
- 9) 1858年～1919年。現在の山口県山口市生まれた女子教育者。日本女子大学を創設（1901年）
- 10) 「第3 教育所見」p. 92～95 『成瀬仁蔵著作集 第2巻』昭和51年・日本女子大学創立70周年記念出版

本報は、2007年度の佛教大学教育職員研修を契機に、数回の渡瑞時に行った資料収集や施設見学を基にしている。大学関係者をはじめ、藤井恵美さん（コーディネーターや通訳）、瀬口巴さん（資料翻訳）に、深く感謝する。

（あべ さちこ 佛教大学社会福祉学部）

資料：BBIC ～スウェーデンにおける判定モデル～

スウェーデンの社会的養護を必要とする子どもの受け入れ先を決める際の判定モデル BBIC は、子どもを中心に、A 家庭環境、B 子どもの育ちのニーズ、C 親権者（親）としての能力、の3側面から成る。発達段階（0～1歳、1～2歳、3～4歳、5～10歳、11～15歳）に応じて判定するが、全ての項目が常に含まれる必要はないとしている。なお、B子どものニーズとC親としての能力、は相互関係づけて示され、少年・少女は11～15歳児である。

A 家庭環境

この項目は、全ての年齢層に共通し、1) 家族背景と状況、2) 家族のネットワーク、3) 住まい、4) 仕事、5) 経済力、6) (家族の) 社会的な統合性、7) 地域社会のリソース、の7項目からなっている。

1) 家族背景と状況

一つには、親そして子どもや少年・少女の背景や成長の仕方から判断し、家族の全てのメンバーもしくは家族以外の人に注意を向けるか否かである。

二つには成長期における家族メンバーの経験であり、虐待と暴力の経験、家族以外の人の中で育った経験、家族史上の重要な変化、家族メンバーが体験した立ち直れないほど重大な損失と危機、家族の中に一緒に暮らしている人がいるか、その人と子どもとの関係、子どもの親が別れた場合（婚姻、サンボも）の親権や住まい、親子間の交流に関する問題（同じく、生物学上の親権を持たない親と子どもとの交流も）、という項目で判断する。

三つには、子どもが身体的な疾病や機能障害を持つ場合の影響を、兄弟姉妹に対する影響と親権者の世話能力に対する影響を挙げている。

四つには、家族の中の誰かに、身体的不健康、精神的な不健康、行為障害、発達障害、アルコールや麻薬の問題、犯罪や暴力行為の問題の一つ或いは幾つか抱えているか否かをみる。また、それが家族メンバーの中で酷い喧嘩又は暴力行為が起こるか否かを判断する。

2) 家族のネットワーク

親戚や友人、その他の大切な人々との関係をいう。家族や親戚などに、子どもをケアする親権者を助けてくれる人がいるか否かであり、具体的には実践的な助け、感情的な支援、経済的支援、インフォメーションとアドバイスを挙げている。

3) 住まい

住まいは適度なスタンダードを備えている（例・暖房、水、衛生空間など）、適度に設備が整っている（例・家具や食器）、子どものニーズのために適応させる必要がある、住まいやその周辺環境は子どもの目から見て安全である、家族は狭い家に住んでいる、家族は立ち退きを迫られていたり仮の住まいに住んでいる、家族はホームレスである、がその項目内容である。

4) 仕事

親の仕事について、金を支払われる仕事に就いている、就労時間は子どもの世話に影響を及ぼす、雇用条件が適度に安定している、休職中である、からなる。

5) 経済力

家族の経済力は、補助金（手当）を含めた所得でやっていける、定期的に各種の支払いをしている、受給する権利のある全ての補助金を申請している、増大する借金を抱えている、から成る。

6) (家族の) 社会的な統合性

家族は周辺から受け入れられている、家族メンバーは差別やいじめを体験している、家族は近くに友人がいる、家族は地域の活動や組織に参加している、である。

7) 地域社会のリソース

一つには、近隣の地域に店や遊び場や図書館、就学前学校、学校、余暇用設備、地域医療センター、薬局、交通手段などといったサービスやリソースの設備があること、二つには家族は近くにあるリソースを利用しているか、で判断する。

B子どもの育ちのニーズとC親としての能力

子どもの育ちのニーズは、①健康、②学び（5歳以上は教育）、③感情や行動上の発達度、④アイデンティティ、⑤家族と社会的関係、⑥社会的な適応、⑦自己管理能力の7項目であり、全ての年齢層に共通な項目と発達に対応する項目とがある。親としての能力は、a 基本的な世話（ケア）、b 安全性、c 感情的な繋がり、d 刺激、e 指導としつけ（境界線を引くことを教える）、f 安定性、の6項目から成る。以下は子どものニーズ、それに対し求められる親としての能力である。

① 子どもの育ちとしての健康ニーズ：

子どもの育ちのニーズとしての健康は、疾病や機能障害、予防的健康管理など身体的・精神的な健康の他に食事、運動、事故などの健康上のリスクに関する項目である。全ての年齢層に共通しているのは、通常健康（最近1ヶ月中に1週間未満の日数の病気であった場合）、身長・体重、視力、聴力、予防注射、機能障害を抱えている、事故による障害を抱えている、である。0～1歳時には子どもが正常な妊娠期の後に出生及び体内でアルコールや麻薬の影響を受けた徴候、の項目があり、11～15歳にはアルコールや麻薬の使用、性的なリスク行為が加わる。

健康管理コントローラーの有無は共通しているが、0～4歳までは児童保健医療センターの看護師、教育年齢に達する5歳以上は学校保健医療の看護師が当たる。また、3～4歳児には度々ベットに小便や大便をするがあり、5歳～15歳には医学的な理由なしに度々ベットに小便や大便をしたり漏らす項目がある。5～10歳児のみに定期的な睡眠の習慣の項があり、また身体的な各種活動に参加（スポーツやダンスなど）、サポート車輪のない自転車に乗れるもしくは自転車に乗ることを習っている、がこの項目に加わる。11～15歳時には、自転車に関する事項は除かれ身体的な各種活動に参加の項目があり、この年齢層にのみ食習慣が入っている。

子どもの年齢に相応しいレベルの大雑把な動作能力の成長と精密な動作能力の成長の項目は、0～10歳まで共通しているが、その内容には年齢層による違いがある。例えば、前者は2～3ヶ月でマットレスから頭と肩を挙げる事が出来るに始まり、5～6歳では平行棒を歩く事が出来るへと成長する、後者は3～4ヶ月で指で遊べる状態となり、5～10歳になると描かれた円を切り抜くことができる、という成長を判断する。

全ての年齢層に共通している疾病に関しては、慢性疾患や度々或いは一時的な病気に関する原因の医学的診断の有無、薬物で治療中か、である。5～10歳になると、身体の成長や性に関する年齢に相応しい知識を持っている、自分の性的な関心や行為から自分を危険な目にあわせたり、怪我をするリスクを持つ、喫煙や吸引（シンナーなど）の項が加わり、11歳以上になると信頼している大人との間にセクシュアリティにまつわる規範などに関して討論することができる、避妊具に関する優れた知識を持っている、妊娠したことがある、妊娠しているもしくは子どもの父母である、が加わる。また喫煙する、吸引する（シンナーなど）、飲酒する、麻薬を使う、薬物その他のドラッグを使う、の項目でもある。

① 健康ニーズと親としての能力

子どもの健康ニーズに対する親としての基本的な世話aは、2歳までは定期的におむつを取り替える・毎日風呂に入れる、とあるが、5歳以上では子どもが定期的に入浴したり歯を磨くようにしていく、となる。10歳までは、子どものベットが清潔で快適であるようにする、また十分に適切な食事を子どもに与える、とあるが、11歳以上では健康的な食事とあり、年齢に応じて親が直接ケアするか、子どもをその方向に持っていくのかの違いがみられる。同じように4歳までは子どもを定期的に健康診断に連れて行く、とあるのに対し5歳以上は、子どもを定期的に健康診断や歯科診断に行かせるとなる。予防注射、疾病や傷害に対する適正な治療も、同様である。

親は全ての年齢層に安全性bを確保し、子どもにとって家庭が安全な場所であるようにする、子どもを虐待や侵害行為から守る、が要求される。0～10歳までは親は子どもに受け入れられるような形で怪我が虐待によらないことの説明ができるとあり、0～4歳までは子どもを監督し危険な状況から子どもを守る、とあるのに対し、5～10歳では子どもを監督する、とあり、親は子ども自身の危機回避を育てることが求められている。

親は全年齢層共通に感情的な繋がりcに関しては、子どもが病気になったり悲しんでいた怪我をした時に慰める、が求められる。刺激dについては、1歳から10歳まで親は子どもが定期的に外に出るよう奨励し、5～10歳では子どもが身体的な活動をするよう奨励するとあり、11歳以上になると自分の健康を大切にしよう励ます及びスポーツや体操に参加することを励まし、参加しやすくする、という親の役割がある。指導としつけeでは、1歳

から10歳までは、親は子どもの就寝時間を統制できることが必要であり、11歳以上の子どもに対して親又は他の大人は、身体の成長やセクシュアリティや避妊具に関して指導を与える、飲酒に関して優れた手本となる、ことが求められる。

② 子どもの育ちとしての学び（5歳以上は教育）ニーズ：

子ども自身の学び（5歳以上は教育）に関するニーズは、認知的発達や話し言葉、言語的発達状況に関する項目、いわゆる教育や遊びに関する事項であり、年齢に応じている。0～1歳の話し言葉や言語的発達に関し正常な進歩をする、認知的発達は該当する年齢に相当する発達状態である、玩具や物に関心を持つ、ダメというそれを理解し、言うことを聞く、から始まり、1～2歳で就学前学校の状況が加わる。3～4歳で遊びと余暇となり、5～10歳では就学前学校状況の快適さ、友だちと大人との交流、就学前学校から学校へ持ち上がることに伴う問題、特別な支援のニーズ、学びの能力（集中力に関する能力や出席、勉強）と宿題と大人の支援（宿題、学校の勉強に関する大人の奨励）が加わる。11歳～15歳には、学校の状況（快適さ、友だちや大人との関係、学校を換える、特別な支援のニーズなど）、集中力などの学びの能力、宿題と大人の支援に余暇が項目に加わる。子どものニーズは、万国共通の発達・成長の道筋を辿るが、親権者としての能力との関係からは、下記のこと求められる。

② 学びニーズと親としての能力

* 0～1歳児の子ども

話し言葉と言語発達（舌のまわらぬおしゃべりをする・1ヶ月など）と認知的発達（その子どもに関する主要な責任を担っている人（複数も）を認知する・1ヶ月など）に関する項目であり、学びと表現している。同じ項目は、5歳以上になると教育という。

学びの場面での親の能力として、親権者は子どもが遊ぶことが出来る適切な玩具や物が手元にあるようにする、が基本的な世話aとして求められ、安全面bでは安心して安全に遊べる場所を確保する、感情的な繋がりcとして愛情を込めて話したり歌ったりする、子どもが答えたり反復することを促す、そして進歩を見せた時には感心していることを示す、ことが必要としている。刺激dの場面では、子どもと一緒に本を見たり読んだり、音楽を聴くや様々な状況の中でどのように行動するか子どもに示す、子どもが周囲を探索することを激励する、ことを勧めている。

* 1～2歳・3～4歳児の子ども

両年歳層に共通して必要なのは、親は基本的世話aとして、0～1歳児と同様に子どもが遊ぶことができるような適切な玩具や物が手元にあるようにする、に加え、まず自分が子どもを就学前学校や家庭保育室の送り迎えをする、がある。安全性bでも、子どもは家庭の中もしくは外で大人の監督を受ける、が加わる。感情的な繋がりcでは、1～4歳児には、子どもが話そうとしたりコミュニケーションしようとしていたりすることに肯定的に反応する、子どもと愛情を込めて話したり歌ったりする、が求められる。子どもが答えたり反復したりすることを促すことが、1～2歳児には子どもが進歩を見せた時には感心していることを示す、3～4歳児には子どもが失敗した時には支援する（例えば、新しい活動など）、となる。刺激dに関して共通しているのは、子どもが他の子とコミュニケーションしたり遊んだりする機会が度々あるようにし向ける、子どもが自分の周囲を探索するよう刺激する、とある。1～2歳児には本を読んだり音楽を聴いたり他の子どもと歌ったりする、に対して、3～4歳児には定期的に子どもと本を読んだり見たり、物語を話したり、音楽を聴いたり、ゲームをしたり、テレビを見たりする、となる。指導としつけeでは、1～2歳児には、色々なことを子どもができない時はどうするのかを見せる、危ないことやしてはならないことを子どもがした時にはそれをさせない、またはダメという、であり、3～4歳児には、どうすればよいのかを見せる（モデルによる学び）、子どもがテレビを見るのをコントロールする、子どもの成長へのレベルに応じて家庭内の簡単な仕事を手伝わせる、となる。1～4歳児に対する安定性fは、親は子どもが肯定的だと感じることを反復する（環境や仕事など）とある。

* 5～15歳児の子ども

5～10歳児に対する親には、基本的世話aとして子どもには適当な玩具・学習教材・学校用品があるようにする、成長のための会話などのための就学前学校と学校のミーティングに行くようにする、とあり、5～15歳児に対して親は宿題の助けをする、子どもが学校を難しいと感じた時授業で支援が必要か親に期待されることは何かなどに取

り組むことが求められる。11～15歳児に対しては、学校でのミーティングに定期的に行く、適当な教材や学用品を持っているようにする、と親にも年齢に応じたことが必要となる。安全面bと感情的な繋がりcは、5～15歳児に共通している。前者bには子どもが就学前学校や学校の行き帰りが安全であるようにする、学校におけるいじめに断固反対する、とあり、後者cでは就学前学校や学校で困難なことが起こった時に子どもを支える、子どもが努力したり進歩した時にそれを評価することを表現する、が求められる。刺激dに対しては、5～10歳児には子どもと一緒に活動する（読書、物語を話す、ゲームをするなど）、遊びと余暇のゆとりをつくるようにする、が求められ、11～15歳児に対しては、学業を支援し、励まし、関心を示す、及び新しいことを学ぶことに関心を示す、とある。指導としつけeに関しては、5～15歳では学校で学業がうまく行くようにとプレッシャーをかけない、子どもがテレビを見ることを統制することができる、とある。5～10歳児には定期的に学校に行くようし向ける、とあり、11～15歳児には学校に対して肯定的な態度を持つ、学校の規則に肯定的な態度を持つ、学校に行くよう仕向ける、となる。安定性fでは、学校での勉強の中で子どものことをどのように支えるかについて親子の間で合意する、ことが必要となる。

③ 子どもの育ちとしての感情や行動上の発達ニーズ：

この項目で0～4歳児に共通しているのは、結びつきの安心度と安定度、親もしくは世話をする人との、後には家族以外の他人との関係で子どもはどのように感情を表現するか、気質と精神状態、不安と恐れなどの症状、身体的や精神的、性的な侵害行為にさらされたり、家庭内の暴力を目撃するなどの危険にさらされる、である。3～4歳児には同情する能力（他人の視点から物事を見ることが出来るなど）が加わっている。5～15歳児には、症状には自己破壊が加わり、衝突や変化に対処する能力、犯罪の項目が増える。

③ 感情や行動上の発達ニーズと親としての能力

親としての基本的な世話aは、0～10歳児に対して子どもの感情的なニーズに素早く反応する（例：悲しみや不安、恐ろしさ）、子どもとの間に問題が起こっているもしくは起こった時に助けやアドバイスを求める、とある。1～4歳児には子どもがコンタクトをとる主導権をとった時に肯定的な態度で反応する（例：遊びに誘う、何かを見せる）が加わり、11～15歳児には児童の感情的起伏を我慢する、小さい子でありたいということと大人になりたいという児童の変化する心の動きに耐えて、それに対応することが出来る、我慢して児童を手放さない（例：決めつけたり、押しやったり、見限る）、問題が起こって解決できない場合は助けやアドバイスを求める、能力が必要となる。

安全面bについて全年齢層に共通しているのは、子どもを一人にしておかない、子どもを身体的・精神的・性的な侵害行為の的としない、家庭内暴力を目撃させない、であり、5歳以上にはいつもどこにいるか知っている、が加わる。

感情的な繋がりcについては、0～4歳には子どもとの関係で身体的や音声、視線での接触を使うとあるが、0～1歳児には子どもが自分のニーズや感情に応答されることがわかるように音声とボディランゲージでもって子どもに対応する、子どもの感情的な信号に対応する、思いやりを持って子どもに対応する、子どもには批判的・敵対的または他の精神的な罰を与えない、とある。1～10歳児には子どもの部屋の隅に立たせるとか別離を脅かしの手段とするとといった批判的・敵対的もしくは他の精神的な罰を与えない、と具体的な内容が書かれている。また、1～4歳児には子どもとの間に肯定的な協調関係をつくることが出来る、穏やかで一貫性のある態度が出来る、子どもがとても困惑している時に慰めることが出来る、とある。5～15歳になると、児童が悲しい思いをしている・不安である・怖がっているといった慰めが必要な時に慰める、となる。更に11歳児以上の親には、親権者は常に児童をバックアップすると約束する、児童は親権者のシグナルに常に反応するわけではないことを受け入れる、批判的・敵対的もしくは他の精神的な罰を与えない、が求められる。刺激dについては、3～4歳児には子どもが他人の持つ感情（悲しみ、喜び、怒りなど）に注目して心を配ることを励ますこと、3～10歳児には自分の感情を表現するように子どもを励ますこと、5～10歳児には子どもが何か見せたいとか話したいと思っている時にそれに関心を示すこと、が必要であるとしている。

指導としつけeに関して、1～10歳児には子どもが自分の感情をコントロールするよう助ける、子どもの行為が望むような方向に向かうように支援し影響を及ぼすこと、また3～10歳児には行為についてはっきりとした規則と

しつけをする（ボーダーライン）、5～10歳児には子どもが暴力や意地悪または酷な行為をするのを奨励しない、そうしたことを防止する、ことが求められる。安定性 f と親の関係は、全年齢に共通しているのは子どもとの接触の場面で信頼性や先見性、継続性があることである。0～10歳児には親しい人との関係で、子どもが必要以上の継続性の断絶や度々の断絶を経験しない、子どもが一人の親権者と別れる時にその親権者について話したり注意を喚起することを通して子どもを支える、子どもの感情的または身体的なニーズを満たす為にお互い支え合う、ことが必要であり、11歳以上にはその児童の規則に関してお互い支え合う、とある。

④ 子どもの育ちのアイデンティティニーズ：

1歳児以上が持つアイデンティティは、1～15歳児に共通して自己に結びついた肯定的な感情、家族や周囲に受け入れられているという感情を持つ、とある。3歳児以上には出身のこと（家族や親戚、母国や言語、文化、宗教など自分の出身に関する知識や態度）が、また5歳児以上には自分自身に関する考えや自分の能力などの自己像、自己の尊厳（自己のボーダーの保持）を表現する能力や、大人や友だちとの関係で自分の考えや意思に責任を持つ能力、（行政から行き場を）配置された場合どうして配置されたかを知っている、によって判断される。

④ アイデンティティニーズと親としての能力

親に必要な基本的世話 a として、1歳児以上に共通しているのは本人の年齢、性別、文化、宗教、適切な衣服を着せる（ハンディキャップがある場合にはそれに適応した）ことが必要である。1～10歳児には子どもを独自のリソースをそなえる人と見なすことであり、それに11歳児以上では独自のリソースを奨励するが加わる。1～4歳児には家族のメンバーはその子には誰もが同じ呼び名を使う、衣服は清潔なもの（食べ物のシミや大小便がついていない）が求められる。5～10歳児には、子どもに子ども自らの文化的伝統と言語を学ぶ機会を与える、が加わる。安全面 b では、5歳児以上に対し、嫌がらせや虐めや人種差別行為にあった時支援することが求められる。感情的な繋がり c では、1歳児以上に共通してそのままの人格として評価する、その子を誇りに思うことを表現する、が必要となる。刺激 d に関して1歳児以上に共通しているのは、自立しようと試みることを尊重することであり、1～2歳児にはその年齢にあったことを自分でしようとする子どもを励ます、そして3歳児以上では自分の意志や解釈を表現することを奨励する、となる。また3～4歳児には自ら選択肢を選ぶ状況に子どもを立たせることが加わる。指導としつけ e では、3～4歳児には他人と他人の所有物を尊重するよう教える、5歳児以上には他人や異なる家族的や文化的伝統を尊重し、受け入れるよう教える、が求められ、安定性 f では1歳児以上に対し子どもを家族のメンバーとして受け入れる（例：家族行事への参加）が必要となる。

⑤ 子どもの育ちの家族と社会的関係ニーズ：

この項目は、親（親権者）、兄弟姉妹、その他親しい人との関係は、全年齢に共通している。3才児以上には友だちや生活の中で大切な人との関係、それが家族にどのように理解されているか、友だちとのつきあい、家につれてくる可能性、である。11歳以上になると、親や兄弟姉妹に対する責任が加わる。

⑤ 家族と社会的関係ニーズと親としての能力

全年齢に共通している親としての基本的な世話 a は、近しい関係を維持するために十分な時間を費やす、であり、5歳以上になると家族の価値あるメンバーであると感じるように大切にすると加わる。安全面 b では、0～4歳児には兄弟姉妹が慎重に子どもとつきあうようにする、子どもと兄弟姉妹との関係をよく監督する、とあり、5歳以上になると兄弟姉妹が子どもに対して注意深く優しくするよう促す、が求められる。感情的な繋がり c については、全年齢に対して家族の中に信頼ある関係を作り出すが、また5歳児以上には子どもの色々なシグナルや表現を受け止める、が加わる。刺激 d では、0～1歳児には会話をして遊ぶ、他の子どもや親や親戚に会わせるようにする、が必要であり、1～2歳児には他の子どもや親や親戚に会わせるようにするために外出できるようにする、とある。また0～4歳児には子どもを店や友だちの所に連れて行くが、3～4歳児には他の子どもと遊ぶように励ます、が求められる。5歳児以上になると、友だちを家に連れてきたり、学校以外の時間に友だちと会うことを奨励する、が加わる。

指導としつけ e では、0～1歳児には親権者は新しい事態や出来事や人を前にして自分がどのように反応するか、もしくは新しいことの何が楽しく何が危険なのか、などを示して子どもを助けることが求められ、1～4歳児には

親権者は子どもに人との協調をする状況の中でどのように振る舞うことが出来るかをみせる（例えば人に近づく、他人との衝突）が、5歳児以上には子どもにとって優れたお手本になるように他人との関係を持つ、家族の他のメンバーがお互いを尊重心を持ってつきあう、子どもが暴力的もしくは虐待的行為をすることを許さない、が共通している。11歳児以上では、家族の中での規則や合意を尊重するように促す、自分の関心事をする時間が十分出来るようにする、年上の場合「ティーンエージャーのコンサルタント」としての役割を果たすことができはじめる、不適切な大人や友人とつきあうことを避けさせる、が出来るよう親は援助する。

安定性 f については全年齢に共通していて、子どもが知っている限られた一定数の信頼出来る大人が日常的な世話をし、しかも日常的な世話に一定の安定性があることが求められ、5歳児以上には主要な責任を担う人もしくは人々に継続性を持たせる、が必要としている。

⑥ 子どもの育ちの社会的な適応（マナー）ニーズ：

5歳児以上にあるこの項目は、外見のな様子（衣服や衛生）、外見や行為が周囲にどのように見られるかについての子どもの理解度、色々な状況の中でどのように行動するか・どのように理解されるかに関する理解度であり、11歳以上では外見や行為に、機能障害が加わっている。

⑥ 社会的な適応ニーズと親としての能力

基本的な世話 a として、5歳児以上に対し衛生状態がよく、衣服全体が整い、清潔であるように心がける、11歳児以上には衣服と外見に関して一定程度の責任を持たせる、が必要となる。刺激 d との関係では、5歳児以上には組織された活動への参加を奨励する、優れたお手本となるような社会的な行動をする、11歳児以上には自分の行動に安心感を抱くよう自信を増すことを支援する、とある。指導としつけ e は、11歳児以上に対して社会的に受け入れられるような交際や振る舞を教える、が必要となる。安定性 f については、5歳児以上には親しい人たちに受け入れられていると感じる、隣人や役所の人たちとは一般的にいい関係を持っている、が必要であり、5～10歳児には同じような状況の中で、例えば余所での食事の招待に感謝したり、従兄弟にプレゼントのお礼を言ったり、自分がどのように振る舞ったかという肯定的な例を思い起こさせる、が加わる。

⑦ 子どもの育ちの自己管理能力ニーズ：

この項目は、成熟度に関係している。5歳児～10歳児には、家庭における実践的な仕事に責任をとれる、自分の衛生（入浴や髪をとくなど）と衣服の世話が出来る、自分で食事が出来る、一定程度の食事と飲み物の準備が出来る（年齢にあった考慮が必要）、助けが必要な時どこに行けばよいか知っている（電話をかけられる）、年齢に対応したレベルの決定ができる、であり、11歳児以上では金銭を扱うことや自分の誕生日の会やパーティを組織できる、が加わる。

⑦ 自己管理能力ニーズと親としての能力

親としての基本的な世話 a は、5～10歳児には子どもの日常的な衛生と家事に主要な責任を担うことであり、11歳以上児には家族に関する主要な責任を負うことができるようにする、とある。刺激 d では、5歳児以上では家族の日常生活に関連する決定に参加するよう励ます、とあり、5～10歳児には自分の年齢を考慮に入れて子どもが自分の面倒をみることを励ます、11歳以上になると自分のお金に責任を持つなど自分の面倒をみる能力を培うよう励ます、とある。指導としつけ e については、5歳以上に共通なのは、家庭の内外で何が安全かを教える（人を含む日常的な危険や交通安全）であり、5～10歳児には、親は年齢と成熟度を考慮し、何を自分でして良いかの境界線を引く、とあり、11歳児以上には自分ができる以上に家族に関する責任を持たせないようにする、となる。

「さんさん幼稚園」が残したもの 「福祉文化の視点から子どもの今を考える」(実践編)

藺田 浩美

1 子どもたちの置かれた状況

国の大切な宝である子どもたちは今どのような環境で育っているのだろうか。子ども時代は言うまでもなく人格形成の土台であり、木でいえば根っこを育てる時期、建築でいえば基礎を造る時期である。誰もが土台や基礎が大切であることは理解しているのだが、一見して目に見えない部分でもあり、特に人間の教育においては目に見えるようになるまでに時間がかかることもあって、土台作りがおろそかにされがちである。子どもにおける土台とは「子どもであること」をしっかり体験することに他ならないのだが、現在の子どもの置かれた状況は、決して安心できるものではない。

第1に考えるべきことは、子どもにとって必須の栄養である「遊び」を保障する「遊び場」の問題である。「遊び場」が問題にされてからかなり時間は経っているが、現実はずっと厳しくなってきた。団地やマンションで育つのが当たり前になってきた現在、地上から遠く離れた10階以上の高層に暮らしている子どもたちは少なくない。

集合住宅では下の階の住民に気兼ねして静かに音を立てないように暮らすことを強いられる。外へ出て元気に遊んでいると「子どもの声がうるさい」「走り回るな」「ボールで遊ぶな」など一部の理解のない大人たちの声でますます子どもたちは居場所を失っている。近くの公園に出かけると、そこは禁止事項のオンパレード、おまけに近年は魔の手が伸びていて、3日とあけず学校から注意のチラシをもらうということも珍しいことではない。親は心配で子どもだけで公園で遊ばせることが出来ないのである。こうした状況の中で、遊びをはじめとして「体験の場が不足していること」と、「子ども同士のむすびつきが薄くなったこと」が大きな問題として浮かび上がって来ている。

2 多様な体験が子どもたちの 身体と心を育てる

私は30年にわたって東京の郊外のニュータウンで幼稚園教育を行ってきた。それも文科省から認可された幼稚園ではなく、独自の方針を持ったフリー幼稚園で、名づけ

て「さんさん幼稚園」。園はニュータウンの外縁に残された広大な里山を「園庭」にし、思い切り身体を動かして心ゆくまで遊ぶことを追求して楽しい園生活づくりをめざした。園児70名、保育者5名のこじんまりした園なので、全ての保育者が全ての子どもの様子をとらえることができ、子どもたちは全ての保育者とかかわる時間がある。タテの関係を大切にし、タテの関係から得られる多彩な体験を大切にした。子どもたちは友達を選ぶ範囲が広がり、早生まれの子は4歳でも3歳の子に親しみを覚えて一緒に活動したり、自分より年上または年下の友達を選ぶこともできた。また気の合う保育者、好きな保育者を自分で選び、一緒に遊ぶことができた。子どもたちは自由に選べる場があれば、4歳、5歳になるとかなりしっかり自分の好みを主張するし、それぞれの肌合いのようなものを前に出してくる。自分の思いを尊重されれば、課題にも素直に取り組むようになる。保育者に親しみを感じるとともに、好きな友達と自由に遊べることは、自分の居場所を居心地のいい所にする上で欠かせない。

幼児期に身体ごと元気よく遊ぶことは人格形成の基礎として大変重要なことである。思い切り走り回ったり、跳んだりはねたり、水や土を素材に心ゆくまで遊んで「身体に生きる喜びを満たす」のである。それらの活動は「自然との関わり」を通じて追求された。入園して間もない子の中には小さな蟻をみても怖がり泣き出す子もいるのだが、半年、1年と雑木林の活動を積み重ねると、自然の中の生き物との関わりに慣れていく。

春は新緑の林の中で木苺や桑の実を採り、実をほおぼりながらのんびり歩く。春のや

わらかな日差しと生まれたばかりの木々の緑の中で、野の花を摘んだり、生まれて日の浅いカマキリ、バッタ、テントウムシなどの昆虫やカエルやトカゲを捕まえたり、山道を小鳥の声を聞きながら走ったり歩いたりする。坂道では5歳、6歳の子が3歳の子どもの手を引っ張ってあげたり、脱げた靴を拾ってきてはかせてあげたりと、保育者が何も言わなくても自然に子ども同士の助け合いが生まれる。

子どもたちは水遊びが大好きだ。寒い冬でも子どもは水遊びをしたがるが、特に夏の水遊びは子どもの天国だ。水は子どもにとって大切な遊びの教材である。頭から水をかぶったりプールに身体ごと浸かったり、水と泥をこね合わせて池や川やダムを作ったり、何時間でも飽きることはない。重たい水のバケツもセッセと運び、ダムや川に水を流す。ここでも3歳から6歳までの子どもたちが入り混じり、協力しながらそれぞれに応じた労働（遊び）をする。幼児とは思えないほどの腕力と集中力が発揮される。

秋は落ち葉をカサコソ踏み鳴らして山道を歩く。山の中でドングリや松ボックリやメカゴなどの木の実、もみじや朴（ホオ）の木、山芋の葉っぱで作品をつくるのも楽





しい体験だ。高い木にロープを下げターザンごっこ。地面が揺れ、風を切り、不安定な身体を整え、地面にいつ、どのタイミングで飛び降りるか、冒険心と決断力が必要となる。斜面を登ったり下りたりするのは単純に見えるが、身体全体を使いバランス感覚を必要とする。この遊びに子どもたちは何度でも飽きずに挑戦し、20mほどの崖の斜面を初めて登れたときには達成感を満面の笑みに表わす。その喜びは大きな自信に繋がる。緩やかな斜面では寝そべって、ぐるぐる回りながら下りたり、シートを広げソリのようにすべって遊ぶ。坂道を歩くことも斜面に立つことも体験によって身体が覚えて上手になっていく。遊びの中で知らず知らずに決断力、冒険心、秩序、バランス感覚が育つ。

冬には霜柱をガリガリと踏むのが面白い。

子どもたちはキラキラ光る霜柱を手のひらに載せる。手のひらの中の霜柱は融けて泥だけが残る。子どもたちにとって霜柱は絵本やテレビの中だけのものではなく、現実に触り体感するものとなる。こうした四季を通じての「体感学習」がさんさん幼稚園のいちばんの特色になっていた。

3 自然とのふれあいが持つ意味

季節ごとに変わる日差し、風、植物、昆虫や小動物、どれもが子どもたちの感覚を豊かに育ててくれる。子どもたちは感覚を刺激してくれる遊びが大好き。これらは情操教育に必要な遊びでもある。落ち葉をかき集めて頭からかぶったり、友達にかぶせたり、穴を掘って落ち葉を溜めてプールを作って泳いだり、元気な笑い声とともに遊





んでいる。

秋に落ちたドングリ達は芽を出し、逆立ちするように山道の端に並んで立っている。ドングリの芽はなんとも不思議で、寒い冬の時期に頭から芽を出し立ち上がるのだ。ドングリもしっかり生きている。命を感じさせてくれる身近でかわいい植物である。雑木林の中は沢山の命であふれている。自然は命の教育にはまたとない教室なのだ。

音感教育にも自然は大変良い場所であった。小鳥やカエルの声、落ち葉や霜を踏む音、木々をわたる風の音を聞きながら、年長児は課題としていた鍵盤ハーモニカを山の中で合奏することもあった。そして山の中での寒中マラソン。いつも歩きなれた細い山道だが、アップダウンはもちろんのこと霜が融けてぐしゃぐしゃなところもあり、厳しいマラソンコースである。2キロ近い距離を、転んでどろんこになっても少しくらいすり傷になっても、ゴールをめざして走る。年長児になると「勝ちたい」気持ち満々で、家で練習をする子もいた。体力、意欲に応じて走ったり歩いたり、のんびり散歩している子もいて、その子によってそれぞれだが、3歳から6歳まで全園児が参加した。お父さん、お母さんの応援の中、完走・完歩した子の顔は晴れやかだが、中

には負けて悔しがっている顔もある。色々な思いが交錯する。嬉しい、悔しい、苦しい、楽しい…こうした経験が自信となり、次の目標への意欲に繋がることを願っていた。

林の中の活動は身体をいっばいに動かし、大胆に困難に挑戦して遊ぶ割には大きな怪我や事故は少ない。怪我をするのはむしろ公園での方が多かった。石の階段に頭をぶつけたり、アスファルトの道で転んですりむいたり、ガラスや釘を踏んだこともある。それに比べて山は落ち葉のクッションがきいていて、転んでも転がっても怪我にはならず、危険と感じたら自分なりに気を付けることもしやすい。

自然の中では不思議と喧嘩やトラブルが少ない。鬼ごっこやかくれんぼをしたり、野の花や葉っぱでお店屋さんごっこをしたり、たくさんの子が輪になって遊ぶ姿は微笑ましい。虫の好きな子はいつまでも虫探し、花の好きな子は花摘み、泥遊びの好きな子は泥遊びなどそれぞれに好きな遊びに夢中だった。園はダウン症や知的障害の子ども、発達障害と言われた子どもたちも積極的に受け入れてきたが、その子どもたちも自然の中で何の問題もなく一緒に遊ぶことが出来た。子ども同士の助け合いや協力し合う姿を多く見られたのが自然の中での活動だった。自然のふところはそれだけ広く、暖かく、福祉の心を育ててくれる。都会の子どもたちが自然とのふれあいから、どんどん遠く離れていく現状には大きな危惧を感じざるを得ない。

4 ケンカやトラブルも重要な教材

子どもにとってはケンカも大事な経験である。ケンカそのものが悪いわけではない。兄弟が少ない今日、鴨の味がするという兄弟喧嘩の経験も少ない子どもたちには、友達とのケンカは大事な体験となる。ケンカによって自分や友達の痛みが分かり、ケンカのあとの寂しさを知る。ケンカによって自分の思いを通す方法や人との関わり方、問題解決の方法を身につけることもできる。仲良く遊びたいという気持はケンカを通じて明確になる。

さんさん幼児園の保育者のケンカに対する対応は次のようなものであった。年齢や身体の大きさ、暴力的かどうかに関心する、差がある場合は保育者が中に入り、それぞれの子どもの言い分をしっかりと聞く、言葉の暴力にも注意する、力が均等の場合はすぐに裁いたり止めたりせず、少し離れたところで見守るようにする。

子どもの世界といえども、問題を解決する力や善悪を考える力は、おとなが思う以上にあるものだ。何より子どもは、子どもの世界の中で注意されたり、慰めたりされるのが一番いい結果に繋がるのだ。人間同士、小さな揉め事は日常茶飯事である。トラブルを最初から回避するのではなく、問題解決の方法を身につけるプロセスとしてもめ事は必要なことだと考えてきた。その一例として「おもちゃ」の問題を取り上げてみよう。

さんさん幼児園では、園児が自分のおもちゃを園に持ってくるのを「よし」とした。その場合の約束は、まず、親子での確認事

項として、

- ①お友達に貸してあげられるのか
- ②壊されてもよいのか
- ③なくしてもよいのか、を確かめ、全部「よし」でなければ持ってこないことにした。

また、園での約束として、

- ①山へおもちゃを持っていかない
- ②園バスの中ではおもちゃで遊ばない、というルールも作った。

予想通り、持ち込んだおもちゃをめぐる色々なトラブルが生まれたが、それでも園は親と次のような約束をした。

- ①子どものおもちゃの件でトラブルになったら親同士では解決しない
- ②「おかしい」と思ったら必ず園に連絡する
- ③園が責任を持って解決に当たる。

持ち込みのおもちゃについては親の理解が必要だが、おもちゃをめぐる親同士が険悪にならないように配慮したのである。おもちゃの持ち込みは、うまく活用できると、子どもの世界を広げ、問題解決能力を高めるための素晴らしい教材になる。借りたおもちゃを子ども自身の手で返すことから「借りたものは必ず返す」というルールが学べるし、家にはないおもちゃで遊べる上に、貸したり借りたりで友達関係が発展することも期待できた。

5 おわりに

「さんさん幼児園」は2008年度をもって30年にわたる歩みを閉じたが、その流れを振り返ってみると、里山の豊かな自然を舞台に、子どもたちの体験と互いの関わりを

大切に、身体と心をのびのび育てる教育を実現してきたと思う。それはまた、福祉の心を養うという意味もあったと考えている。教育と福祉、さらには自然環境やコミュニティの問題は一続きのものであって互いに切り離すことはできない。「認可」という枠組みに縛られなかった分、縦割りでない、総合的な人間教育＝福祉活動が展開できたのだと思う。

「さんさん」30年の歩みを踏まえて、園に参加してくれた父母たちを中心に「NPOさんさんくらぶ」が組織され、子どもの自然学校や田んぼ作り、ファミリーの音楽活

動、病院でのボランティア活動など、多摩ニュータウンの全域にわたって、教育・文化・福祉・環境に関わる市民活動を続けている。かつての園の父母たちは今では立派な市民活動家になって活躍してくれている。ずいぶんと大きくなった「さんさん」の子どもたちが昔と同じように里山をとび回っている姿を見るのはとても楽しい眺めである。

(そのだ ひろみ 元さんさん幼稚園園長)

聞き書きによる記憶の記録

～奥会津地域の文化の掘り起こし活動～

遠藤 由美子

奥会津書房の設立

奥会津地域の文化の掘り起こしと発信をテーマに有志で設立した奥会津書房のささやかな出版活動は、今年14年目を迎えた。

奥会津の人々の日々の営みが育んできたさまざまな文化には、取り立てて派手やかな装いはないが、深い精神性に貫かれた生き方が宿っている。それらを掘り起こし、次の世代に繋げたいと願って選んだ手段が本づくりだった。

当時、子どもたちを取り巻く状況への危機感はすでに多大なものがあり、未来の子どもたちにとっての道しるべを掲げる必要性を強く感じていた大人たちが、一人、二人と参画してくれた。多様な貌を持つ奥会津地域の文化の底には、人間らしく生きる上での確かな手がかりがあると感じていた大人たちだった。実行委員会組織を立ち上げ、県からの出版助成を頂いて、3年間に5冊の『奥会津 文化シリーズ』を発行した。助成終了と同時に実行委員会は発展的に解消し、2名のスタッフで再スタートしてから9年が過ぎた。この間の社会情勢の

激変は、当初想定していた範囲をはるかに超えている。一冊の本に託した願いに比して、徒労感に苛まれる日々も重ねた。しかし、子どもたちの未来の足元に、道しるべとなれるような本を一冊でも多く残しておきたいと思う。

会津学研究会の誕生

平成16年春、奥会津書房の文化交流会企画として、福島県立博物館館長の赤坂憲雄氏を昭和村に招いて公開座談会を開催した。民俗学者であり思想史家でもある赤坂氏の目に、奥会津はどう映るのだろうか。昭和村を皮切りに奥会津各地での座談会を通して、その鋭い視座から新しい奥会津の風景が見えるかもしれないという期待を込めた企画だった。

しかし、次回を約す代わりに赤坂氏から提案されたのは、イベントから脱却して、自分たちの地域を自らがどのように捉え、どう向き合うかを考え実践する雑誌の創刊だった。

赤坂氏の提案は穏やかだったが、自分たちがいかに主体性に欠けていたかを思い知

ることとなった。他力に委ねて、勞せずして新しい世界を覗こうとするようなものだ。

その日を境に方向が定まった。座談会に登場した菅家博昭を代表として次々と有志が集まり、平成16年10月、奥会津書房を事務局として「会津学研究会」が発足した。赤坂氏はその席上で、会津における知の運動の浸透と展開を具体化することで、やがてあたらしい会津の風景が見えるだろうと語り、最後の言葉をこう結んだ。

—汝の足元を掘れ。そこに泉あり—

以来、奥会津書房を運営の母体として地元会員約20名でゆるやかに組織され、不定期で勉強会を開催している。寺子屋のような自由な勉強会は情報の交換の場ともなり、地域誌『会津学』の基盤となった。

『会津学』の創刊

『会津学』創刊号は東北文化研究センターの助成を受けて出版された。各人が自らの足元を深く掘り下げる学びの結果として誕生したのだった。会津学研究会を母体とする若手の地域リーダーたちが中心となって、聞き書きを主に執筆したモノクロの雑誌である。会津に生きることをテーマに、さまざまなジャンルでの語り部を通して、興味深い報告が並んだ。

学ぶ対象はさまざまで、ジャンルも多岐にわたっている。そこから見えてくるのは、会津に生きる覚悟を秘めた個々人の真摯な姿勢である。すでに認識されているままの地域の歴史、文化、風土を、効率良く地域資源として活性化に繋げようとするスピーディな方法ではない。自らの足で歩き、見聞きし掘り、土の匂いを纏ってまだ闇の中

を歩いている。会津地域における内発的發展を求めるには、こうした牛歩に似たものであっても、先駆的活動として徐々に広がって欲しいと願っている。

自らの意志で引き寄せたものでなければ、歴史も文化も風土も、舞台の書割でしかない。

「会津」という漠然と象徴されてきたナニモノかの中に自分を括り込んでしまえない違和感があるとしたら、書割ゆえの空疎な感覚ではなかったか。

創刊号の柱ともなった「渡部家の歳時記」は、都会から嫁した女性が8年を費やして記した山村の家庭、渡部家の1年間の歳時記を詳細に記録したものである。渡部家という限定された領域で行われる習いからは、民俗行事ひとつ取っても個々の貌が異なるという事実が明らかにされてくる。ここには書割などない。すべてに血が通い、いのちが漲る。足元を掘るとは、いのちを湛えた泉に辿りつくまでの、自らに課す行動でしかない。

聞き書きを手法として

創刊して更に明らかになったのは、泉に辿りつくための手法として、聞き書きの重要性が強く認識されたことである。歴史を抱え、文化を営み、風土を支えた市井の語り部から教を乞うことを活動の中心に据えた。号を重ねる毎に、地域の語り部の掘り起こしが厚みを増してくるだろう。聞き書きや取材のできる若い書き手を育てるための、学びの場の創出も課題である。

書物や資料からではなく、生きた証しに直接接触することは、平板な知識を得ること

とは違い、揺れながら深められる「知の運動」にほかならない。聞き書きからもたらされるいのちの鼓動を受け止め、共感し、さらに記録して伝えようとする力が、やがて地域に新しい風景を結ぶだろう。

『会津学』は、個々人が過去と現在の狭間に立って、視座を明確にしなければ拓かれては行かない。何を未来に繋いでゆくかを自ら選び取らねばならない厳しい場である。それゆえに確かな、そして豊かな畑であり続けなければならないだろう。

次世代に伝える使命

私たちがこうした学びの成果を一冊の本に残すことの意味は、100年後の子どもたちの道しるべにしたいという願いにほかならない。

今、子どもたちの未来に何を見るのか。

周囲を山に囲まれた会津でも、わんぱく塾や自然体験塾などのようなバックに子どもたちを詰めて、いのちの大切さを学ぼうと叫ぶのは、困り果てた大人たちが短絡する身勝手というものだ。

子どもたちの前に広がっている無機的な白い闇は、私たち大人が作り上げたものである。

かつて人間は、「闇は恐ろしい」と身を守り、息をひそめ、光を求めた。闇の怖さを身心で感じ取ることができたからこそ、私たちはそこから抜け出すために感覚を研ぎ澄ますことが出来た。

しかし、今、子どもたちの前に立ちほだかるのは、現実の漆黒の闇はすでになく、仮想の世界に張り巡らされた無機的で白い闇だ。一緒に歩く友だちの姿がはっきりと

見える。光はまぶしいほど溢れている。ここが恐ろしい白い闇の世界だと感じることもすら許されない場所で、子どもたちは疑いもなく瞳をきらきら輝かせているのだ。

この闇を作ったのはすべての大人たちであり、私自身である。

子どもたちは常に、大人たちの被害者だった。私たち大人は、せめてその自戒を重く背負うべきである。

おそらく、ここ十年の、人間の想念が生んだ悲惨は、それと同じ時間をかけても修復は困難だろう。だからといって、口を拭うわけにはいかない。すべての学びの底に「いのち」という動かし難い基盤があったことを思い出したい。今、本当の意味での覚悟が求められている。

精神を伝えること

奥会津のような山間地の暮らしは自然や農林業との関わりが深い。自然は、破壊と恵みの極端から極端へ翻る力を持つゆえに、山の神、水神、鳴神など、見えざる神として君臨してきた。「豊かな自然ね」と平らに均され、一時の憧憬を含んだ言葉には、この見えざる神の存在はない。破壊と恵みの両極を司ってこそ自然は健全なのだということを、山の民は骨の髄で識っている。

御し難い自然の力に対しては、人々は身を低め、敬い畏れるしかない。人間の非力さを認める姿勢こそが、人間の奢りを律し、敬虔さや感謝の真の姿を素直に表現する源であった。これは教わるものではなく、感じ取るものようだ。様々な自然の脅威に対しての高度な防御策が成され、暗闇もなくなった現代に、確かに神々は見えにくく

なった。しかし、見えにくくなっただけで「不在」ではないのだということを忘れてしまったのは悲惨なことである。見えざる存在を感じ取る能力が退化した人間は、自らが非力であることも忘れてしまう。

自然から学ぶ最も大切なことは、いのちの有限とその営みのダイナミズムであろう。草木や虫にも人間と等しくいのちがあり、人間もまた有限の生であること。だから慈しみ合えるのだということ。それはおそらく、人間が人間であることの最も本質的な姿だった。それが見えないと、精神構造の成熟した核もなくなる。

こうしたことは教科書からは学べない。管理された総合学習でも学ぶことはできない。自力で感じ取るしかないのだ。その力を育むための環境が消え去ろうとしている今、奥会津に残る高度な精神文化を伝えるのは、この土地で暮らしを紡いできた方々の真摯な生き方と伝えようとする意思である。精神の文化はどこ地域でも探せるものだ。振り返って自分を探す場はいたる処にある。ただ、そこに至る道が見えない。

現代の子どもたちは、生まれたときからこの白い闇の壁に挑まなければならない厳しい時代に生きている。道が見えないほど不安なことはないはずだ。私たち大人は、出来得る限り彼らの歩く道を少しでも明るく照らす責任がある。

地域の先人たちの「言葉」は、確かな灯りである。皮相的な概念しか持たない、例えば「環境にやさしい」などという薄っぺらな言葉ではなく、いのちを託した自分の言葉を差し出してくれる方々の声を、直接子どもたちに繋ぐことも大人の使命である

うと思う。

こどもたちの「聞き書き」

研究会のメンバーが中心となって中学生に聞き書きを指導し、1冊の本にまとめるために行政機関と連携した活動も行われた。（『未来への伝言』2005年10月会津坂下町刊）

この基礎となったのは、『会津学』でその後連載されることになった一枚の古い写真を読み解く試み（「一枚の写真から」）である。

さらに、一枚の古い写真を糸口として、子どもたちが祖父母や近所のお年寄りから話を聞き、それを記録する「奥会津 子ども聞き書き百選」という企画も奥会津7町村の自治体で組織する事業に採択され、今年3回目の募集が行われた。

遺言とも言うべき大人たちの思いの発露と、言葉の持つ重さを健気に受け止めようとした子どもたちのひたむきな目とで綴られた記録は、『じいちゃん ありがとう』という本にまとめられた。福島県奥会津地域の小学校5、6年生から中学、高校の生



第2回「こども聞き書き」発表会の様子

徒たちが、「聞き書き」という手法で祖父
母や近所のお年寄りたちに話を聞いて、互
いの思いを通わせた記録である。

原稿に添付してあった一枚の写真のコピ
ーは、ほとんどが古い時代のものだ。アル
バムの中から選び出した1枚の写真の重さ
が伝わってくる。この写真をきっかけに、
祖父母や両親、近所の近い大人たちに、
子どもらしい問いを投げかけていた。古い
記憶を紐解く手がかりとして、一枚の写真
は泉のように記憶を溢れさせてくれる。

土地の言葉そのままを収録したものの中
には、その場の空気感や、語り手が記憶を
たどる間の戸惑いを含んだ息遣いまでが聞
こえてきそうな記録もある。

はじめて聞く戦死した祖母の兄弟たちの
こと、祖父から聞く暮らしの厳しさ。子ど
もたちは、教科書で習った客観的な歴史と
は異なる、痛みを伴う肉親の実人生を健気
に受け止めていた。

「じいちゃんが戦争で亡くなっていたら、
僕はいないんだと感じました」

多くの子どもたちがこのような感想を付
記していた。

また、87歳の祖母が、子どもの頃のことを
泣きながら話してくれる姿に接して、つ
らいことや楽しいことをたくさん乗り越え
てきた人なのだと感じた中学生は、

「ぼくが今ここにいるのも、ばあちゃん
のおかげなので、ばあちゃんには感謝した
いです」と感想を記している。

「つらかったことか？戦争のときか。小
学四年の頃だな。殺されんでねえかと思っ
て怖かった。B29飛んで来ると、山の中さ
逃げて勉強とかやった。弁当は、米の飯な
んでねえから、カボチャの煮たのとか食っ

てた。言いたいことか。言いたいことなん
かねえ。ただ、明るい世の中になってくれ
ればいい。戦争なんかねえ、明るい世の中
になってくれれば、それでいい」

人生の最も重く辛い出来事を孫に語る
人々の思いは、いかばかりだったろうか。

話をひたむきに受け止め、その人生をね
ぎらおうとする孫の姿に、おばあさんは涙
を流されたのではなかったろうか。

語り手の方々にとっては、孫や子どもと
いう親族に自らの人生の一端を語ることで、
生きてきた証を再認識されたのではないかと、
子どもたちの素直な感想の中から読み
取ることができた。添えられた写真は後世
に残す資料としても貴重なものも多かった。
しかし、記録として残すことが重要なので
はなく、聞き手である子どもたちと語り手
との互いの関係性を深めたその過程こそが、
大きな財産になったのではないだろうか。

ふだんは聞くこともなかった家族のこも
ごもの歴史は、今の自分に直結していると
どこかで感じたに違いない。家族に深く愛
されて、今、自分が在ることを再認識した
子どもたちは、その思いを必ず相手にも振
り向けている。

「私は、これからもばあちゃんのことを
ずっと大切にしていきます。少しでも手伝
ったり、少しでも話したり……。なので、
ばあちゃんには、今のように畑も作って、
いつまでも元気で長生きしてほしいです」

子どもたちの多くが丁寧に拾い上げてく
れた語り手の話し言葉は、土地の言葉が
「言霊を包んだ優れた言語」であることも
証明してくれた。

奥会津の子どもたちが行った「聞き書
き」は、自分以外の他者に対する感謝と深

いまざしと共に、生きることの尊さ、命のつながり、思いやり、生きる力を、子どもたちが自ら引き寄せる場を生み、その精神を未来へとつなぐ道しるべの一步を記す

ことになった。

(えんどう ゆみこ 奥会津書房代表)

里親制度の普及は国民的運動へ

本多 洋実

1 はじめに

我が国における子ども虐待の現状は、児童相談所への相談件数¹⁾が毎年4万件以上を記録し、惨たらしい子ども虐待の数多くの報道が、否が応にも国民の関心を集めている。

児童相談所が介入しようとしても、親から民法の親権や懲戒権、個人情報保護を盾にされ、家庭内に第三者が入り込むことに多くの困難がある。強制的な保護を実施することは、親と児童相談所との間の信頼関係ができないことを意味し、子どもを取った取られたの感情につながり、親子双方にとっても効果的な支援どころかわだかまりとなってしまう。子どもの最善の利益を優先するためであっても、後遺症を残すことは可能な限り避けたいものであるが、判断が遅れると命が危ない場合もある。

結果として子どもを保護した後に求められるのは、「予防・介入・支援とともに重要なのは、分離後の子どもの養育²⁾」であり、子どもの養育について、子どもの利益が最優先されなければならない。その受け

皿として、乳児院・児童養護施設等の入所型施設と、一般家庭で養育する里親制度がある。どちらの受け皿も、児童相談所と連携して親への支援を継続しながら、保護された子どもを元の家庭へ帰すことが社会的養護の本来の目的のはずである。しかし、家に戻れない事情を抱えた子どもが存在するのが現実である。

今や、親の行方不明や病気・離婚等の理由も含め、乳児院や児童養護施設等の養護関係施設に措置される児童の数は4万1602人、その内3611人が里親家庭へ委託されている³⁾。

母親の一時的な病気入院などが保護の理由であれば、家庭復帰は容易であろう。あくまでも社会的養護は一時的な家庭に代わる代替的なサービスでありたいが、そうでない子どもたちが多くいるのである。

2 社会的養護としての里親活動

我が国における里親制度は、1947年、児童福祉法の制定とともに始まった。1987年に特別養子縁組が導入され、2002年には専門里親・親族里親が創設された。そして2009

年、里親施度の改正が行われ、「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別した。里親には研修が義務付けられ、都道府県には里親支援が義務付けられたのである。

つまり、2009年の児童福祉法改正以前は、里親が研修を受け、都道府県がその里親を支援する仕組みは法的にはなかったことになる。とはいえ神奈川県等においては、法改正以前から研修や保育体験等が実施されており、それらを済ませてから里親登録となり、その後委託されれば里親として活動に入ることになっている。しかし、里親の絶対数不足と従来からの施設入所中心体制から、里親への子どもの委託が進まない現状にある。

欧米では、保護を必要とする子どもの9割が里親委託され、我が国では逆に9割が施設措置である⁴⁾。我が国は欧米に比して里親の活用が極端に低くなっており、児童福祉法の改正により、里親の活用が謳われているにもかかわらず、その数は伸び悩んでいる。

筆者が里親会に所属し、里親制度普及のための講演会等を通して受ける質問や疑問の中に、里親制度が普及しない原因と思われることがある。それは、里親制度が養子縁組を前提としたものという印象が強いことである。もちろん特別養子縁組を希望する夫婦が里親として登録することも里親制度の中に位置づけられているが、受講者の多くは、里子も里親も他人であることを承知の上で、同じ家庭の中で生活している養育里親のことを、あまり知らないのである。里親イコール養子縁組であり、将来にわたり親子関係を一生結ぶものと誤解している

ことが多い。

養育里親には子どもの状況に応じて、緊急一時的な養育、短期間の養育、18歳になるまでの養育等々がある。しかし特別養子縁組と決定的に異なるのは、里親委託とは、「子どもと実親と里親の関係をつなげること⁵⁾」であり、実親にとって委託とは、「子どもを児童福祉サービスに委ねること、自分が抱えるさまざまな問題の解決に手をつけること、そして子どもを引き取る準備を始めること⁶⁾」が本来の目的である。児童相談所から委託を受けた養育里親は、児童相談所（場合によっては実親を含む）とともに、子どものニーズに合わせた支援と養育を行い、児童相談所は、子どもと実親への支援、そして里親への支援を過不足なく行うことが求められる。

養育里親は、委託を受けた子どもと実親の家族再統合の視点を持っていなければならない。そのために例えば兼井京子⁷⁾は、「虐待を受けた子どもを養育する里親が、実親に対して『虐待をした親』という負のイメージだけで子どもと対応すると、子どもに直接、実親批判をすることにもなりかねない」として、児童相談所には里親への十分な情報提供と説明が必要だとし、里親には社会的養護の役割を期待し、児童相談所と養育方針を共有することを求めている。

子どもにとってはどんな実親であっても（子ども自身が実親を非難していたとしても）、里親は、子どもと実親への配慮を忘れてはならないと思う。そのためにも児童相談所との十分な連絡を取り合い、連携して支援をしていかねばならないのである。しかし、残念なことに全国的に見ると、児童相談所における里親支援、あるいは里親

の活用には格差があり、里親の力量もまちまちである。社会的養護を支える里親制度の充実と、子ども一人ひとりに合った養育の選択肢の幅を広げることが求められる。

3 里親実践から

しかし現実的には、実親の抱える問題から子どもが実親の元へ帰ることができない、あるいは帰すことができないことが多いのである。特に虐待を受けた子どもの養育は、特別な配慮が必要でそれなりの時間と苦勞を伴う。そのうえに、実親との接点を持つことは子どものみならず里親にとっても危険や恐怖を伴うことが考えられる。里親の可能性と限界については里親会でもさらに議論を深めたい。

筆者夫婦は里親登録をする前に児童相談所において説明を受け研修を受講した。里親会の主催する行事に何度か足を運び、実習のような体験をした。2か月に1回くらいのペースの週末家庭から始まり、特定の男児を家に定期的に迎えた。里親登録が済んだからは、緊急一時保護の乳児・幼児を数回受け入れ、我が家に子どもを預かった。現在養育里親として小学生を一人迎えている。

養育里親になってから、わが家庭は小学生中心の生活になった。24時間365日、小学生がいるとにぎやかで楽しい。ときどき子どもも里親も、頭に角が生えたり、泣いたり笑ったりしている。大人の会話にでもなんでも口をはさむ。友達とのトラブルもよく起こす。食べ物の好き嫌いを少しずつ解消しつつある。夫婦だけの外出・外泊はできなくなった。小学校の下校時間前に

は夫婦のどちらかが家にいなくてはならない。食事や風呂、就寝、洗顔等々、何から何までも一緒に、して、見せて、ふつうの生活習慣を覚えているところである。

子どもの希望で、子どもは本名を名乗り、里子であることを公言している。そのおかげか、子どもつながりで、小学校関係や地域の人たちとの交流が増えた。自治会も民生委員も里親活動に理解と協力をしてくれている。

しかし、この子どももいつか家庭へ帰すことを目標にしなくてはならない。家庭の事情が解決し、児童相談所の判断で帰宅が許される日が来ることを信じていなくてはならない。子どもの真の利益を実現するのが児童相談所と里親の役目であることは十分承知している。

緊急一時保護をしたときの様子を以下に紹介する。

参考事例⁸⁾ (緊急一時保護)

ある日の午後、職場に妻から電話があり、妻、「我が家に児童相談所から緊急保護の依頼があつてね。生後2ヶ月の赤ちゃんなんだけど、母親は…」私、「詳しいことは兎相と詰めて…。受けられるかどうかの判断は任せるから…。なるべく早く帰るから…」。

(中略) 夕方に職場から自宅へ電話すると、赤ちゃんを緊急一時保護することで話は進んでいました。健康状態に問題はないのですが、母乳しか飲んでいない赤ちゃんで、昼前、突然母親と離されたことによる心身への影響と、我が家で粉ミルクを飲むことが出来る

かどうかが心配でした。

仕事を切り上げて早々に帰宅すると、夜赤ちゃんが到着し対面。かわいい赤ちゃんが泣き疲れて寝ていました。

児童相談所の係の人からの状況説明と確認、赤ちゃんの家から持参した衣服やオムツの点検を済ませ、妻はぐずる赤ちゃんをあやしながら水分補給を試み、私は不足する物資（紙オムツ・哺乳瓶・乳首数種類の形状のもの・粉ミルク・ガーゼ・脱脂綿等々）の買出しに走りまわりました。

母親と離されたことを抗議するかのごとくに泣き、児童相談所でも一滴もミルクを受け付けず、我が家に来ても口元の哺乳瓶を嫌がる姿に、私は内心「飲まなければ脱水で死んじゃうよ、あきらめて飲んでよ。」と願うばかり。妻は、「ベテラン保育士に任せて！根競べよ。きっともうすぐ飲むから。」と、私よりも落ち着いています。妻は赤ちゃんを抱きながら、「脱脂綿をガーゼで包んで白湯を含ませて渡して頂戴。ミルクを20cc作ってみて。哺乳瓶の乳首の種類を変えてみて。…」とあの手ここの手で試してみます。

夜遅くになって、あきらめたように、ようやくガーゼの白湯を一口ごっくと飲んだとき、「もう大丈夫、これで大丈夫、よく飲んでくれた、病院へ行かなくて済んだ。」と夫婦で胸をなでおろしました。その晩は夜通し付き添い、オムツに排尿を確認して喜びました。

翌日からは夜は交代で世話をすることに。私たちが共倒れにならないよう

に。

3日目くらいからは安定してミルクを飲むようになりました。お風呂に入れるのも、オムツを交換するのも楽しく、孫を預かったようにいとおしく感じました。なんと言っても赤ちゃんはかわいいのです。

約ひと月後、母親の問題が解決し、児童相談所から連絡を受け、赤ちゃんをお返しに行きました。私は仕事を理由に妻一人で行ってもらいましたが、実は別れが辛かったのです。今もお母さんと一緒に幸せに暮らしていると信じています。（後略）

4 むすび

国は「社会を挙げて子育てを支援する国に」と、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱⁹⁾を発表した。「利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」としている。つまり子育ての社会化である。

榊原智子¹⁰⁾のいう「従来の児童福祉の歴史が『特定の困った子の支援』として続いてきた状況を転換することは、容易ではないとつくづく感じた」は、過去の子育ての状況を言ったものだが、子育ての社会化の中に児童福祉施設や里親委託はどのように位置づけられるのであろうか。社会の全体が子育てに理解を示し、子どもと子育て家庭がその利益を感受できるようになると信じていたい。子育ての社会化とは『特定の困った子』を含む、すべての子ども・子育て家

庭が対象であることを信じたい。

また、厚生労働省は里親委託を促進するための方策¹⁾として、

- ①退職直後の世代をターゲットとしたPR、
- ②ファミリーサポート事業の登録会員や福祉施設退職者等の児童福祉分野に関わっている者への啓発、
- ③福祉分野を学ぶ学生や福祉関連の資格取得を目指す者への里親に関する教育等により、里親制度の普及啓発活動を国民運動として進めるとしている。

「子育ての社会化」と「里親施度の普及活動が国民運動へ」が本当に実現できるよう、筆者も里親として参加していく覚悟である。

注

- 1) 厚生労働省集計 全国の児童相談所が平成21年度に受け付けた虐待相談件数は過去最多の4万4210件(速報値)2010年7月
- 2) 小木曾宏 分離後の子どもの養育について 子ども虐待問題を知るための基礎知識 明石書店 2009年12月 P89
- 3) 厚生労働省集計 養護問題発生理由別児童数 児童養護施設入所児童等調査結果の概要 2008年2月1日現在
- 4) 才村純 里親の現状と課題 図表でわかる子ども虐待 明石書店 2008年12月 P117
- 5) 宮島清 虐待を受けた子どもを委託する場合 ソーシャルワークの立場から 里親と子ども Vol.2 明石書店 2007年10月 P128
- 6) 宮島清 虐待を受けた子どもを委託する場合 ソーシャルワークの立場から 里親と子ども Vol.2 明石書店 2007年10月 P130
- 7) 兼井京子 虐待を受けた子どもを委託する場合 里親支援の立場から 里親と子ども Vol.2 明石書店 2007年10月 P141
- 8) 本多洋実 里親として 社団法人神奈川県社会福祉士会会報 2009年9月
- 9) 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱 少子化社会対策会議 2010年6月29日
- 10) 榊原智子 本当の意味での子育ての社会化を実現するために 月刊福祉 全国社会福祉協議会 2010年12月号 P26
- 11) 今後目指すべき児童の社会的養護に関する構想検討会中間とりまとめ 厚生労働省 2007年5月29日

(ほんだ ひろみ 日本体育大学女子短期大学部)

地域社会の中の小規模ケア ～沖縄の小規模多機能型居宅介護の実践から～

西尾 敦史

要 旨

2005年の介護保険法の改正によって創設された小規模多機能型居宅介護は、家族を含めた利用者の「住み慣れた地域での生活の継続」をねらいとして、24時間切れ目のない支援を行う新たなサービス類型である。従前の施設ケアの問題点から制度化された経緯からも、ケアの発想の大胆な転換が求められているといえる。

本論は、まず、ケア実践の根底にある価値、考え方の総体を「文化」と捉え、小規模多機能型居宅介護で実践される「小規模ケア」の思想的背景を検討し、諸外国の高齢者政策の理念である、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える「エイジング・イン・プレイス」(ageing in place)概念との共通性があることを見出した。「イン・プレイス」は、「落ち着き場所」と訳されるが、それは、単なる空間的な場所ではなく、人と人との相互の関係性の中で、役割をもち、自分らしく生き、ともに密度の濃い時間をもつことを意味している。また、落ち着き場所とは、その人のアイデンティティでもあり、その基盤となる地域社会との相互関係が重要であり、ケア実践の分析の鍵とすることとした。

その上で本研究は、小規模ケアの理念がケアの現

場において、どのように実践されているのか、利用者、家族、職員、地域社会の人びとの意識、価値などの文化の側面から見ると、どのような意義、可能性をもつものであるのかを明らかにすることを目的とする。研究方法としては、全国でも最も小規模多機能型居宅介護が普及している沖縄県内の事業所の実態調査の中から、特に利用者と環境(社会)との接点において、「食」「外出」「家族との関係」「地域社会との関係」の4つの側面を取り上げ、調査結果を小規模ケア理念の視点から分析検討した。

考察の結果、小規模ケアが、地域社会の中で、利用者の生活に寄り添い、利用者本人の役割の創出、本人の尊厳を尊重した「落ち着き場所」を創り出すケア文化を創りだしつつあること、それらが「食文化」といえるような広がりをもつケア領域において、また、地域社会の中で実践されることで、より多様で豊かな工夫や相互関係が観察されることを明らかにした。

キーワード

介護保険、地域密着型サービス、小規模多機能型居宅介護、エイジング・イン・プレイス、食

はじめに

地域密着型サービスは、2005年の介護保険法の改正によって、それまでの「居宅サービス」と「施設サービス」に加えて2006年度から新たに創設されたサービス類型である。

介護を必要とする高齢者の「住み慣れた地域での生活の継続」をねらいとし、法第1条の目的には「尊厳の保持」の文言が加えられている¹⁾。平成17年版厚生労働白書には、「2015（平成37）年といった将来には、環境の変化への適応が難しい認知症高齢者や、子ども世帯と同居していない一人暮らしの高齢者が大きく増加することが見込まれており、こうした高齢者を、長年住み慣れた『地域』で支えていく」ことが必要であるとしている²⁾。

2015年は、「戦後のベビーブーム世代」が65歳以上になりきる年であり、2003年6月に出版された高齢者介護研究会の報告書「2015年の高齢者介護」がベースになっていることを示している。報告は、「自分の住み慣れた土地を離れて入所するケースが多いため、その人が長年にわたって育んできた人間関係などが断たれ、高齢者にとって最も大切な生活の継続性が絶たれてしまう場合が多い。（略）施設の決めた日課に沿って集団的に行動して日々が過ぎ、家で暮らしていたときのように自分自身で生活のリズムを決めることは難しい。このような生活の中で、入所者は、施設の中で自分の役割、存在意義を見失い、自立への意欲や人生に対する関心を失っていく」と従来の施設ケアの問題点を指摘している³⁾。

この報告の提言を受けて、全国各地域において先駆的に行われていた「宅老所」等をモデルに、小規模な空間、なじみの人間関係、家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの生活のあり方を支援していく小規模多機能型居宅介護（以下、「小規模多機能」と表記する）が地域密着型サービスの一つとして創設され、制度化された。

小規模多機能は、『通い』を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時『訪問』や『泊まり』を組み合わせて提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する⁴⁾サービスであるが、従前の施設ケアの問題点から制度化された経緯からも、ケアの発想の大胆な転換が求められている。実際のケアの現場においては、それまで施設サービスや居宅サービスに従事してきた人が働き手となることがあるが、従来の枠組みを踏み越え、当然の前提を覆すこともあって、戸惑いも多く経験されている。

本論は、こうしたケア実践の根底にある価値、考え方の総体を「文化」として捉えた上で、小規模多機能において実践され、試みられつつあるケアをひとまず「小規模ケア」と定義しておきたい。その上で、小規模ケアの思想的な背景を、いくつかのケア理念から検討したい。そして、今後量的にも拡充が期待される小規模ケアがケアの現場において、どのように実践されているのか、沖縄における小規模多機能の実態調査の中から、利用者、家族、職員、地域社会の人びとの意識、価値などの「文化」の側面から、地域社会における位置づけやその意義、可能性について検討を加えたいと考えている。

1 小規模ケアの理念

小規模多機能の理念は、「小規模」「多機能」「地域密着」にあるといわれる。日本においては、介護保険が始まる以前の、利用者主体のケア実践から生まれたものであるが、その経緯や背景をたどっていくと、1990年代以降、諸外国の高齢者政策の理念となった「エイジング・イン・プレイス」と相通じるところがあり、相互にあるべき価値を共有していると考えられる。その背景をまず概観しておきたい。

1-1 「エイジング・イン・プレイス」

「エイジング・イン・プレイス」(ageing in place)とは、住み慣れた地域で高齢者の生活を支えることを意味する概念である。1992年にパリで開催されたOECD(経済協力開発機構)の社会保障大臣会議で、高齢者の地域居住がテーマとなり、議論されている。

人口の高齢化に直面したOECD諸国では、高齢者の「施設」整備が進んだ1980年代に「施設」のあり方が問い直され、「エイジング・イン・プレイス」が地域ケアの政策として採用されるようになった。地域での当たり前の生活を実現するというノーマライゼーションの人権思想が根底には息づいている。施設の住宅化、グループホームなど新たな動きが生まれたが、ある面で施設ケアにかかる費用の削減というねらいを持つものでもあった⁶⁾。

日本においても、「高齢になって介護が必要になっても、最期まで尊厳を保持してその人らしく住み慣れた地域で暮らし続け

ることができるように」という文言は、介護保険に限らず、自治体の福祉計画の理念として必ず書き込まれるようになってきたが、これは日本だけに限らない世界の潮流でもあることを指摘しておきたい。

1-2 デンマークにおける高齢者福祉と住宅政策

「エイジング・イン・プレイス」を、高齢者福祉・住宅政策の中心的な概念と位置づける国がデンマークである。デンマークの高齢者の居住に関しては、1970年代まで、65歳以上高齢者人口の7%近くまで施設(プライエム)が整備されていた。その後、1980年代に、財政逼迫、高齢化の進展をきっかけに施設に代わるケア体系が模索されるようになる。1979年には「高齢者政策委員会」が提唱した「介護対象から生活主体へ、社会的かわわりを」という理念の下、後述する「高齢者三原則」に沿って施設建設が禁止され、地域に目を向けた高齢者住宅の建設と24時間在宅ケアの整備に力が注がれた⁶⁾。

それ以前であれば、まず病院や施設があり、その特性にあった高齢者を入院・入所させるとというのが基本的流れであったが、その根底にあるのは、施設の機能に高齢者を合わせるのではなく、高齢者の機能変化に応じて、必要な時には外部からのサービスで補完しながら、できるだけ同じ場所で療養が継続できる仕組みに転換すべきという理念である⁷⁾。

「高齢者政策委員会」は高齢者福祉の目的を「できないことをしてあげるだけのケアではない。重要なのは、役割や社会的交流の創出を通じて、自分自身の価値を感じ

ながら生きていけるよう支援していくこと」とした。この目的の実現のために、①自己決定の尊重（高齢者自身の自己決定を尊重し、まわりはそれを支える）、②残存能力の活性化（今ある能力に着目して自立を支援する）、③生活の継続性の維持（これまで暮らしてきた生活と断絶せず、継続性をもって暮らす）、の高齢者三原則を基本とした、「エイジング・イン・プレイス」を理念の柱に据えた政策が推進されてきたのである⁸⁾。

1-3 国連の「高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002」

「エイジング・イン・プレイス」は、国連の「高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002」(Madrid International Plan of Action on Ageing, 2002)にも謳われている。

この計画は、高齢者を問題や負担としてとらえるのではなく、巨大な潜在力ととらえ、あらゆるレベルにおいて、姿勢、政策及び慣行を変更することを要求している。そのため、「多くの高齢者は、安心して尊厳をもって歳を重ね、家族や地域社会に参加」することとし、行動計画の目標は、「世界中の人々が安心して尊厳をもって歳を重ねることができ、しかも、完全な権利を有する市民として社会に参加し続けることができるようにすること」に置いている。この計画の行動勧告は、3つの優先分野—「1. 高齢者と開発」、「2. 高齢に至るまでの健康と福祉の増進」及び「3. 機能付与と支援的環境の整備」—ごとに策定されている。項目3の「C. 優先すべき方向性3：活動可能かつ支援的な環境の確保」の

「論点1：住宅と生活環境」に「エイジング・イン・プレイス」がつぎのとおり盛り込まれている⁹⁾。

「98. 目標1：高齢者個人の好みや高齢者にとって手に入れやすい住宅の選択肢が与えられるといった配慮を行うことによる、コミュニティにおいて、(在宅で)高齢期を迎えること (ageing in place) への対応の促進行動」

1-4 ミルトン・メイヤロフの「ケア論」における「イン・プレイス」

「エイジング・イン・プレイス」(ageing in place)の語感をすぐに理解するのは難しい。プレイス (place) は場所を意味するが、単に空間的な場所を意味するのではない。ケア論において、「イン・プレイス」(in place)を重要な概念として提示したのは、哲学者のミルトン・メイヤロフである。

メイヤロフはその著書「ケアの本質」のなかで、「一人の人格をケアするとは、最も深い意味でその人が成長すること、自己実現することを助けることである」と述べている¹⁰⁾。彼はケアの対象を、医療や介護・福祉領域に限定しておらず、音楽家と音楽、教師と学生、親と子という関係を包括して、人が生きることにおけるケアの意味を追求している。

メイヤロフの、人の生の相互的な営みとしてのケア論の鍵となる概念が「イン・プレイス」である。それは「落ち着き場所にいる」ないし「場の中にいる」と訳されている。

そして、「一人の人間の生涯の中で考えた場合、ケアすることは、ケアすることを

中心として彼の他の諸価値と諸活動を位置づける働きをしている。彼のケアがあらゆるものと関連するがゆえに、その位置づけが総合的な意味を持つとき、彼の生涯には基本的な安定性が生まれる。すなわち、彼は(略)世界の中であって、自分の落ち着き場所にいるのである。他の人々をケアすることをとおして、他の人々に役立つことによって、その人は自身の生の真の意味を生きているのである」と解説している。

この場合の「落ち着き場所」は、受身の状態で場所があるのではなく、「私の中の場の中にいる」感じは、この世界で他の人と実際にかかわっていることを表しているから」であり、自ら発見し、創造する積極的なプロセスだという。人はケアする相互の関係の中で成長し、変化をするものであり、その中で心的な安定(落ち着き場所)を得るが、それは静的なものではなく、力動的であり、時間的であると言っている。また、「場の中にいる」と感じる時には、そこには経験についてのある濃度というべきものが存在している」とする。

人は、他者や環境や社会とかかわることによって生きている。そこに場が生まれる。「場の中にいる」とは、ケアを通して、つまり人や環境との関わりの中で、自己の成長を遂げていきながら自分らしく生きていられる、密度の濃い生活経験のことであるといえる。

このように「イン・プレイス」をとらえると、「エイジング・イン・プレイス」は、高齢期であっても社会や他者との相互の関係の中で「落ち着き場所にいる」密度の濃い生き方を可能にすることであり、単純に地域、在宅居住を可能にする以上の深い内

容を伴っていることに気づかされる。

1-6 外山義の「自宅でない在宅」

故外山義氏はスウェーデンで高齢者の住環境とケアの研究に取り組み、特別養護老人ホームの個室ユニット化、グループホーム、身体拘束廃止など、日本の高齢者ケアの変革に大きな影響を与えた研究者である。

外山の主著「自宅でない在宅—高齢者の生活空間論」は、まず日本の高齢者が住み慣れた地域での生活の継続が困難な状況への疑問から、高齢者が生活を「施設」に移した時の生活の断絶を4つの落差と表現した。それは、「空間」、「時間」、「規則」、「言葉」の落差であり、それ以上の大きな落差が「役割の喪失」であると示した。

外山が考える個室とは、単なる一人部屋ではなく、「身の置き所」とであるという。個人のプライバシーが安心して確保されてはじめて、人と関わろうという気持ちが起こる。施設の中でこのような身の置き所としての居室＝個人的領域を確保し、落差を埋めていくための実践を、具体的な食事・入浴・排せつといった側面から見つめ、関わる職員の人数とケアの質と量の関係を実際の調査データから分析している。彼自身は建築家でありハード面、空間の専門家であるが、人の生活や心理の機微を捉え、説得力あるケア実践論となっている。

ユニットとは、入居者にとっての「生活単位」であり、施設に生活の場を移した「高齢者の視点からみた生活の規模」である。その単位で提供される生活支援の総称を「ユニットケア」と捉えている。そのユニットの利用者は相互に関係が形成できる小規模のサイズでなければならない。そして、

中間領域としてのセミプライベートゾーン（複数の入居者によって自然発生的に交流が発生しうる場）の重要性を強調し、身の置き所が保証され、共用空間のなかで自分の居場所を獲得することによって、より社会性の濃い場へ移り、重層のかつメリハリのある生活ができるようになると述べている。

ユニットケアがうまく機能しているか、つまりそこを生活の場にする高齢者が生きるエネルギーを取り戻せる（生命力を萎ませない）かは、1）利用者にとって時間がゆったりと流れているか、2）生活のかたがちが保たれているか、3）場が成立しているか、4）利用者が主役になっているかの4点がチェックポイントであることも示している¹¹⁾。ここにも、「エイジング・イン・プレイス」概念との共通性を見出すことができる。

外山の「自宅でない在宅」というキーワードは、「2015年の高齢者介護」の中に取り入れられ、当時の政策転換に大きな影響を与えてきた。「エイジング・イン・プレイス」を日本に橋渡したといえるだろう。

1-7 文化としての小規模ケアの小括

ここまで、小規模ケアにつながるケア理念の経緯を概観してきた。

小規模ケアはメイヤロフのいうケアの一つの本質「人の成長を助けることを通して自身も成長する」相互の関係の中で「場の中にいる」ことを具体化する手立てであると考えられる。日本においては、従来の施設ケアの画一性、管理性への批判から立ち上がった小規模ケア実践ではあるが、それは世界的な「エイジング・イン・プレイス」

との呼応がある。デンマークではいち早く、高齢者の権利を尊重し、その人の機能が低下しても、地域社会の中で役割をもち、自分らしく生きる主体であることを原則化し、政策化を行ってきた。

自己の「居場所」は、また「アイデンティティ」と捉えられるが、それは高齢者にとっては、人生を営んできた地域社会（コミュニティ）と切り離すことはできない。その意味で小規模ケアは、地域社会の中で営まれてはじめて意味をもつと考えられる。文化としての小規模ケアの可能性は、医療や介護という専門領域の中だけでなく、利用者が「場の中にいる」ことができるよう、地域社会の中で実践されることによって、地域社会も人びとの意識もまたも変わっていくことにある。また、小規模ケアは、高齢者政策のみならず、障がい者福祉におけるグループホームなど地域生活移行や、児童養護における小舎制をも視野に入れて検討されるべきであるが、その広大な領域については、別途、さらなる検討が必要となる。

2 小規模ケア実践研究の目的と方法

本論は、文化としての小規模ケアの意義と可能性を検討することを目的としている。研究の方法としては、小規模多機能が全国で最も多く利用されている沖縄県の事業所を対象とした以下の調査結果から、個人と環境（社会）との相互作用に着目し、利用者本人の居場所づくり、役割創出などに焦点をあててそのケア実践を分析検討することとする。

2-1 小規模多機能型居宅介護(沖縄県内) 調査の概要

沖縄県内の小規模多機能型居宅介護事業所(50か所)を対象として、地域密着、小規模ケアの意義を沖縄の地域特性の中で見出すこと、利用者が質の高いケアを受けるための実践面や政策・環境面での課題や可能性を見出すことを目的として調査を実施した。

調査方法としては、郵送によるアンケート方式で、2009(平成21)年12月に配布し、2009年12月～2010年1月に回収、32か所(回収率64%)からの回答を得た。調査時点は、2009年10月とし、調査項目は、Ⅰ事業所の概要(3項目)、Ⅱケアサービスの状況(13項目)、Ⅲ経営・理念等(8項目)あわせて全24項目の質問項目で、基本的には、事業所の責任者が記入したものである¹²⁾。

2-1 給付費に見る沖縄の

地域密着型サービスの状況

介護保険の給付費のデータを見てみると、地域密着型全体では、沖縄県の給付費は、全国の給付費平均、約1,692円の8割程度(約1,406円、全国36位)であるが、「小規模多機能」だけを見れば、約667円で、全国平均の約230円の3倍近い給付費となっている。沖縄は、全国でも小規模多機能がもっとも普及した地域といえることができる。

2-2 利用者の状況

登録定員は、平均で24.3人、通いサービスが14.5人、宿泊サービスが6.4人となっている。実利用登録者は平均で18.6人、定員充足率は75.8%である。これを他の調査と比較すると、2007年度の大阪府で充足率40.8%、同年度の東京都で62.7%となっており、都市部で定員の充足が厳しい状況に比べると比較的高くなっている¹³⁾。

要介護度別の利用登録者の割合を見ると、要介護1が14.5%、要介護2が19.4%、要介護3が26.7%、要介護4が18.4%、要介護5が11.7%となっており、全国調査と比較すると、要介護度1～2の利用者の割合が小さく、要介護度3～5の割合が高くなっている¹⁴⁾。沖縄では、要介護4・5合わせて30%以上あり、重度の利用者が多いことが分かる。年齢別では、80歳代が48.6%と最も多く、75歳以上の後期高齢者が85.5%と多数を占めている。

2-3 家族構成

利用登録者の家族構成は、一人(単独)世帯が20.4%、二人世帯が30.5%、三人以上の世帯は49.1%であった。全国の高齢世帯の家族構成を見ると、2007年の65歳以上の高齢者のいる世帯の中で「単独世帯」が22.5%、「夫婦のみの世帯」が29.8%、「親と未婚の子のみの世帯」が17.7%、「三世

表1 被保険者1人あたりの地域密着型サービス給付費(2010年3月分)

単位:円

	地域密着型全体	小規模多機能	グループホーム	その他
沖縄県	1,406.2	666.6	528.5	211.1
全国	1,692.2	230.4	1,198.9	262.9
対全国比	0.83	2.89	0.44	0.80

代世帯」が18.3%となっている¹⁶⁾。単純な比較は難しいものの、利用者の一人世帯の割合約20%は、介護が必要な高齢者の状況としては、かなり高いと見なければならぬだろう。

一人世帯の利用者の主な介護者を見ると、別居家族が40.9%、事業者(小規模多機能)が39.1%となっている。在宅生活をする高齢者の介護は、基本的には「同居家族」が担っており、家族規模の縮小や、老老介護、認認介護と言われるような状態によって、「同居家族」から「別居家族」の役割が生じ、介護者の不調や入院などによる変化、機能低下が生じた場合には、「事業者」によるサービス支援が重要となり、さらに「同居家族」の不在という一人世帯に至って、「別居家族」と同じように「事業者」の日常的な役割が登場してくると考えられる。

小規模多機能には、「同居家族」の介護・扶養機能の支持(介護負担の軽減と心理面での支持)が期待されると共に、家族の小規模化、単身化による機能低下によって、「別居家族」との連携などが求められ、さらに利用者本人の生活全般を支援する機能が求められている。

3 考察：小規模ケアの実践の分析

小規模ケアの実践は多様な領域に広がっているが、ここでは、個人と環境(社会)の相互作用の接点における役割が見えやすい「食事」「外出」「家族との関係」「地域との関係」に焦点をあてて、調査結果の記述から考察したい。本文中の「 」内の文言は、本調査の自由記述および公表された

外部評価の記述からの引用である。

3-1 「食事」

昼食は100%毎日提供されており、朝食と夕食は、必要に応じて提供されている。

どのように献立を決めるかについての調査(n=32事業所)では、「栄養士など専門職が作成」が61.3%で最も多く、ついで「食事を担当する職員が作成」が54.8%となっている。ここでは、特別養護老人ホーム等の施設にはない特徴として、「利用者から希望を聞いて作成」(38.7%)、「その日の雰囲気に応じて」(19.4%)、「地域からの差し入れに応じて」(35.5%)などが一定の割合を占め、柔軟な食事づくりがなされている点があげられる。

利用者の「食事づくり」への参加の仕方(表2)については、「参加していない」割合は低く、「テーブル拭きなどを手伝ってもらおう」(68.8%)、「食材の下ごしらえなど、できることを手伝ってもらおう」(59.4%)など、利用者の残存能力に応じて職員と一緒に食事に関わる取り組みが行われている。

調理の担当者については、「職員が交代で調理の担当をする」ところが41.4%と最も多い。「非常勤の調理専任の担当者がいる」(24.1%)、「常勤の調理専任の担当者がいる」(17.2%)よりも多く、小規模多機能の職員は、調理もできるマルチなスキルが求められているといえる。グループホームとも共通するが、空間が小規模であり、台所での食事の準備がリビングから見え、料理の匂いも含めた「生活」を実感できるところが特徴といえる。

「食事は下準備から利用者が参加し、利

表2 利用者の「食事づくり」への参加度 (n=32事業所)

1. 参加していない	9	28.1%
2. 献立を考えてもらう	4	12.5%
3. 作り方のアドバイスをもらう	8	25.0%
4. 食材の下ごしらえなど、できることを手伝ってもらう	19	59.4%
5. 配膳を手伝う	16	50.0%
6. テーブル拭きなどを手伝ってもらう	22	68.8%
7. 簡単な調理を手伝ってもらう	8	25.0%
8. 買い物にいっしょに行く	10	31.3%
9. その他	4	12.5%

用者が活気づく時間帯で会話が一段と弾んでいた」など食事づくり全般に利用者が関わっている。これは、集団的で、受動的な施設の食事の風景とは対照的である。それ以上に、「職員も利用者と一緒に食事をして介助する一方にならない」点は大きな違いである。この点は調査項目には含まれていないが、多くの小規模多機能では、食事を利用者も介助者も一緒に食事をとっている。また、「餃子作りを活動のなかに取り入れ、それを昼食に提供して、共通の話題で食事の席が楽しくなるようにしている」というように、ホットケーキ、鉄板焼き、鍋のように参加型で囲んで食べるメニューも意識的に取り組まれている。時には希望によって外食で、ハンバーガーやお寿司などを食べることもあるが、これも利用者が少人数だから可能な柔軟な取り組みでもある。

「利用者と一緒に育てた野菜などを収穫したり、ご家族、近隣からの頂き物を相談しながら作ったり」とあるように、「食」を通して家族、地域との「お互いさま」のつながりを作り出しており、「食」が裾野

の広い文化であることを示している。

こうした関係にあるとき、利用者はただ受身の存在ではなく、「利用者が昼食の味見をしたり、アドバイス」する主体的な存在ともなる。利用者の経験が尊重され、教える立場に立つことは、尊厳ある「落ち着き場所」をもつことにつながっている。

3-2 「外出」支援

利用者の外出支援についての調査 (n=32事業所) では、「全体で定期的にバス・車等でドライブをする」が84.4%で、回数は年平均14.8回、月1回以上の頻度で実施されている。また、「全体で地域行事などの参加支援をする」も同様84.4%で、年平均4.2回となっている。従来型の施設であれば、利用者全員で外出するとなると、バスや車の手配だけでなく介助者の数も必要になる。外出支援が可能であるのは、小規模多機能の特徴といえるが、それ以上に、「個別的に外出支援する」が84.4%あることである。利用者の尊厳を支えようとする外出支援は個別の状況に応じて臨機応変に取り組まれていることがわかる。

個別の支援内容では、まず散歩がある。「その日の体調や気分配慮しながら近くを散歩して花を見たり、近隣の方と言葉を交わしている」。そして、車での外出が多くなるが、「あらかじめ計画を立て下見に行き、職員の勤務調整をして、安全に楽しく出かけられるよう支援し」ており、場合によっては、「家族と協力しながら」行っている。

内容としては、「買い物」支援がある。介護が必要になると買い物をあきらめてしまう場合が少なくない。しかし、商品などを自分の目で見て選ぶ、自分の管理するお金で買うことは、その人らしい生き方においては重要な行為である。「地域の商店にも意識的に出向き、自治会で知り合った人たちと出かけたり、お宅に招待されたり」しているとあるように、商店や近隣の人とのコミュニケーションもまた重要な要素となる。外出先には、「商店」や「スーパー」だけでなく、地域の生活に密着した「美容院」「理髪店」「教会」「ビデオショップ」「郵便局」「書店」などが挙げられる。人は介護が必要な状態になることで、外出の足を失い、近隣地域のなじみの場所に出かけることができなくなってしまう。よく取り上げられる例は、理髪店であるが、ヘアスタイルはその人らしさと切り離せないものである。好みの髪型を続けられることは、ある意味でその人の尊厳を支えることでもある。「毎朝新聞を読む時、その時々々の情報で行きたい所があると、外出している」というが、こうした柔軟な呼応によって、利用者が生きている喜びを実感できる瞬間が生まれるのであろう。

この他の記述として目立つのは、地域の

年中行事である。「獅子舞」、「エイサー」などの「旧盆行事」、「清明祭」、「豊年祭」、「浜下り」、「ハーリー」、「ウスデーク」など沖縄の伝統行事が挙げられる。こうした記述が多いことは、地域の祭りがその住民にとって、どれほど大きな意味を持っているのかを改めて気づかせてくれている。「地域」というのは、単なる空間的な場を超えて、その人の生活の舞台であり、人と人との関係の織物であり、人生を刻んだその人のアイデンティティの根幹であり、地域の祭りは、そのことを歴史的な時間の中の節目として確認させてくれるものだからであろう。

「生れ故郷への訪問や、施設入所された奥さんへの面会など」も行われている。「その思い出を辿る。若い頃行商で行き来した場所に出かけたり、首里の文化である初詣を干支周りするとか、美容室に昔なじみの人が今も勤めて居るか尋ねたり」という記述からは、ケアする側の利用者の人生の記憶への尊敬の念が感じられ、それを支えることを通して、学んでいこうとする姿勢がある。

「自宅へ帰りたくないと希望される（帰宅願望のある）方がいるため、自宅へ送り、自宅の様子を見て帰ってくる」などの記述からは、自宅と小規模多機能と地域で利用者の暮らしを可能な限り支えていこうとするアイディアの多彩さを見ることができる。

3-3 家族との関係づくり

家族との関係づくりは、家族の介護扶養機能を支持する役割においてカギとなる支援である。施設ケアの場合は家族が支援の視野に入ってくることは少ない。家族の側

もいったん施設入所した時点で気持ちが切れてしまい、関係が途絶えてしまうことが少なくない。

調査（n=32事業所）では、「送迎時のコミュニケーション」（100%）、「連絡ノートを活用」（96.9%）、「電話で連絡をとる」（100%）などはほとんどで行われており、「家族向けの通信（新聞）を作成し定期的に配布している」（46.9%）、「行事や外出の際に家族に参加をうながす」（65.6%）ことなどが取り組まれている。

「送迎の時間は、家での利用者の状態や家族の思い、体調などを把握するようにし」、「通いの場での利用者の様子を伝え、家族に安心感をもってもらったり、家とは違った一面を理解してもらう」など、送迎の時間が活用されている。「訪問してじっくり話を聞くように」するなど、ゆったりとした相談の時間をつくるアプローチも行われている。

家族の介護負担への気づきと緊急度の判断も重要で、「家族が大変だというSOSをキャッチするためには、会って話す、電話をしてみるなど直接相手の表情や声の調子を知る必要がある」と考えている。仕事も持っている家族の場合は、「早朝や夜間の送迎に対応して、できる限り家族との関係が良好に継続できるよう支援」している。送迎時間の調査では、迎えの時間が午前7：00～11：00まで、送りの時間は午後14：00～21：00までと大変幅広い実態が明らかになっている。これも家族の仕事も含めた生活時間との兼ね合いで、柔軟な対応が図られている。「ミキサー食等の利用者には、配食サービスを行い家族の介護負担の軽減」を図り、逆に、「連泊を余儀なく

されているケースは、家族との絆がとぎれないよう、面会や一時帰省を促し」ている。

「運営推進会議で家族から食事会の案が出て、家族同志の食事会を実施している」事例がある。家族会の組織化はまだ多くはない（懇談会を含め34.4%）が、介護を抱える家族の思いを語る場をつくることは非常に重要である。

3-4 利用者地域社会との関係づくり

入所者と地域のつながりを確保するための工夫に関する調査（n=32事業所）では、さまざまな取り組みが行われている。半数以上の事業所で行われているのは、「行きたい場所に出かける支援や、会いたい人に会う機会をつくっている」（53.1%）、「地域行事（盆踊り、花見、敬老会等）に参加するようにしている」（90.6%）、「幼稚園児、小学生等との世代間交流活動を行っている」（62.5%）、「買い物や散歩など、外出の機会をつくっている」（96.9%）、「ボランティアを受け入れている」（59.4%）となっている。

「地域の保育園児と共に季節の野菜種まき、水撒きや収穫も一緒に行い」交流が図られている事例がある。また、「施設の空間を自治会に開放」、「地域の健康診断の場所として提供」、「地域の清掃」、「職場体験や実習の受け入れ」など、地域への貢献が意識されている。これらの取り組みは、事業所もまた、地域社会の中の関係の中で「落ち着き場所」を得ている資源であり、こうした貢献が、「本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう」な支援の基盤だと意識されているからであろう。

「若い頃から通っていた友人たちがいるミニデイサービスへの参加を促す」などは、地域がもともと持っている関係性、集いの場などの支援機能を生かすことが意識されている。「昔の同僚と新年会へ参加するのに協力し」たり、「模合（もあい）仲間が、迎えに来て一緒に出かけていく」という状況や、「共同売店を利用者と一緒に利用し、男性は漁港へ出向いたり、女性は理容室や買い物に行く」などの外出支援が行われている。

こうした小規模ケアが可能になるためには、「利用者の生活歴の中から趣味などを確認し、役割が発揮できるように」することが重要となる。しかし、こうした生活歴は職員には話してもらう機会が限られている。利用者同士の会話の中から、その人の生活歴や人と人とのつながりが見出されることも少なくないという。

立地と空間を生かし「近隣に住む利用者の友人や知人、キーパーソン以外の家族が気軽に遊びに来たり継続的な交流ができるよう、カフェを開催」し、場が演出されている。

また、「自宅にて夕方、徘徊が見られる利用者に対しては、送迎の際、近隣の方へ声かけして見守り隊として、見守りをお願い」する、「自治会や消防署と一緒に取り組んだ防災委員会のマップ作りを通して、地域高齢者の情報を得る」など、以前からあった関係を生かすだけでなく、必要なニーズに対しては地域社会の中に新たな関係やネットワークをつくりだす試みも行われている。それは、地域とはいえ、必ずしも生まれ育った場所ではなく、「半数以上が馴染んでいた場所から離れ、子供が暮らし

ている場所に移り住んでいる方」であるという状況の中で、「利用者同士で馴染みの関係を作ってもらい、そこから徐々に現在住んでいる場所を馴染みの場所にできるよう」な、地域の中にコミュニティをつくり出す工夫と配慮がなされているのである。

3-5 文化としての小規模ケア

沖縄の小規模多機能の実践を4つのケアの側面から考察してきた。

文化とは「社会を構成する人々によって習得・共有・伝達される行動様式ないし生活様式の総体」（大辞林）と定義されている。小規模ケアを文化としてとらえるならば、調査結果からは、職員、利用者、家族、地域社会の人びとの思いや努力によって新しいケア文化というべき豊かさのある関係を創造しつつあるように感じられる。多様な人間集団は個別の文化をもち、個別文化はそれぞれ独自の価値をもつが、小規模ケアは小規模多機能というケア主体（集団）の範囲においては、その理念の一定の定着や進展を見ることができる。「定着」については、制度的に義務付けられた年1回の定期的な外部評価が一定の役割を果たしつつある。

本研究の考察から言えることは、小規模ケアは、たとえば「食」のように「食文化」といえるような広がりをもつケア領域において、多様で豊かな工夫や相互関係が観察されることである。そして、それは、ケアの専門領域だけでなく、利用者、家族、地域社会との相互関係が豊かであればあるほど「文化」としての小規模ケアが地域社会の中に根づいているということであり、発展する可能性が拓かれるということである。

う。

小規模多機能が、沖縄において普及している背景として、トーカチ（88歳米寿の祝い）やカジマヤー（97歳の長寿を祝う風車祭）などに代表される、そこに暮らす人々の人生を尊重する豊かな地域社会の文化、伝統の存在と助け合う「ゆいまーる」の精神文化の存在を想定することは、今のところは仮説の域を出ないのではあるが、今後十分検討に値するテーマであるように思える。

おわりに

沖縄の小規模多機能は、全国一給付費が高く、「その人らしい暮らしの維持」を願い、比較的重度の利用者のケアを行っている。その中で、利用者の主体性を重視し、尊厳ある暮らしの維持のため、「利用者の思いに共感し、思いを受けとめられる」よう、生活の落差（切れ目）のないケアに取り組んでおり、文化としての小規模ケアの面からもその内容（質）や経験から学ぶべき点が少なくない。

調査の中で、小規模ケアの管理者は、経営的には厳しい状況にありながら、「在宅における地域社会生活支援の介護保険サービス以外の体制に取り組む」、「島の高齢者が島でその人らしく安心して希望をもって暮らせる環境づくりの拠点をめざす」など、未来への展望・希望を確かにもち、地域社会との相互関係の中で、小規模ケアが文化として発展しうる萌芽を見出すことができた。一方で、それがより広い社会において文化として普及しうるかについては、さらなる多角的な検討が必要であり、多く

の課題が残されている。

その一つは、小規模ケアが文化として成長するための制度的条件の脆弱さである。そして財政的な理由からの多床室中心の施設ケア肯定論の復活である。もう一つは、小規模ケアは、利用者も職員も一緒に食事を食べるという文化があるが、労働面からいえばこのような介護労働には問題があるという指摘がある。労働条件とのマッチングがよくないことは確かであり、現場では摩擦がおきやすい。さらに、小規模ケアには、職員の全人格的なかわりが基本であり、家族のような親密なかわり方が期待される。調査においても、小規模で人間関係が密である故のストレスの高さがあることが報告されている。介護労働にはつねに感情労働という側面があるが感情労働としての小規模ケアについても今後の研究課題としたい。

注

- 1) 厚生労働省『介護保険制度改革の概要—介護保険法改正と介護報酬改定—』2005年、www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/0603/dl/data.pdf
- 2) 厚生労働省『平成17年版厚生労働白書—地域とともに支えるこれからの社会保障』、2005年；pp. 256、<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/05/index.html>
- 3) 高齢者介護研究会『2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～』厚生労働省、2003年、<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3.html>
- 4) 前掲書1)

- 5) 太田貞司、「高齢者の長期ケアにおける地域ケアへの転換過程に関する研究」北九州市立大学大学院社会システム研究科 地域社会システム専攻 学位(博士)請求論文、2005年；pp.161-168
http://www.kitakyu-u.ac.jp/gkj/hakushi_ronbun.html
 - 6) 松岡洋子、「デンマークの高齢者住宅とケア政策(特集世界の高齢者住宅とケア政策)」『海外社会保障研究(164)』、国立社会保障・人口問題研究所、2008年；pp.54-65
 - 7) 前掲書6) pp.55-57
 - 8) 松岡洋子「デンマークにおける施設から高齢者住宅への変遷～「できるだけ長く自宅で」から「早めの引っ越し」への政策転換を中心に」『関西学院大学社会学部紀要 97』、2004年；pp.83-96
 - 9) United Nations, “Madrid International Plan of Action on Ageing, 2002”, Report of the Second World Assembly on Ageing, Madrid, 8-12 April 2002 http://www.un.org/ageing/madrid_intlplanaction.html
 - 10) ミルトン・メイヤロフ、田村真、向野宣之訳、『ケアの本質』、ゆるみ出版、1998年
 - 11) 外山義『自宅でない在宅—高齢者の生活空間論』医学書院、2003年
 - 12) この調査の他、2009年5月1日時点の、WAMネット(<http://www.wam.go.jp/>)に掲載されている小規模多機能型居宅介護(沖縄県内)50か所および外部評価情報(2009年度)公開されている37事業所(沖縄県内)の情報を併用し参考にした。
 - 13) 西尾敦史、「小規模多機能型居宅介護と家族・地域社会～宮古島市における実践と自治体政策～」、『地域研究第7号』、2010年；pp.1-15
 - 14) 東京都福祉保健局高齢社会対策部、『小規模多機能型居宅介護実態調査報告書』2008年
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2008/06/DATA/60i69100.pdf>
 - 15) 厚生労働省社会保障審議会・介護給付費分科会第58回(08/11/14)資料3-8「小規模多機能型居宅介護について」、2008年、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/11/s1114-9.html>
 - 16) 内閣府、『平成21年版高齢社会白書』、2009年、http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2009/zenbun/21pdf_index.html
- (にしお あつし 沖縄大学人文学部)

スペシャルオリンピックス 学校連携プログラムの効果

～日米の比較研究～

小森 亜紀子

要 旨

目 的

国連の障害者権利条約が発効し、インクルーシブな教育が求められている。インクルーシブな教育の実現には、一般の児童生徒の知的発達障害児に対する理解が必要である。児童生徒の知的発達障害児¹⁾に対する意識を明らかにし、既存調査で明らかになっているアメリカ合衆国（以下、アメリカと表記する。）の児童生徒の意識と比較するとともに、スペシャルオリンピックス²⁾（以下SOと表記する。）学校連携プログラムという短期交流体験プログラム実施により、日本の児童生徒の意識が如何に変化し、その要因は何かを明らかにすることを本稿の目的とする。

研究の方法

2007年7月から2008年7月までに、SO学校連携プログラムを実施した小中学校で、同プログラム実施前後に児童生徒にアンケート調査を行い、知的発達障害児への意識、プログラム実施による意識の変化・その要因を分析・考察した。調査全体のサンプル数は3,977である。

結 語

教育の場でのインクルージョンが進んでいるアメリカの児童生徒と比べて、日本の児童生徒は、知的発達障害児の能力を低く評価する傾向にあり、交流への積極性も少ない。しかし、SO学校連携プログラムという交流体験を経て会話経験を持つことにより、能力評価も上がり、交流への積極性も増すことがわかった。

教育の場のインクルージョンのみならず、ソーシャル・インクルージョン³⁾の実現のためにも、次世代の社会を担う若年層の知的発達障害者理解は重要な課題であり、交流体験の場の創出が必要である。更に、知的発達障害者との会話経験が、知的発達障害者への意識に大きな影響を与えることが実証され、会話経験を伴うような交流体験を、児童生徒が持つことが、インクルージョンへの漸近の第一歩であると考えられる。

キーワード

スペシャルオリンピックス、知的発達障害児に対する意識、インクルージョン

1 研究の背景と目的

2008年に国連の障害者権利条約が発効し、ソーシャル・インクルージョンが推進されている。日本政府は批准に向けて国内法の整備を進めている。しかし、我が国では、知的発達障害のある人々と一般の人々が触れあう場が極めて少なかった。内閣府障害者施策推進本部の「重点施策実施5か年計画」では「国民の理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、国民の理解と協力が得られるように一層の啓発・広報を推進する」ことが必要であるとしている。

また、同条約の第24条教育2-(b)では、インクルーシブな教育の実現を求めている。そのため、我が国においても、学校教育法が改正され、特別支援教育が推進されている。一般社会における知的障害者理解促進のためにも、次世代を担う児童・生徒にかかわる教育の場におけるインクルージョンは欠かせないものである。しかし、文部科学省の2010年度特別支援教育体制整備状況調査では、前年度より進捗は見られるものの、特別支援学校の児童生徒が増加している現状がある。前述の「重点施策実施5か年計画」でも「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深める活動」の必要性について述べている。

本稿では、若年層⁴⁾の知的発達障害児に対する意識やインクルージョンへの意識を明らかにし、SO学校連携プログラムという知的発達障害について知る短期交流プログラム⁵⁾の実施により、児童・生徒の意識

がどのように変化したかを考察し、知的発達障害者理解やインクルージョンの実現に必要な要因を明らかにすることを目的とする。

2 研究の視点および方法

SO学校連携プログラムは、若年層にSOの活動や知的発達障害について理解を深めてもらうためのプログラムで、通常4時限の授業で構成され、知的発達障害やSOについての導入授業、SOに参加している知的発達障害のある人々やその家族の講演、ボランティアの講演、実際にフロアホッケーなどのプログラムを一緒に行うなどの内容になっている。

SO学校連携プログラム実施前後調査は、2007年7月から2008年7月までに、SO学校連携プログラムを実施した、日本各地23校のうち、調査協力を得られた小中学校の全て、長野県1小学校、2中学校、東京都2中学校、山形県5小学校、4中学校、合計14校を対象としており、調査全体のサンプル数は3,977である。

アンケート調査票は、マサチューセッツ州立大学ボストン校社会教育開発センターが、2005年にアメリカ公立中学校⁶⁾と日本の公立中学校⁷⁾で実施した、知的発達障害者に対する意識調査と比較検討するために、同センターを訪問し、使用の了承を得て、2005年調査時の同センター作成の日本語版調査票を使用した。質問項目は①フェイスシート、②知的発達障害者⁸⁾が身近にいるかどうか、③知的発達障害者についての認知経路と会話経験の有無、④学校内場面での知的発達障害児の能力評価、⑤運動場面

での知的発達障害児の能力評価、⑥日常生活場面での知的発達障害児の能力評価、⑦授業場面での知的発達障害児の能力評価、⑧インクルージョンへの積極性、⑨学校内場面での知的発達障害児との交流への積極性、⑩学校外場面での知的発達障害児との交流への積極性、⑪知的発達障害児から働きかけられたときの受容度、⑫SO理解についてである。

知的発達障害者への意識や交流経験についての先行研究では、小学生・高校生・短大生・大学生・一般成人を対象としたものがある。知的発達障害者との交流体験が知的発達障害児・者に対する意識に影響を与えるという先行研究もあるが、学校内での特別支援学級の生徒との交流を取り上げたものが多く（遠藤・山口1969、森田1972、木船1986、生川・安河内1992、位頭1997、生川1995、渡辺・植中2003、豊村2006等）、SO学校連携プログラムという知的発達障害について学び、一緒にスポーツをするという体験による意識の変化についての研究はなく、交流経験中の「会話経験」という因子に注目した先行研究もない。

障害者スポーツという観点から見ると（筆者は障害者スポーツ指導員〔初級〕の資格を有する）、SOの理念は他の障害者スポーツとは大きく異なるものである。障害者スポーツは、財団法人日本障害者スポーツ協会のもと活動が行われているが、各自治体の障害者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、パラリンピック等の競技会開催が中心となっている。SOは日常活動を基本とし、その成果の発表の場である大会を開催している。また、ボランティアにより運営されるという活動形態も他にはな

いものである。障害者スポーツとしての観点からのSOについての先行研究は存在するが、SO学校連携プログラムを取り上げた先行研究はない。SO学校連携プログラムが、知的発達障害者理解やインクルージョンの実現に有効な手段であるとする筆者の研究は独自のものである。

アメリカの先行研究では、青春期の生徒のSOへの参加、もしくはSOのユニファイドスポーツプログラム⁹⁾への参加が、知的障害児への理解を進める（Gibbons & Bushakra 1989, Ninot, Bilard, Delignieres, & Sokolowski 2000, Castgno 2001）というものがある。また、マサチューセッツ州立大学社会開発教育センターによる、SO学校連携プログラム実施前後・実施クラスと非実施クラスの意識の変化を調査した研究（Siperstein, Brady, Freeman, Parker 2006）が存在するが、SO学校連携プログラム実施による児童・生徒の意識の変化はない。その理由は、調査を実施した15各クラス（314人）に1～9人の知的発達障害のある生徒が存在し、交流が行われているためと考えられている。SO学校連携プログラムの実施が、児童生徒に意識の変化をもたらしたとする本研究の結果とは異っており、筆者は、知的発達障害児との交流が前提となっているアメリカと異なり、交流の場が乏しい日本においては、SO学校連携プログラムのような知的発達障害について学び、スポーツという上下関係の存在しない交流体験を持つ短期交流が、児童生徒の知的発達障害児に対する意識に影響を与えるという仮説を立て、特に会話経験が意識の変化をもたらす要因だとの視点で分析を進める。

定量調査の分析には、SPSS11.0を使用した。

3 倫理的配慮

倫理的配慮として、校名・担任教諭名はアルファベット表記にした。調査実施時の注意事項を担任教諭に文書で渡し、答えたくない設問には回答しなくて良いことを説明してもらい、授業時間内に教諭により同じ条件になるように実施してもらった。

4 SO 学校連携プログラム実施前後の知的発達障害児に対する意識の差

〈プログラム実施による知的発達障害児への意識の変化〉

本調査の、表1の横軸の項目ごとの設問、①「学内能力=学校内での知的発達障害児の能力評価¹⁰⁾」、②「運動能力=運動場

での知的発達障害児の能力評価¹¹⁾」、③「社会能力=生活場面での知的発達障害児の能力¹²⁾」、④「授業能力=授業場面での知的発達障害児の能力評価¹³⁾」、⑤「インクルージョンへの積極性¹⁴⁾」、⑥「学校内での交流への積極性¹⁵⁾」、⑦「学校外での交流への積極性¹⁶⁾」、⑧「受動的交流への積極性¹⁷⁾」への回答を点数化して、SO学校連携プログラム実施前後の平均点を比較してみる。

SO学校連携プログラム実施により、全ての項目で有意にプラスの方向に変化しており、SO学校連携プログラムが、知的発達障害児への意識をプラスの方向に変化させる効果を与えていることがわかる。

〈知的発達障害児に対する意識に影響を与える要因〉

知的発達障害者のある人々への意識に影響を与える因子として、アンケートの質問項目の「身近に知的発達障害のある人がいる」=「接触経験」、「知的発達障害のあ

表1 SO 学校連携プログラム実施前後の知的発達障害者への意識

($p < 0.001$)

			学内能力評価 (0～5点)	運動能力評価 (0～4点)	社会能力評価 (0～7点)	授業能力評価 (0～5点)	インクルージョンへの積極性 (0～15点)	学校内での交流への積極性 (0～18点)	学校外での交流への積極性 (0～18点)	受動的交流への積極性 (0～12点)
全	プレ テスト	平均値	2.87	2.34	2.90	3.06	8.31	8.73	6.33	6.28
		度数	1820	1823	1816	1921	1889	1865	1878	1910
体	ポスト テスト	平均値	2.95	2.74	3.14	3.28	8.37	9.00	6.55	6.41
		度数	1512	1509	1501	1552	1570	1514	1539	1562

注：SO学校連携プログラム実施前調査をプレテスト、実施後調査をポストテストと表記する。

p値は一元配置分散分析の結果である。

出所：筆者作成。

る人と会話をしたことがある」＝「会話経験」と本稿では規定し、その2点に注目し、調査全体の結果全ての尺度項目とクロス集計をしてみると、「接触経験」のあるものの方が肯定的である項目も多いが、有意な差は見られず、「会話経験」が知的発達障害者への意識に有意に影響を与えることがわかった。調査全体の、会話経験の有無による意識の違いは次のようになっており（各項目の得点圏は表1の通り）、会話経験により知的発達障害者に対する意識がプラスの方向に有意に変化することがわかる。（p値は一元配置分散分析の結果である。）

	なし	あり
1. 能力評価	(1) 学校内	2.79→3.06***
	(2) 運動能力	2.39→2.72***
	(3) 社会能力	2.84→3.26***
	(4) 授業能力	2.99→3.36***
2. インクルージョンへの積極性		8.11→8.64***
3. 交流への積極性	(1) 学校内	8.28→9.64***
	(2) 学校外	5.91→7.12***
4. 受動的交流への受容度		5.95→6.88***
		(***p<0.001)

〈プレテスト時、ポストテスト時会話経験の推移〉

知的発達障害児への意識に大きな影響を与えると考えられる会話経験について、SO学校連携プログラム実施前後の「会話経験あり」とするものの割合の変化を見てみると、表2のようになり、同プログラムが会話経験の創出につながったことがわかる。

表2 プレテスト時、ポストテスト時の会話経験

(単位：%)	
アンケート実施時期	会話経験有りの割合
プレテスト	37.9
ポストテスト	49.2***

(***p<0.001)

注：p値は χ^2 検定の結果である。

出所：筆者作成。

更に、本稿では字数制限上詳述しないが、1年間継続して交流体験プログラムを実施した中学校の追跡調査では、1年後の「会話経験有り」の割合は84.7%となっている。

5 インクルージョンへの意識

教育の場でのインクルージョンへの意識が、SO学校連携プログラムの実施でどう変化したかを、アンケート票の質問「知的障害のある生徒があなたのクラスと一緒に勉強するようになったら、どんなことが考えられますか」についての回答を見てみると表3のようになる。2007年調査のSO学校連携プログラム実施前後は、「授業に集中できなくなる」と考えるものは減り、「生徒が多様性に気付く」「生徒に思いやりの心が生まれる」とするものは増加した。SO学校連携プログラムが、インクルージョンへの積極性を増す影響を与えている。

前出の2005年の調査と比較してみると、2005年に比較し、「授業に集中できなくなる」とするものは、プレテスト時でも少ないが、さらにポストテスト時には少なくなっている。しかし「他の生徒の態度が悪くなる」は、2005年時より増加している。2005年調査のコメントでは、アメリカと日本の

表3 若年層が予想するインクルージョンがもたらす影響

(単位：%)

		2005年		2007年 日本	
		アメリカ	日本	プレテスト	ポストテスト
悪い影響	授業に集中できなくなる	79	82	44	39*
	他の生徒の態度が悪くなる	42	26	72	71
良い影響	生徒が多様性に気付く	77	72	70	74**
	生徒に思いやりの心が生まれる	74	75	75	78*

注：既存調査の結果が小数点以下四捨五入であるので、本研究の調査結果も同様に記載した。
 p 値 (* $p < 0.5$, ** $p < 0.1$) は2007年調査のプレテストとポストテスト間の有意差である。
 p 値は χ^2 検定の結果である。

出所：Siperstein, Norins, Corbin, Matsumoto, & Widaman 2005a, Siperstein, Norins, Yamamoto, Amano, & Matsumoto 2005b と筆者調査より筆者作成。

表4 若年層の知的障害を伴う生徒の能力に関する評価

(Yes 回答の%、複数回答)

〈可能だと思うこと〉	2005年調査		2007年調査	
	アメリカ	日本	プレ	ポスト
コンピューターや携帯電話を使う	63	35	36	41**
初めて会う人にきちんとあいさつをする	59	34	35	36
知的障害の無い生徒とはなす	67	37	39	39
他人の気持ちを考えて行動する	69	34	35	38

注：p 値 (** $p < 0.01$) は、2007年調査のプレテストとポストテスト間の有意差である。
 p 値は χ^2 検定の結果である。既存調査の結果が小数点以下四捨五入であるので、本研究の調査結果も同様に記載した。

出所：Siperstein, Norins, Corbin, Matsumoto, & Widaman 2005a, Siperstein, Norins, Yamamoto, Amano, & Matsumoto 2005b と筆者調査より筆者作成。

児童生徒と比較してみると、インクルージョンが進んでいるアメリカの児童生徒の方が現実的な見方をしているとされている (Siperstein, Norins, Corbin, Matsumoto, et al. 2005a)。

しかし、知的発達障害児に対する能力評価は、アメリカと日本では大きな差があり、アメリカの児童生徒の方が、知的発達障害

児の能力をはるかに高く評価している (表4 参照)。2005年調査のアメリカの児童生徒と、日本の児童生徒の能力評価の差が、後述する知的発達障害児との交流への積極性に影響しているとされている (Siperstein, Norins, Yamamoto, Amano, et al. 2005b)。2005年調査と2007年調査の、日本の児童生徒の能力評価を見てみると、ほとんど違い

はない。2007年のSO学校連携プログラム実施前後の能力評価を見てみても、「コンピューターや携帯電話を使う」という設問では、プログラム実施により変化が見られるが、他の3項目では変化は見られず、アメリカの児童生徒に比べ、短期交流体験後も、知的発達障害児の能力を低く評価していることがわかる。

インクルージョン推進上、知的発達障害のある生徒との交流に対する積極性は重要な要因だが、表5のように、日本の若年層は学校内での活動では、やや肯定的であるが、アメリカの若年層に比べると消極的で、校外での交流となると非常に消極的である。

また2007年度のSO学校連携プログラムによって多少積極的に変化するものの、有意な変化は無く、まだアメリカの児童生徒より消極的であることがわかる。

Siperstein, Norins, Yamamoto, Amano, et al. (2005a) は、調査対象の日本の若年層のコメントより、知的発達障害のある生徒との交流について、ごちなさ・戸惑いを感じたり、一緒にいることを恥ずかしく思ったりするなどの消極的になる要因が明らかになったとし、これらの不安・当惑・躊躇・恥の意識は、知的障害のある生徒の能力を低く見ていることと、成人層の知的障害者観の影響が関連するとしている。そ

表5 若年層の知的発達障害児との交流に対する積極性

(単位：%)

〈学校内で〉	2005年		2007年 日本		
	アメリカ	日本	会話経験	プレ	ポスト
あいさつする	81	69	有り	75	76***
			無し	61	62***
教科書を見せ合う	91	56	有り	61	61***
			無し	52	55***
昼休みや休み時間に話す	61	40	有り	45	44***
			無し	33	34***
〈学校外で〉					
授業後も一緒に過ごす	43	17	有り	24	24***
			無し	16	19**
個人的な話をする	29	20	有り	27	25***
			無し	16	20**
誘って外出する	38	22	有り	29	27**
			無し	22	23*

注：p値（* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$ ）は、2007年調査のプレテストとポストテスト間の有意差である。p値は χ^2 検定の結果である。既存調査の結果が小数点以下四捨五入であるので、本研究の調査結果も同様に記載した。

出所：Siperstein, Norins, Corbin, Matsumoto, & Widaman 2005a, Siperstein, Norins, Yamamoto, Amano, & Matsumoto 2005b と筆者調査より筆者作成。

の改善のためには以下のような意識と方法が必要であり、知的障害の有無に関わり無く、人間としての互いの共通項を認めあう努力をするとともに、個人による差異を受け入れるよう指導し、知的障害を恥とする観念や偏見等の心のバリアが取り除かれることをはかるべきであるとしている。

- ①若年層が知的障害者の持つ能力に関する理解を深められるように努力し、機会を提供する。
- ②スポーツや学校での活動などを通して、知的障害のある生徒が自らの努力と能力を表現できる場を作り出す。
- ③建設的にとらえられるよう意図的に計画された、知的障害のある生徒と無い生徒との交流の機会を生徒たちに提供し、その前段階や終了後に知的障害の無い生徒同士の意見交換の機会を作る。

既述した成人層の知的発達障害者観が若年層の意識に影響を与えることに関連し、「通常学級の教師のうち、障害児と接触経験のある教師は障害児に親しみを感じ、その教育にも積極的である」(位頭1997)こと、日本と比べ、アメリカでは、通常教育の教師が特殊教育の現職研修を受ける割合が非常に高い(Tsuge 2001)という事実もある。本稿では詳述しないが、筆者が実施した長期継続交流体験実施校の担任教諭の聞き取り調査からも、交流体験による教師の意識の変化が伺われ、SO学校連携プログラムの、児童生徒のみならず、かかわる普通学級の教師の意識にも影響を与えることがわかる。

アメリカの児童生徒と比較し交流経験が少ない日本の児童生徒は、交流への積極性は劣るものの、2007年調査で、会話経験の

有無で表5の項目をクロス集計してみると、全ての項目で、会話経験の有るもののほうが、有意に積極的になっており($p < 0.001$)、やはり会話経験の重要性が再度証明された。

6 結論と今後の課題

以上述べてきたように、SO学校連携プログラムが児童生徒に与える影響は大きく、同プログラムの有効性が証明された。また、知的発達障害者への意識に影響を与える要因として、会話経験の有無が重要であることもわかった。

内閣府の「障害者の社会参加促進等に関する国際比較調査」(2008)では、知的発達障害に限らないが、「障害のある人がない人と同じような生活を送っているか」という問いかけに対して、日本では「そう思わない」(46.5%)と「あまりそう思わない」(28.4%)という回答で、74.9%の人々が、障害のある人はない人と同じような生活を送っていないと考えている。一方、SO発祥の地であるアメリカでは、「そう思わない」+「あまりそう思わない」が45.4%であり、過半数の人が障害のない人と同じような生活を送っていると考えている。また、障害のある人を前にしたときの意識について、日本では「非常に意識する」(8.3%)と「少し意識する」(52.3%)で、60.6%の人が意識すると回答しているが、アメリカでは「全く意識せずに接する」(50.0%)「あまり意識せずに接する」(37.1%)で、87.1%の人が意識しないで接するとしている。

障害に関する言葉を10項目あげて周知度を聞いた設問では、上位4項目が、日本で

は「手話」(97.7%)、「点字」(94.1%)、「パラリンピック」(94.0%)、「バリアフリー」(93.3%)となっており身体障害に関する項目で占められている。アメリカでは「SO」(93.1%)、「手話」(86.6%)、「リハビリテーション」(81.0%)、「点字」(80.0%)となっており、SOの認知度が非常に高い。

アメリカでは、1960年代人種差別撤廃を目指す公民権運動、反戦・学生運動、フェミニズム運動が大きく広がり、同じマイノリティとして障害者の人権も注目されるようになっていた。1961年に赴任したJ.F. ケネディ大統領が「知的障害者委員会」を招集し、「知的発達障害者に関する諮問委員会」も設立した。1962年にSO創始者であり、ケネディ大統領の妹のユニス・ケネディ・シュライバーが、実の姉ローズ・マリーが知的発達障害者であることを「知的発達障害者に希望を」という記事を新聞に投稿し公表した。1964年公民権法が成立し、人種・性別・国籍による差別を禁じ、これはその直接的効果を超えて、他の社会的弱者に対する差別禁止の立法のモデルになった。1973年のリハビリテーション法第504条は障害者の権利獲得を規定し、1990年、「障害を持つアメリカ人法(ADA)」で、「障害であることを理由とするすべての差別行為」の禁止を法的強制力を持つ形で制定した。これは第2の公民権法とも呼ばれ、障害を理由とした明らかな差別の禁止だけでなく、建物の構造、コミュニケーション手段等により障害者が不利益を被る場合には、必要な配慮をしなければ差別にあたるとする間接差別も禁止し、実質的な機会の平等を保障するものである。ADA法は国際社会にも大きな影響を与えた。また、同

法は、希望する場合は普通学級で学習する権利に基づく、インクルージョン教育の実践を規定し、学校での実践は、親や地域を巻き込むことになり、その効果が人びとの知的発達障害者に対する意識に大きな影響を与えた(スコッチ 2000)。

しかし、アメリカにおいて、ジェンダー・宗教・障害について差別が減っているかどうかの1995年と2000年を比較した調査(Bowman-Kruhm, Wirths 2002)では、改善の兆しはあるものの、差別が減っていないが、若年層において進歩があるとしている。

我が国では、2010年6月29日に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」では、「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるもの」との視点に立ち、「障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す」として、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等」に言及している。しかし、南(2000)は、日本の集団主義文化は、個人の尊厳の尊重と同時に存在し得ず、排他的になり連帯とは遠くなると述べ、要田(2004)は同調性を持って「世間並み」に生きることが日本人にとって一般的であり、「世間」からはずされないように「世間」側(差別する側)にいようとするとする。前述の内閣府の調査でも、我が国の一般市民の知的発達障害者に対する意識はアメリカに比較すると遅れているが、だからこそソーシャル・インクルージョンの概念が国民の共通認識となるような「インクルージョン文化の創造」が必要である(ミットラー 2002)と筆者は考える。

そのような文化の創造のために、知的発達障害者理解やインクルージョンの実現に必要な要因として、本研究が見出した知見は以下の通りである。

- ① 固定観念が少なく、また、次世代の社会を担う若年層が知的発達障害についての知識を持ち、交流する機会を持つことは重要である。
- ② 知的発達障害のある人々との交流機会から生じる会話経験が、知的発達障害のある人々への意識をプラスの方向へ変化させる。
- ③ 知的発達障害についての知識・交流経験は、児童生徒のみならず、普通学級の教諭の意識にも変化をもたらす。
- ④ 知的発達障害について知り、交流機会を創出するSO学校連携プログラムは有効な手段である。

筆者の今後の課題は、アクションアンドリサーチ型の研究を継続し、結果を現場へフィードバックし、知的発達障害のある人々への理解を深めてもらう場、会話経験を持つことのできるような交流体験の場の創出を目指してしてゆくことである。

注

- 1) 知的障害者と発達障害者を分けて表現する機会が多いが、本稿では、SO日本の呼称の仕方にならない、知的発達障害者と記す。また、調査票では「知的障害」と表記されているため、設問の内容の表記は知的障害とし、設問の対象は知的障害児である。
- 2) スペシャルオリンピックスは、知的発達障害のある人々に、地域で年間を通して日常的にスポーツをする場と、その成果を発表するための競技会を開催している国際的なボランティア組織である。2008年4月時点で、世界175以上の国や地域で、約310万人の知的発達障害のある人々が活動に参加し、約75万人のボランティアがその活動を支えている。日本全国47都道府県に、地区組織又は設立準備委員会があり、7,434人の知的発達障害のある人々と14,281人のボランティアが参加している。
- 3) インクルージョンとは、広義には、1980年代からヨーロッパで用いられた社会政策用語であるソーシャル・インクルージョンに端を発し、社会的に排除（エクスクルージョン）されている人々を包摂することである。その後、世界的な社会政策と教育政策の中心的構成要素となった。他方、狭義のインクルージョンは、国連・ユネスコ・OECDによって新しい教育概念を示す用語として用いられてきた。本研究では、広義のソーシャル・インクルージョンと狭義のインクルージョンを区別して標記する。
- 4) 本稿では、定量調査実施対象の小学校5年生から中学校3年生を、若年層と呼称する。
- 5) 本稿では、SO学校連携プログラム（標準的には授業時間4時間）のようなプログラムを短期交流と、筆者が別途行った調査対象である1年間継続交流プログラムを長期交流プログラムと規定する。
- 6) Siperstein, Norins, Corbin, Matsumoto, et al. 2005a.
対象：アメリカ合衆国26州68公立校

- 5,860人中学生。
 調査方法：授業時間に教室において、
 教員によりアンケート実施。
- 7) Siperstein, Norins, Yamamoto, Amano,
 et al 2005b.
 対象：日本19都道府県38公立校4,300
 人の中学生。
 調査方法：授業時間に教室において、
 教員によりアンケート実施。
- 8) 本稿では、アンケート調査表で、接触
 経験・会話経験については知的発達障害
 児・者との関係を聞いているが、能力評
 価、インクルージョンへの積極性、交流
 への積極性は、知的発達障害児との関係
 を聞いているので、知的発達障害者と知
 的発達障害児を分けて表記する。
- 9) ユニファイドスポーツとは、SOが開
 発したプログラムで、知的発達障害のあ
 る人（アスリート）と障害のない人（パ
 ートナー）が、トレーニング、競技会に
 チーム（個人競技の場合は二人一組）と
 して参加する。アスリートとパートナー
 は、同程度の年齢と競技能力でチーム
 （組）を構成し、トレーニングや競技会
 に参加する。
- 10) 学校内での能力評価に関するアンケー
 ト票質問項目は：「知的障害のある中学
 生のほとんどは、学校において以下のこ
 とができると思いますか： a. 知的障害
 のない生徒と同じ学習科目を勉強する、
 b. 知的障害のある生徒と一緒にクラス
 の行事や仕事を行う、 c. 知的障害のな
 い生徒と友達になる、 d. 具合が悪い時
 に、保健の先生に自分の症状を説明する、
 e. みんなと、共通の話題について話す」
 である。
- 11) 運動場面での能力評価に関する質問項
 目は：「a. 知的障害のあるメンバーだ
 けのチームで、スポーツをする、 b. 知
 的障害のないメンバーだけのチームで、
 スポーツをする、 c. 走ったり自転車に
 乗ったりする、 d. スポーツの試合での
 ルールを理解する」である。
- 12) 生活場面での能力評価に関する質問項
 目は「a. 大人がいなくても、電車やバ
 スなどの公共交通機関をひとりで利用す
 る、 b. 初めて会う人を紹介されたら、
 きちんとした対応をする、 c. 携帯電話
 やコンピューター・ゲームなどのハイテ
 ク機器を使う、 d. 自分のお金を管理す
 る、 e. 他の人の気持ちを考えた上で行
 動する、 f. 新しい洋服や靴などを、自
 分で選ぶ、 g. 誰かが手助けを必要とし
 ていることに気付く」である。
- 13) 授業場面での能力評価に関する質問項
 目は：「クラスで行われる以下の活動の
 なかで、知的障害のある生徒はどれに参
 加できると思いますか： a. 国語の授業、
 b. 数学の授業、 c. 美術の授業、 d.
 体育の授業、 e. 給食」である。
- 14) インクルージョンへの積極性に関する
 質問項目は：「知的障害のある生徒があ
 なたのクラスで一緒に勉強するようにな
 ったら、どんなことが考えられますか：
 a. 他の生徒たちが授業に集中できなく
 なる、 b. 他の生徒たちが人それぞれの
 違いを理解して認めるようになる、 c.
 他の生徒たちの授業態度が悪くなる、 d.
 他の生徒たちに思いやりの心が育つ、 e.
 先生が授業の進度を遅らせたり、内容
 を易しくせざるをえなくなる」である。
- 15) 学校内での交流への積極性に関する質

問項目は：「a. あなたは知的障害のある生徒に会ったら、あいさつしますか、b. あなたは体育の授業で、知的障害のある生徒を自分のチームのメンバーに選びますか、c. 昼休みや休み時間に、あなたは知的障害のある生徒と話しますか、d. あなたは知的障害のある生徒に教科書を見せたり見せてもらったりしますか、e. 遠足などのバスで席を自由に選べるとしたら、あなたは知的障害のある生徒の隣に座りますか、f. あなたは知的障害のある生徒とクラスの行事や仕事を一緒に行いますか」である。

- 16) 学校外での交流への積極性に関する質問項目は：「a. あなたは知的障害のある生徒と映画に行きますか、b. あなたは、知的障害のある生徒と同じ部活にいたら、一緒に話しますか、c. 体育の授業などで体育館やプールなどへ移動するときに、あなたは知的障害のある生徒と一緒にいきますか、d. あなたは学校以外でも知的障害のある生徒と一緒に話したり遊んだりしますか、e. あなたは知的障害のある生徒と個人的な話をしますか、f. 友達同士で出かける時に、あなたは知的障害のある生徒にも声をかけますか」である。
- 17) 受動的交流への積極性に関する質問項目は：「a. 体育の授業で、知的障害のある生徒があなたを自分のチームのメンバーに選んだとしたら、どう感じますか、b. 知的障害のある生徒に、クラスの行事や仕事を一緒にしようと言われたら、あなたはどう感じますか、c. 知的障害のある生徒に、学校以外でも一緒に話したり遊んだりしようと言われたら、あな

たはどう感じますか、d. 知的障害のある生徒が、昼休みや休み時間に話しかけてきたら、あなたはどう感じますか、e. 遠足などのバスで、知的障害のある生徒にああなたの隣に座りたいと言われたら、あなたはどう感じますか、f. 教室移動をするときに、知的障害のある生徒と一緒に行こうと言われたら、あなたはどう感じますか」である。

参考文献

- (1) Bowman-Kruhm, Mary, Ed. D., Wirths, Claudine M.A., M. Ed., *Discrimination and Prejudice*, The Rosen Publishing Group Inc., 2002; p.1.
- (2) 遠藤真、山口洋史「精神薄弱児に対する態度の研究」『特殊教育学研究』第6巻第2号、日本特殊教育研究学会、1969; pp. 19-27.
- (3) 位頭義仁「我が国における交流教育の現状を課題」『発達障害研究』第19巻第1号、日本発達障害学会、1997; pp. 12-19.
- (4) 木船憲幸「精神薄弱児に対する普通時の態度と交流経験との関係」『特殊教育学研究』第24巻第1号、日本特殊教育研究学会、1986; pp. 11-19.
- (5) 内閣府障害者施策推進本部「重点施策実施5ヶ年計画」、2007、http://www.8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf. 2010.6.2.
- (6) 皆川正治、生川善雄「福祉圏の構築と地域住民の意識」『発達障害研究』第6巻第4号、日本発達障害学会、1985; pp. 256-265.
- (7) 南博『日本人論—明治から今日まで』

- 岩波書店、2000。
- (8) ミットラー、ピーター、山口薫訳『インクルージョン教育への道』東京大学出版、2002。
- (9) 文部科学省「平成20年度特別支援教育体制整備状況調査結果について」2009、http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/afildfile/2009/04/28/1260964_2.pdf。2010.7.7。
- (10) 森田望「精神薄弱児に対する意識調査—普通学級児とその母親の意識について—」『精神薄弱児研究』第171号、全日本特殊教育研究連盟、1972；pp. 60-69。
- (11) 内閣府「平成18年度障害者の社会参加促進等に関する国際比較調査」2008、<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h18kokusai.html>。2010.6.2
- (12) 内閣府大臣官房政府広報室「障害者に関する世論調査」2008、<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-shougai/index.html>。2010.6.2。
- (13) 内閣府広報室「障害者制度改革推進のための基本的な方向について（閣議決定）」2010、<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihon.pdf>。2010.6.2
- (14) 内閣府障害者施策推進本部「重点施策実施5ヶ年計画」2007、http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf。2010.6.2。
- (15) Siperstein, Gary N., Norins, Jennifer, Mohler, Amanda, *Social Acceptance and Attitude Change —Fifty Years of Research—*, Center for Social Development and Education, University of Massachusetts Boston, 2006。
- (16) Siperstein, Gary N., Bardon, Jennifer Norins, Matsumoto, Chihiro, *National Survey of Japanese Youth's Attitudes Toward Peers with Intellectual Disabilities*, University of Massachusetts Boston, 2005a。
- (17) Siperstein Gary N., Brady, Mary, Freeman, Brandon, Parker, Robin, *Special Olympics Get Into IT Evaluation Study*, Center for Social Development and Education, University of Massachusetts Boston, 2006。
- (18) Siperstein, Gary N., Parker, Robin C., Bardon, Jennifer Norins, Widaman, Keith F., *A National Study of Youth Attitudes toward the Inclusion of Students with Intellectual Disabilities*, University of Massachusetts Boston, 2005b。
- (19) スコッチ、リチャード.K.、竹前栄治監訳『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』明石書店、2000。
- (20) 豊村和真「学生の障害児者に対する受容的態度に関する研究」北星学園大学社会福祉学部『北星論集』第43号、2006；pp. 119-132。
- (21) Tsuge, Masayoshi, *International comparative questionnaire survey on education for students with learning disabilities in lower and upper secondary schools: Tokyo, Osaka, and Nagoya in Japan, and Los Angeles in the USA*, NISE F-99, The National Institute of Special Education, 2001, http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_f/f-098.pdf。2007.9.16。
- (22) 生川善雄「精神遅滞児（者）に対する健常者の態度に関する多次元的研究—

- 態度と接触経験、性、知識との関係—」
『特殊教育学研究』第32巻第4号、日本
特殊教育研究学会、1995；pp. 11-19.
- (23) 生川善雄、安河内幹「精神薄弱児（者）
に対する態度と接触経験・ボランティア
経験との関係に関する研究—福祉保育教育
系女子大生の場合—」『発達障害研究』
第13巻第4号、日本発達障害学会、1992；
pp. 302-309.
- (24) 渡辺弘純、植中慶子「小学生の障害
児（者）に対する態度に及ぼす交流経験
の影響」『愛媛大学教育学部紀要、第I
部。教育科学』第49巻第2号、2003；
pp. 15-30.
- (25) 要田洋江『障害者差別の社会学 ジ
ェンダー・家族・国家』岩波書店、2004.
- (こもり あきこ 昭和女子大学女性文化
研究所 特別研究員)

昭和30年代の家庭養護婦派遣事業関連 集会における組織化と主体形成

——研究内容と実践方法の検証——

中 崑 洋

要 旨

目 的

福祉文化拡張の基礎的土壌を形成する研究活動を、歴史的視点から把握することに主眼を置き、特に、昭和30年代の長野県上田市でみられた懇談会及び運営研究会の内容と方法に焦点を当てながら、ホームヘルプ事業の組織化と展開の過程について考察する。

方 法

ミクロの視点から、一連の家庭養護婦派遣事業関連集会における研究内容と実践方法について明らかにし、歴史に内包される共生文化、学習文化を第一次資料を基に考究する。とりわけ、戦後日本最初のホームヘルプ事業と位置づけられる家庭養護婦派遣事業は、従来、通史の一部としてのみ捉えられることが多く、それ故、原資料の掘り起こし作業は重要である。本稿では、上田市社会福祉協議会に現存される『家庭養護婦書類綴』（年月日不詳）を中心に、関連二次資料をも援用しながら、事業実践を促進させた研究活動の実態を検討する。

結 語

家庭養護婦派遣事業関連集会を考察すると、県や市などの行政組織、社会福祉協議会を中心とした民間組織、民生委員や母子相談員、婦人会会員などの民間人、そして、家庭養護婦自身による協同学習の場の形成が存在していたことが看取できる。この実践が組織的活動の促進の基盤となっていた。事業運営を行政に依存せず、民間における学習成果を反映させようとしたところに、地域住民主体の福祉文化の形成と拡張の要因が窺えた。この住民主体の原則に立脚した先駆実践であったが故に、中央職業安定審議会や労働省をも着眼させ得る結果をもたらし、独自の固有性を保持する活動実践の形成に結びついた。

キーワード

家庭養護婦懇談会、家庭養護婦派遣事業運営研究会、長野県上田市、昭和30年代、組織化

はじめに

一番ヶ瀬康子（1997：2）は、福祉文化を「インフォーマルな福祉を起点に社会福祉にも具現化した文化的な生活要求の充足をはじめ、広く他の生活要求充足努力におけ

る文化性も含んだ概念」と規定する¹⁾。すなわち、官僚主導の形式的定義ではなく、地域住民の要求や見識を加味しながら、あるいは実践者の日々の業務における人間的観察や共生意識を通してはじめて、ニーズ充足を土台とした福祉文化の拡がりが可能となるということである。さらに、この福祉文化の拡張を運営研究という側面から歴史的に探究すると、一つの事業実践の欠陥や不備をどのように補正し、いかに社会化・地域化するかといった学習活動の成果の反映が重要課題となってくる。過去の歴史における実践を取り上げ、今日の取り組みと安易に比較することは慎まなければならないが、少なくとも歴史的展開における研究の蓄積や学びの拡がりという観点から福祉文化を検討することは、文化化をもたらす学習・研究の基礎的要因を探究することにつながる点で意義深い。とりわけ、昭和30年代の長野県上田市で展開された家庭養護婦派遣事業運営研究集会は、戦後日本のホームヘルプ事業の原型を同地域に定着・発展させ得る効果をもたらした点において注目に値する²⁾。

以上のことから、本稿では、昭和30年代に上田市社会福祉協議会（以下、上田市社協）が主催した家庭養護婦派遣事業運営研究集会を事例とし、その内容と方法に焦点をあて、公的支援があったものの、民間福祉事業の形成が学習・研究という素因を取り込みながら、いかなる福祉文化創造へとつながる兆しをみせていたのかを、第一次資料である『家庭養護婦書類綴』（年月日不詳、上田市社協蔵、以下『書類綴』）を手がかりに検討する³⁾。

1 戦後日本のホームヘルプ事業史研究の特色と課題

昭和20年代後半から30年代前半にかけて創設されたホームヘルプ事業の特色の一つに、従事者の待遇・条件改善や活動の効率の展開のための運営研究集会の実施があげられる。それは草創期のホームヘルプ事業の組織的強化を志向した実践でもあり、在宅福祉領域における研究・研修の導入の先行事例として把握できるものでもある。わが国のホームヘルプ事業史上最初にこうした動きを見せた上田市社協は、家庭養護婦懇談会（1957年）、家庭養護婦派遣事業運営研究集会（1958年及び1960年）、家庭養護婦派遣審査委員会（1960年）などを次々に行うことで、同事業展開の促進に大きく寄与したと考えられる。

そもそも、上田市の家庭養護婦派遣事業は、上田市社協が「家庭養護婦を雇用し、不時の疾病傷害その他により家事の処理をする者がその処理に困難となった家庭に対してこれを派遣し、親戚近隣等の協力とともに積極的な援助を与えることによって社会福祉の増進をはかることを目的とする」ものとして創設された⁴⁾。なかでも、同事業実施要綱第2項には、「家庭養護婦は担当家庭の立場を理解し、健全な心構をもっていかなる家庭にも順応できるようにするとともに、熱意を持って使命の達成に努めなければならない」と規定され⁵⁾、同事業に対する高い職業意識の喚起と対象者（現利用者）中心主義の遵守が強調されていることが窺える。このことを裏づけるかのように、同市内派遣第一号の家庭養護婦であ

った斎藤けさの氏（当時、48）は地元新聞紙上において、「私も上田市社協の家庭養護婦としては一番はじめに派遣されたので、なるほど養護婦はありがたいものだといわれるように努めたいと思っています。また第一号というところから日誌をつけてみなさいと福祉事務所長さんにいわれたので、ぜひそうしたいと思っています」と言及する⁶⁾。つまり、同事業の推進において、対象者（利用者）側から感謝される存在となるべく、記録や研鑽を通し、自らの実践を試行錯誤しながら質的向上を目ざす役割が家庭養護婦側に認識されていたところに大きな特色がみられる。

本稿で焦点化する家庭養護婦派遣事業運営研究集会は、こうした家庭養護婦の志や使命をいかに具現化させるかを熟慮する場であったと把握でき、ホームヘルプ事業史

研究において、将来の同事業の発展を展望する上で、もっとも注意深く捉え直さなければならぬ事例であると言えよう。長野県社会福祉協議会50年のあゆみ編纂委員会（2003：35-36）は、同県下における当該事業について以下のように述べる。

「事業スタート時の昭和31年度の実績は、実施市町村37（全市町村の約2割）、養護婦登録数51人、訪問家庭被保護世帯数約100世帯、要保護家庭25世帯（民生委員の社会調査による対象世帯は756世帯）という状況であった。この事業の実施は、当時かなり先進的なものであり、全国的にも注目され他県からの視察も多くあった。全国に先駆けて始められたこの事業はやがて昭和37（1962）年に『家庭奉仕員派遣事業』として制度化され、全国的に展開されるのであるが、ここで注意したいのは、長野県の当

表1 上田市社会福祉協議会における家庭養護婦派遣事業の実践・研究の足跡

1956（昭和31）	1.18	上田市社会福祉協議会事務局への出頭依頼（家庭養護婦の雇用について）	
	4.9	長野県通知（「家庭養護婦の派遣事業について」、31厚第235号）	
	6.10	塩田町家庭養護婦派遣事業開始（1960年廃止）	
	6.21	上田市社協、各民生委員に対し適当な家庭養護婦（ホームヘルパー）の届出依頼	
	8.10	上田市社会福祉協議会第4回企画部会開催（共同募金における補助金の検討）	
	8.15	上田市さつき会（未亡人会）理事会開催 （木下暉子会長、「家政婦の問題」について）	
	10.1	上田市社協理事会で、家庭養護婦派遣事業の実施要綱及び予算（事業計画）決定	
	10.4	上田市内第一号の家庭養護婦として、斎藤けさの氏を派遣	
	1957（昭和32）	1.14	家庭養護婦審査選考委員会開催（候補者10人）
		3.16	家庭養護婦懇談会開催（於 上田市役所内宿直室）
1958（昭和33）	2.3	家庭養護婦として山本なつみ氏登録	
	不詳	家庭養護婦として久保田鶴恵氏登録	
	2.19	家庭養護婦として野沢つね氏登録	
	2.22	家庭養護婦として北添和氏登録	
	4.10	家庭養護婦休養者に対する見舞金支給について	
	4.16—17	家庭養護婦派遣事業運営研究集会開催（於 上田市点字図書館）	
	6.7	家庭養護婦として山崎しん氏登録	
	8.25	「民生児童委員手帳」「社会福祉手帳」受注	
8.28	昭和33年度家庭養護婦派遣事業追加補助申請（申請額六万円）		

1959 (昭和34)	3.28	家庭養護婦派遣事業に関する委託料交付検討
	3.31	家庭養護婦派遣事業成績報告 (長野県知事、林虎雄宛)
	5.28	家庭養護婦派遣申請取下げ (申請者の申告による)
	12.6	長野県通知 (31厚第952号) による31厚第235号改正
	12.12	家庭養護婦登録上の再調査実施 (於 市役所内社会福祉協議会事務局)
1960 (昭和35)	6.18	家庭養護婦派遣事業研究会開催 (於 長野県松本会場小会議室)
	7.14	長野県通知 (「家庭養護婦の派遣事業について」、35厚第437号)
	11.26	家庭養護婦の災害補償を検討
1961 (昭和36)	12.20	家庭養護婦派遣事業実施内容報告 (上田市長、堀込義雄宛)
	3.30	家庭養護婦派遣事業成績報告 (上田市長宛)
	4.1	家庭養護婦派遣審査委員会設置
1962 (昭和37)	7.1	家庭養護婦の雇用についての伺い (市社協事務局長→市社協会長)
	3.31	家庭養護婦派遣事業実施報告
1963 (昭和38)	4.5	家庭養護婦派遣事業補助金交付申請書提出 (長野県知事、西沢権一郎宛、金十萬円)
	3.31	家庭養護婦派遣事業実施報告
	4.19	中央職業安定審議会委員視察 (家庭養護婦派遣状況視察)
	7.15	労働省職業安定局失業対策部 (業務課長、千葉幸雄) 上田市視察
	12.19	寄贈書籍の引継ぎ

【注】1960年6月18日に行われた「家庭養護婦派遣事業運営研究集会」については、第一次資料内において、正式名で記載されている箇所と、同表の如く「家庭養護婦派遣事業研究会」と略されている箇所とがあるが、同一の会合を指している。

【出典】上田市社会福祉協議会『家庭養護婦書類綴』年月日不詳を基に、筆者作成。

初の制度は、老人世帯に限定したものでなかったことである。参考にしたイギリスの制度の精神にならい、老人以外の家庭からのニーズにも対応する厚みのあるものであった。』⁷⁾。

すなわち、老人世帯に限定しなかったということは、老人世帯以外にも、例えば母子(父子)世帯、障害者世帯、単身高齢者世帯などに多くのニーズがあったということであり、派遣対象世帯の選定、派遣先での生活支援方策の吟味、多様な派遣世帯における効率的勤務形態の考案などに関し、家庭養護婦を参画させた形で、いかに事業の組織化を図っていたかが重要な検討課題となろう。先行研究(竹内吉正 1974; 森幹郎 1974; 原田正二 1974; 須加美明 1996; 上村富江 1997; 山田知子 2005; 荏

原順子 2008など)においても、史的背景や事業実績に注視するあまり、組織化の一因である研究・学習面から同事業を十分に捉え切れていないところに研究の余地があると思われる⁸⁾。

それ故、以下の論稿では、同事業に対する運営研究というアプローチから、家庭養護婦懇談会(1957年3月)、家庭養護婦派遣事業運営研究集会(1958年4月、1960年6月)を主な検討事例とし、こうした研究・学習活動の展開にみられる同事業の組織化の様相を研究内容及び実践方法という切り口から考察する。なお、本稿で取り扱う事例及び周辺情報を整理したものが表1であり、この表を指標の一つとし、以下、論考を進める。

2 家庭養護婦懇談会（1957年3月）

長野県社会部（1961：201）が発刊した『民生労働行政の現況と問題点』には、「家庭養護婦制度」として、「家庭養護婦制度（ホームヘルプ制度）は社会的な家事援助制度とも云われており、家庭（母子、身体障害者、老人等）で、通常家事運営の責任者である人が、不時の疾病その他により家事の処理が出来なくなった場合に、代り人を派遣して家事の処理に当らせる組織的な事業である」と説明されている⁹⁾。しかしながら、組織化のための具体的方策や創意工夫が言及されていない。そこで、『書類綴』に収録されている1957（昭和32）年3月16日付の立案文書を紐解くと、家庭養護婦懇談会の実態が次の如く示される。

「家庭養護婦懇談会開催について

十八日 家庭養護婦に関する監査実施後、当事業を県下に最初に実施した当市（上田市）の実際をよく捕え、新年度の方策を研究協議したく、左の要項により懇談会を開催して宜しいですか。

記

- 一、日時 三月十八日
午後二時～午後三時半
- 二、場所 市役所内宿直室
- 三、参加者
社協関係者 会長、副会長、事務局員
市福祉事務所 所長、保護係長、
ケースワーカー
県関係者 神宮厚生課監査員
未亡人会関係者 会長、副会長、
事務担当者
家庭養護婦 全員

民生委員関係 派遣事業担当民生委員
記者(新聞) 信毎、毎日、中部日本、
民報、北信、朝日、読売

四、議題

- ①派遣家庭の発見について 担当民生委員、担当ケースワーカーの発言を求む
- ②派遣家庭の実際について 家庭養護婦の発言を求む
- ③派遣事業としての内容の検討 家庭養護婦としての難点（派遣家庭内に於けるもの）／担当民生委員、担当ケースワーカーとしての問題点／未亡人側の問題点
- ④監査役の所見 監査委員の説明
- ⑤事業に関する諸意見について 全員¹⁰⁾

上記のように、同懇談会の主眼は、「新年度の方策を研究協議すること」にあり、さらに、新聞記者を各社から呼び寄せるなど宣伝効果を強く意識したものであったことが窺える。また、上記5つの議題のうち、③「派遣事業としての内容の検討」において、家庭養護婦、民生委員、ケースワーカー、未亡人会員らから幅広く意見聴取しているように、現場実践や在宅要介護者との直接的関わりをフィードバックし、再アセスメント機能を発揮することで、効率的かつ体系的な実践を志向していたことが認識できる。さらに、別紙には議事結論として、幾つかの意見が整理されている。例えば、県厚生課は「養護婦は勤務中は少なくとも社協職員であるので、それ自体の立場からしても大いに社協活動の実際を啓発すべき責任があること」、「対象家庭の機密を守ることは必要であるが、社協へはそのまま報告し、更生補導上にヒントを与える様心掛けられたいこと」と指摘する。一方、社

協働は「(同事業は)世帯更生運動と有機的総合的に連携を保つ必要があること」、「未亡人救済事業として最適であること」、「被保護家庭の内容を知る期会を作り出していること」、「家庭養護婦は、社協活動の点も含めて認識し、地域に啓発される様にされたい(県側要望)」などを取り上げ、同事業の地域的普及を志向した。

このように、家庭養護婦派遣事業は初期の段階において、組織化の基盤を形成する土壌が、懇談会における意見交換・問題抽出という形で創造されていたと考えられる。つまり、実践に根ざした確固たる支援方策づくりを志向していたところに、上田市社協を中心とした同事業関係組織・機関の先駆性と積極性が垣間見られる。しかし反面、昭和32年度の家庭養護婦派遣事業補助査定額の比較において、例えば、最高査定額であった上田市(2万4,400円、対象家庭数23、賃金(冬)35円/時、(夏)30円/時)と、最低査定額であった東筑摩郡宗賀村(3,000円、対象家庭数3、賃金(夏)25円/時)では派遣実績や補助額において大きな差異がみられ、県域的にみても当該事業の組織化の地域格差と経路の複雑さが窺え、均一的な事業展開がいかに困難であったかが汲み取れる。

なお、家庭養護婦側の詳細意見や記録(日誌など)の未発見など、史料収集上の限界を指摘でき、全容解明できていないことは否めない。しかしながら、少なくとも、同懇談会において、家庭養護婦の勤務上の難点や民生委員・ケースワーカー・未亡人会員を巡る問題点が議題として検討の場に率直に吸い上げられ、より良い方向へと進展・改善すべく、会合という形で積極的に

事例検討されていたことは大きな前進であった。この基礎的検討を基に、家庭養護婦派遣事業は運営研究集会開催へと発展していく。そして、こうした流れのなかで徐々に一事業形成という枠に留まらず、それを超越し、ひいては福祉社会や福祉文化の創造へと模索し始めることになるのである。

3 家庭養護婦派遣事業運営研究集会(1958年4月)

『書類綴』から、「家庭養護婦派遣事業運営研究集会」の概要を記すと以下のようになる。

「家庭養護婦派遣事業運営研究集会開催要項

- 一、趣旨 家庭養護婦派遣制度は、健全なる家庭を建設し、保持するための家庭福祉活動として、社会福祉活動の新たな活動分野として、本県において全国にさきがけて展開され、県下の二十三ヶ市町村で実施されております。本制度の今後の運営、活動状況について全国より非常に注目され、また一方本制度を実施している地域においても、好評を博する成果を収めており、今後、更に本制度の強化・促進を期するよう要請されております。そこで、養護婦派遣活動の関係者の会同を求めて、各地における本制度の運営及び活動状況を相互に発表し、研究協議して更に適正なる運営及び活動方策を樹立せんとするものである。
- 二、主催 長野県社会福祉協議会、上田市社会福祉協議会
- 三、期日 昭和三十三年四月十六・七日

(二日間)

四. 場所 上田市点字図書館

五. 参加者 養護婦派遣事業を実施している市町村における社会福祉協議会事務担当者

六. 日程

	9:00	11:00	12:00	12:30	14:30	17:00
第1日 (4月16日)		開会式	昼食	各地の活動状況の発表及び質疑		
第2日 (4月17日)	研究協議		昼食	結論	散会	

七. 研究主題

- 1 養護婦派遣事業の効果と隘路について
- 2 養護婦の活動分野について

八. 研究方法

全体討議及び分科会に分れる
主題について、各地域における活動状況をそれぞれ発表しあい、それに基づき協議する。

九. 軽費 参加者の旅費は、参加者の所属機関・団体にて負担されたい。

十. その他 各地における養護婦派遣事業の運営及び活動状況を発表していただくのでありますが、参加者は出来得れば発表要旨を簡単に印刷し、五〇部位持参下さる様お願い致します。

十一. 宿泊について 宿泊御希望の方は、上田市社会福祉協議会で斡旋いたしますから、四月十三日までに御申込みをお願いします。」

また、同運営研究集会初日（午前11時半～午後5時）の議事録における要点は次の如く記載される¹¹⁾。

「議事録

一. 上田市社協会長 関澤欣三氏挨拶

二. 家庭養護婦派遣事業概要説明

県厚生課 長峯主事

三. 家庭養護婦派遣事業概要報告

県社協 宮本主事

四. 挨拶 県社会福祉協議会事務局長

小野清一郎

五. 挨拶 市福祉事務所長 小林松太郎

六. 協議結果（別紙）

A 派遣事業運営上の問題点について

- 1 災害の補償 / 2 短時間の労務 / 3 養護婦の身分保障 / 4 派遣される家庭について / 5 職業安定法との関連について / 6 最小限の就労が可能である様に養護婦に取計らわねばならぬこと

B 家庭養護婦派遣事業の積極的対策について

1 家庭養護婦の教養技術の向上について

最前線にある社会福祉奉仕者指導者としての座にある養護婦が担当地区の社会福祉主事、民生委員と共に極めて貴重な存在である。養護婦は寧ろその対人関係のなかにその世帯について発見できなかったヒントを見出している。之等を善処するには常に養護婦自らの教養技術を高めねばならない（関係者連絡、料理裁縫研修校外指導等）

2 積極的広報啓発の展開

社会福祉関係者へのPRはもとより、一般地域社会へのPRも併せて考えたい」

さらに、上記の「協議結果（別紙）」以

外の意見内容として、以下の10点が示される¹²⁾。

- 一．常勤である様にと計われないこと（養護婦）
- 二．派遣してほしい地区に養護婦希望者がいないこと（担当者）
- 三．予算外の実績に対し、県は十分に認め補助すべきである（担当者）
- 四．総体的予算内にて三項は十分に考えた（県）
- 五．一日二〇〇円でもよいから常勤でほしい（養護婦）
- 六．常勤である様に当事者に十分に横の連絡を取って欲しい（内職の関係分野との連絡調整）（養護婦）
- 七．勤務するための旅費は、市社協自体にて考慮しているが、当然、県の補助をあおぎたい（担当者）
- 八．身分保障の予算がないので現在は法外援護資金を支出している（東筑摩）
- 九．養護婦として派遣されぬときは田畑で働いているので常勤の必要はない（野沢町）
- 十．固定給として要望したい（母子相談員）

上記は手書きの速記記録の抜粋であり、第一次資料としての価値が高いと思われるが、こうした同運営研究会のねらいは、「適正なる運営及び活動方策の樹立」という目標を明確に打ち立て、研究協議により打開策を見出そうとしていたことであった。「別紙」に記載された詳細かつ具体的な問題点の検討に多くの時間が割かれ議論が展開されたことが推察される。さらに、「別紙」欄外において、「一日二〇〇円でもよいから常勤でほしい」と主張した一養護婦

に対し、野沢町関係者は「養護婦として派遣されぬときは田畑で働いているので常勤の必要はない」と真っ向から反対しているように、地理的条件や地域振興の程度の差をも考慮に入れた実質的討議が行われていたと認識し得る。加えて、現状把握や課題改善に留まらず、「別紙」Bで見られたように、家庭養護婦の教養技術向上を志向した相互連携や校外指導研修が提案され、積極的宣伝活動として社会福祉関係者のみならず、一般地域住民へのPR活動の必要性が叫ばれていた。

同運営研究会が開催された1958（昭和33）年には身体障害者福祉法改正（3月）、国民健康法改定（12月）などの法体制の整備の動きが見られた。こうした政策展開の一方で、民間従事者を中心に福祉事業のための研究協議が行われ、組織的展開が目ざされたことは、研究内容の厳選と実践方法の検討が吟味されていた証左と言えよう。そして、研究発表において、「発表要旨を簡単に印刷し五〇部位持参」といった独自のスタイルが当時既に見られたことも注目し得る。このような議論の展開の過程において、以下に述べる1960（昭和35）年6月に開催された家庭養護婦派遣事業運営研究会へとつながっていくのである。

4 家庭養護婦派遣事業運営研究会（1960年6月）

上田市社協に保存されている『書類綴』は全308頁と相当な分量があるが、原資料の保存状態もよく史料的价值も極めて高い。同時に、開催要項や通知の他にも議事録、予算書、復命書なども一括して収録されて

いることから、会合や研修時の苦悩や成果が比較的鮮明に読み取れる。1960(昭和35)年6月18日に実施された運営研究集会もその例外ではない。この集会と前節で述べた集会の内容比較や関連性などの考察も重要であろう。まず同会の開催要項は次の如く示される。

「家庭養護婦派遣事業研究会(家庭養護婦派遣事業運営研究集会)開催要領

- 一、目的 家庭養護婦派遣事業運営上の隘路問題点等について、それぞれの立場から研究討議し、本事業の運営に資することを目的とする。
- 二、主催 県及び県社会福祉協議会の共催とする
- 三、日時 六月十八日(午前十時半～午後四時半迄)
- 四、場所 松本市西堀町 県松本会議場小会議室
- 五、参会者 本事業実施予定市町村担当課(係)長/本事業実施予定市町村社会福祉協議会担当職員/本事業実施予定所轄地方事務所担当職員/本事業実施予定従事家庭養護婦/県社会福祉協議会代表者/県事業関係職員」

県厚生課課長補佐外14人の参画で行われた同研究会の討議結果は、「復命書」のなかで、「家庭養護婦派遣事業研究会報告」との標題の下整理されている。主要な検討事項として、「実施地区の実情」、「研究事項」の2点があげられ、以下に具体的内容を詳述する¹³⁾。

「①実施地区の実情

諏訪市 現在3名で低賃金のため養護婦の確保に困難する
東筑摩四賀村 専任は置かない。近所

の人を利用している

- 東筑摩明科 四賀村と同様。申請手続きがやかましく補助金が少ない
諏訪郡原村 開拓地で利用されている。老人が少ないので
東筑摩生坂村 専任のなり手がない。
近所の人を頼む程度
塩尻市 PRがきかず利用者が少ない。
将来、会社等へ働きかける
塩田町 本年廃止。低賃金のためなり手がなく、利用者も少ない
小諸市 本年から実施したい。主として老人家庭に派遣する

②研究事項

- ・実施要綱の補助率を改正し、1時間当たり20円を30円位まで上げよ
- ・身分保証の点につき(健康保険制度は利用出来ないか、雇用関係の点につき雇用主は社協である。雇用主において義務を生じる場合の処置は如何に取り扱ったらよいか。災害補償等)

以上の点については、県においても更に研究の上通知する。

- ・事務費・交通費等も補助の対象とせよ 現在は賃金のみ補助対象
- ・賃金については、その地域の特殊性(工場地帯、都市等と農村地帯)を考え、二本建に考えてはどうか。補助率も同様に。
- ・養護婦の研修等も行へ 県社協において実施を計画している
- ・企業体等へも働きかけよ
- ・補助金交付手続きを簡便にせよ」

さらに、同報告書の最後には「県からの要望」として、「折角のよい制度であるが、

この制度があまり利用されず、年間の予算もあまる状態であるので積極的活動を是非願いたい。人員の確保についても常に心がけてもらいたい。」と記される¹⁴⁾。このように、事業内容の先駆性とは対照的に、実施方法上の課題を残していたことが窺える。このことは、1958（昭和33）年5月30日付の『県民の福祉』第70号に掲載された記事「家庭養護婦派遣事業 注目ひく防貧対策——“母親代り”と感謝的だが折角の施策も伸び悩み」からも認識できる¹⁵⁾。しかしながら、同集会では養護婦研修実施が積極的に検討されたことや、企業体といった外部組織との関係性の構築が目ざされていたように¹⁶⁾、外部志向性の強まりがみられた。

一方、1960（昭和35）年度は、精神薄弱者福祉法（現、知的障害者福祉法）公布をはじめ、厚生省（現、厚生労働省）による給与実態調査実施、生活保護法基準改訂のほか、東京都民生局による家庭福祉員制度など、障害者や労働賃金を巡る中央政府の動きが活発化した年でもあった。昭和37年度の上田市社協における一般会計予算のうち、5,100時間分として支払われた家庭養護婦賃金は、他にも幾つかの細目が事業費のなかに組み込まれており、同事業を中心に集中的に実施するような形態ではなかったと考えられる。さらに、『書類綴』を紐解くと、最後部に「家庭養護婦派遣審査委員会設置について（案）」（昭和36年4月より実施）と、「中央職業安定審議会委員視察について」（昭和36年4月9日）が収録され、とりわけ後者は上田市の先進事例を国側（旧労働省）が参照していたことを裏づけるものとして意義深い。後者の詳細

は以下のように示される。

「中央職業安定審議会委員視察について
上記の件下記の通り通知（電話）がありましたので御しらせいたします。

記

- 一、期日 四月十九日
- 二、人員 審議会委員 3名、
労働省保官 1名
- 三、視察内容 家庭養護婦派遣状況視察
出席者 審議会委員 岡田（福祉事務所長）、森田（社会保長）、加藤（社協会長）、労働省（坂本）
- 四、懇談会場 福祉事務所に於て配慮

5 考察——結論と課題

以上、昭和30年代の長野県上田市で展開されたホームヘルプ事業に関する研究内容及び実践方法の改善を『家庭養護婦書類綴』（年月日不詳、上田市社協蔵）を手がかりに検証し、主要な検討事例として、3つの会合・集会が行われていたこと、そして、行政・社協関係者のみならず、民生委員、母子相談員、家庭養護婦らの参画の下に、実践現場を起点とした協同学習がみられたことを明らかにしてきた。

これまで、長野県上田市の家庭養護婦派遣事業（1956年）以降のホームヘルプ事業の展開として、例えば、須加（1996：47-48）や西村洋子（2005：30）らによって、「大阪市の臨時家政婦派遣事業（1958年）、布施市（現東大阪市）の独居老人家庭巡回奉仕員制度（1959年）、名古屋市の家庭奉仕員派遣制度（1960年）、神戸市のホーヘルパー（家事奉仕員）派遣制度（1960年）、秩父市の老人家庭巡回奉仕員派遣制度

(1960年)、東京都の家庭奉仕員制度(1961年)……」と捉えられていた¹⁷⁾。しかしながら、こうした事業化普及を推し進めた実質要因として、上田市における研究内容・討議方法・学習成果などが詳らかにされていなかったため、本稿では同市の実践に着目し、その研究内容及び実践方法を考察した。

その結果、家庭養護婦派遣事業関連の集会は、1956年から1960年に限定した場合、主に3つに区別でき、それらをまとめたものが表2である。同表から看取できることとして、第Ⅰ期の家庭養護婦懇談会では、ホームヘルプサービスの周知徹底を大前提とし、勤務体制・労働条件の安定化を志向した問題検討が中心であった。すなわち、一事業の実践化を共通項とした意思統一の下に、個別具体的な課題が議論され、そこには団体内部の結束固めを中心とした視点が汲み取れた。

次に、第Ⅱ期の家庭養護婦派遣事業運営研究集会(1958年)においては、第Ⅰ期の内部志向による単独活動の展開に限界が見られ始めたことを端緒とし、他地域の事例の積極的参照、広報啓発活動の活発化、養護婦の教養技術の向上、料理裁縫研修校外指導など、他分野・領域との交流・学習が模索され始めていたと認識できる。小地域組織の育成指導も相変わらず見られたものの、組織的活動の強化のために、むしろ内部志向一辺倒から脱却し、外部の要素を積極的に摂取しようとしたところに、研究内容の充実と実践方法の研磨をもたらした要因を把握できる。さらに、新知識の導入に加え、問題点の抽出に留まらず、積極的施策が外部機関主導の家事講習会としての校外研修やホームヘルプの周知徹底を志向し

た広報活動という形で展開されていたことも注目される。

一方、1960(昭和35)年6月に実施された家庭養護婦派遣事業運営研究集会開催時は、第Ⅲ期と位置づけられ、企業体への働きかけや地区ごとの実情に応じた対応策というように、ますます外部志向性が強まっている。しかしながら同時に、賃金の二本建制の試み、補助金交付手続の簡便化、実施要綱の見直し(8・9・10・11項)、服務心得の確認(6・7項)など内部志向性の重視も見られ、視点としては団体内部と外部の双方向が見られたと捉えられる。第Ⅱ期の総括と内外往復の取り組みが地区の条件・実情に配慮しながら見られた。このことによって、同事業は組織的展開を志向する糸口を見出したと考え得る。

このように、昭和30年代の上田市で見られた組織的な研究・学習は、ホームヘルプ事業の目標を明確にし、具体的・実践的な方法を検証する好機となった。そして、居宅生活者にもっとも近い距離にいた家庭養護婦自身らを含む関係者集会の開催であったが故に、ホームヘルプ実践を介しての「あたたかさ」や「やわらかさ」の育みが見られた。こうした共生につながる価値体系を含む行動様式であったことが、福祉文化の土壌形成に寄与したと考えられる。確かに、そこには在宅の要介護者・要支援者を総体的に捉え、彼ら・彼女らの生活実態を系統的・学問的に追究していこうという視点が不十分であったことは否めない。また、当時の研究・学習活動の実態を限られた残存史料から論考しようとしたことに限界があったことも事実である。しかしながら、上田市を中心とした家庭養護婦派遣事

表2 家庭養護婦派遣事業関連集会の流れと特色（1956-1960年）

区分	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
時期	1956(昭和31)年～1957(昭和32)年	1958(昭和33)年～1959(昭和34)年	1960(昭和35)年
組織	家庭養護婦懇談会		
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県社会福祉事業大会 (1956春) ・上田市さつき会(未亡人会)理事会 (1956.8.17) ・家庭養護婦懇談会 (1957.3.18) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養護婦派遣事業運営研究会 (1958.4.16-17) ・上田市社会福祉協議会合 (1958～定期的) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養護婦派遣審査委員会 (1960.4) ・家庭養護婦派遣事業運営研究会 (1960.6.18)
活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービスの周知徹底 ・補助助成金の有効活用 ・勤務体制の安定化 ・県・市社協・養護婦の三者における見解の統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の強化・促進 ・運営・活動方策の樹立 ・組織活動の強化 ・小地域組織の育成指導 ・低所得階層の援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の強化・促進の具体策の考案 ・事業の円滑的運営 ・事業実施要綱の確認・見直し (8・9・10・11項) ・事業服務心得の確認・徹底 (6・7項) ・家庭養護婦の人員確保
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害補償の有無 ・未亡人会宛の共同募金補助助成金8,000円をホームヘルプ事業に補填する件の可否 ・派遣家庭内の養護上の難点 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養護婦派遣事業の効果と隘路 ・養護婦の活動分野の明確化 ・事業運営上の問題点の整理 ・事業の積極的対策 ・他地域の事例を基にした改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率を20円/時→30円/時 ・身分保障の充実 ・事務費・交通費の支払い ・賃金の二本立て ・養護婦の研修 ・企業体への働きかけ ・補助金交付手続きの簡便化
成果と主体意識形成	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業を共通項とした意思統一 ・個別的な事業課題の克服 →未亡人の積極的採用 →労働条件改善の認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護婦自身の現場の声の拾い上げ ・養護婦の教養技術の向上の試み ・広報啓発活動の活性化 →関係者の連携、料理裁縫研修 校外指導 →一般地域社会への認識の喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰予算の効果的運用 ・養護婦の待遇・条件の向上による人員確保 →地区ごとの実情に応じた対応策 →同事業の意識と役割の再確認
中心視点	団体内部へ	団体内部 → 団体外部	団体外部 ⇄ 団体内部
移行過程	事業化への意思統一 → 単独活動の限界 → 他地域との交流・学習		人員の減少 → 第Ⅱ期までの総括・地区ごとへの対応 → 内省・外部交流の双方向

【出典】上田市社会福祉協議会『家庭養護婦書類綴』年月日不詳を基に、筆者作成。

業運営研究会の取組みには、サービス対象者（現、利用者）の地域的配慮、家庭養護婦の勤務条件・労務内容の充実、官・民・他職種・家庭養護婦による有機的連携の試みと協同学習、基礎的検討を基盤にした実践のあり方の究明といった新しい視点が提示されており、それが具体的事例として実践レベルにまで到達していたことは注目されよう。

注

- 1) 典拠は、一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博・藺田碩哉編『福祉文化論』有斐閣、1997；p. 2.
- 2) 戦後日本のホームヘルプ事業の発祥を詳述したものとして、竹内吉正「ホームヘルプ制度の沿革・現状とその展望」『老人福祉』第46号、1974；pp. 58-79. や森

- 幹郎『ホームヘルパー』日本生命済生会、1974；pp. 3-36などがある。
- 3) 『家庭養護婦書類綴』（上田市社協蔵）の使用に関し、同会事務局長の宮之上孝司氏から2009（平成21）年12月25日付で許可をいただき倫理的側面に配慮した。なお、同史料を活用した論稿として、中寫洋「昭和30年代の長野県下のホームヘルプ事業の活動分析 その事業内容と活動成果の検証」『日本の地域福祉』第23巻、2010、pp. 154-165があるが、これは家庭養護婦の活動内容を精査したものであり、本稿とは研究の視点が異なる。
- 4) 同実施要綱は、第1項の目的から第15項の実施期間まで15の細目が規定されている。
- 5) 同実施要綱に付随し規定された「家庭養護婦服務心得」を基に、諸々の実践が展開されたと考えられる。
- 6) 典拠は、信濃毎日新聞社「家庭への派遣始まる 上田市の家庭養護婦」『信濃毎日新聞 [北信版]』No.26797、1956. 10. 5. (8)。
- 7) 典拠は、長野県社会福祉協議会50年のあゆみ編纂委員会『長野県社会福祉協議会50年のあゆみ』ほおずき書籍、2003、p. 35-36。
- 8) 竹内、森以外の先行研究としては、例えば、原田正二「老人家庭奉仕員制度の問題」『明治学院論叢』第218号、1974；pp. 105-126、須加美明「介護福祉の歴史的展開」古川孝順・佐藤豊道・奥田いさよ編『介護福祉』有斐閣、1996；pp. 45-62、上村富江「上田市のホームヘルプサービスを担った女性たち」『社会福祉のなかのジェンダー 福祉現場のフェミニスト実践を求めて』ミネルヴァ書房、1997；pp. 247-257、山田知子「わが国のホームヘルプ事業における女性職性に関する研究」『大正大學研究紀要』第90輯、2005；pp. 178-198、荏原順子「ホームヘルプサービス事業揺籃期の研究」『純心福祉文化研究』第6号、2008；pp. 1-12. などがある。
- 9) 典拠は、長野県社会部『民生労働行政の現況と問題点』1961；pp. 201-202。
- 10) 昭和32年3月16日付の原資料によれば、同案作成者として、竹内吉正氏の署名・捺印が見られ、その隣に、関澤欣三氏や小宮山主計氏の捺印も見られる。
- 11) 「同運営研究集会開催について」（上社協発第232号）は、昭和33年4月11日付で、地区民生委員協議会長宛に、小林松太郎・関澤欣三両氏の連名で一斉通知された。手書きの議事録はその筆跡から、市社協事務局長（初代）竹内吉正氏作成のものと思われる。
- 12) この10点についても、竹内氏の速記によって整理されたものと考えられる。
- 13) 当該記述は、「復命書」（年月日不詳）のなかに記載され、同書には、会長（関澤氏）、常務理事（小林氏）、係（飯島氏）らの捺印が見られる。
- 14) 池川清『家庭奉仕員制度』大阪市社会福祉協議会、1971；p. 39にも同様の見解が見られる。
- 15) 典拠は、前掲、『長野県社会福祉協議会50年のあゆみ』ほおずき書籍、2003、p. 37。
- 16) 実際、労働省委託のモデル事業として、石川島重工業は、1960（昭和35）年1月4日から「事業内ホームヘルプ制度」（試

行期間は6月30日迄)を実施している
(労働省編『労働行政史 第三卷』労働
法令協会、1982; pp. 1574-1575.)。

- 17) 前掲の須加論文及び西村洋子『介護福祉論』誠信書房、1990、pp. 2-5など。

付記

本稿は、2010(平成22)年10月10日(日)に開催された、第58回日本社会福祉学会全国

大会(於 日本福祉大学美浜キャンパス)における筆者による口頭発表「昭和30年代の家庭養護婦派遣事業運営研究集会における組織化と展開——研究内容と実践方法の検証」を踏まえたものである。

(なかしま ひろし 帝京平成大学現代ライフ学部)

障害者の性生活支援についての一考察

～オランダにおける障害者性サービス活動の取り組みを通して～

鈴木 将文

要旨

目的

「ノーマライゼーション」という言葉が定着し、福祉現場等においてもこうした流れにのった取り組みが行われるようになって久しい。しかし「性」に関する内容に関しては、依然その対象外といった扱いをされているケースが大半である。

オランダにおいては、障害者を対象とした性生活相談センターや、性サービス組織の存在など、性のノーマライゼーションの点において、先進的と言える取り組みが広く行われている。これらの活動を検証し課題を明らかにして、日本において障害者の性のノーマライゼーションをどのように進めるべきなのかを考えるきっかけとしたい。

研究の方法

オランダでの取り組みの実情や課題を具体的に探る為、2007年から2008年にかけて、オランダ各地の障害者対象の性相談センター、性サービス組織、民間の研究機関等において聞き取り調査(インタビュー)を行い、分析を行った。また、性サービス制度の理念や動向を再度確認する為、主に加藤の先行研究を援用した。

結語

オランダにおける性生活相談センターと性サービス活動組織での取り組みは、いずれも独特ながら障害者のニーズを的確に捉えた活動であるといえる。

相談センターでの活動については、セックスセラピストという専門の相談員の存在が非常に大きな役割を果たしている。専門の資格制度を設けることにより、相談活動の水準を一定に保ちやすくなり、障害者の性の問題に対する社会的な認知や関心を高めることも見込まれる。

性支援サービス活動は障害者の現状とニーズに正面から向かい合い、積極的に取り組んでいる点において有意義な活動であると言える。この障害者性サービス活動を通して、私達はまず障害者の性に対する意識や捉え方を根本から見直すことが求められている。「障害の有無に関わらず性欲は存在する」この至極当然のことを認識することこそが、まず性のノーマライゼーションを進めるにあたっての出発点だと言える。

キーワード

ノーマライゼーション、性生活相談センター、性サービス活動、代替関係斡旋・提供、価値観性生活支援

1 はじめに

障害者と健常者が分け隔てなく、社会で共生することを意味する「ノーマライゼーション」という言葉がよく聞かれるようになって久しい。そして障害者に対する支援も、これまでは食事や入浴、睡眠の介助や作業などのいわゆる「日常生活」への対応に圧倒的に主眼が置かれていたものが、最近レクリエーション活動や対象者の心身のやすらぎの提供など、「余暇」の面を重視した取り組みが多く見られるようになってきた。藪田（2008）は、レクリエーションは①GSD（集会レクリエーション型）②趣味型（アクティビティ型）③行事型 ④生活型の4類型に整理できると定義し¹⁾、日本の福祉現場においても多種多様なレクリエーション活動が行われていることを裏付けている。こうした事実は、日常生活における「余暇」の必要性や重要性が、障害者に対しても認識されていることを意味しており、「余暇」の部分においては障害者と健常者が社会において分け隔てなく共生できるようになり、ノーマライゼーションが少しずつでも達成されつつあると言うことができよう。

一方で、「性」に関してはどうか。藪田（2008）は障害者の生活で当たり前が当たり前でないことの代表例として、性と愛をあげている²⁾。その原因として鹿野（2008）は、日本において性は「見てはならないもの」「隠すべきこと」として扱われ、抑制出来ない場合は「問題行動」として対応されてきた。そして女性や障害者の社会進出の狭間で、就労や待遇の確保の面

では大きく改善されたのに対し、「隠すべきこと」と扱われた性のノーマライゼーションは取り残されてしまったと指摘する³⁾。これは、「性」の必要性や重要性が障害者に対してはほとんど認識されておらず、「性」の部分においては共生どころか障害者は孤立していることを意味する。「性のノーマライゼーション」は、現状では到底達成されていないことが明らかである。

日本においても、障害者の性のノーマライゼーション実現を目指して熱心に活動している個人や団体は存在する。例えば河合（2004）は、国内外で障害者のセックスサービスに取り組むいくつかの事例を取材し、その現状や課題などを自著の中で取り上げている。

しかし、残念ながらこうした取り組みは極めて稀な例であると言わざるを得ない。大半の福祉現場などにおいて、今なお前述の鹿野の指摘どおりの考え方に基づいて対応されているのが現状であろう。2003年に東京都内のある養護学校において、「不適切な性教育が行われている」として東京都教育委員会（都教委）が乗り込み、授業に使われた教材を没収し、関係した教職員を大量に処分するという事件があった。都教委や一部マスコミは、この学校における性教育の授業を極めてセンセーショナルに取り上げ、「まるでアダルトショップのよう」などと報じていたが、この一件についても、都教委や一部マスコミ側に、障害者の性のノーマライゼーション意識の欠如があったことは間違いない。

前述の河合の著書にも取り上げられているが、オランダには障害者に対するセックスサービスを提供している団体がある。そ

れも複数存在し、各障害者施設にはそのサービスの利用に関する案内が置かれており、障害者はそのサービスを利用する権利を有している。また、施設側はサービスの利用を望む障害者に対して、必要な協力をしなければならないようになってきている。なお、在宅の障害者に対しても同様であり、家族や世話人、ソーシャルワーカーなどはやはり必要な協力をする必要はある。

また障害者専門の性相談センターがあるなど、障害者に対する各種の性支援活動が存在しており、性のノーマライゼーションという点において、先進的とも言える取り組みが行われている。

こうしたオランダにおける、障害者に対する各種の性支援活動の状況について分析し、その課題などを明らかにする。そこから、日本において性のノーマライゼーションをどのように進めるべきなのかを考えるきっかけとしたい。

2 オランダでの取り組み

2-1 オランダでの障害者性教育・支援の歴史的展開

オランダにおける障害者性教育や性支援活動は、これまでどのように行われてきたのだろうか。

オランダ中部ユトレヒト市にある「Rutgers/NissoGroup」（ルトガース／ニッソグループ）という性に関する問題を専門に扱う民間研究機関の研究員 Yuri（ユリ）⁴⁾によると、オランダ社会ももともとは男尊女卑の傾向が強く、性に対しても保守的な価値観であったという。しかし、1960年代頃より性を人間の権利として捉えるように

なり、70年代頃より全国的に性教育が開始されてきたという。背景にはアメリカから起こった女性解放運動（ウーマン・リブ）の思想がオランダなどヨーロッパ各国にも広がったことが大きいのではと指摘する。

しかし障害者に対する性についてはなかなか顧みられず、長い間「必要ない」「隠すべきこと」という認識で占められており、ようやく80年代になり一般社会と同様の考え方が浸透しはじめてきた。80年代後半頃より特殊学校などでも性教育の授業が行われるようになってきたが、「障害者がセックス出来るわけない」「なぜ必要なのか」といった意見も依然聞かれる。また、性教育自体を行っていない特殊学校も存在し、そうした部分をどう改善していくかが、今後の重要な課題であるという認識がオランダ国内において存在している。

一方、障害者に対する性支援については、1983年に「性は生活・人生の一部」という理念のもと、SAR (Stichting Alternatieve Relatiebemiddeling：代替関係斡旋機関⁵⁾) と呼ばれる組織が設立され、ボランティアで志願した男女が障害者に対してセックスを含む支援サービスを開始した。その後、同様の組織がいくつか誕生し、やはり支援サービスを展開している。また、障害者の性に関する相談機関も本格的に開設され始めるなど、「障害の有無に関わらず、性は等しく人間の権利である」という考え方が社会に浸透してくるに伴い、様々な角度から支援が行われるようになってきた。

2-2 オランダでの障害者性支援活動について

1) 性生活相談センターの活動

オランダ国内には、障害者を対象とした性に関する相談を専門に行っている組織がいくつか存在する。ここでは、オランダ最南端の都市マーストリヒト市にある「Stiching Handicap Seksualities」（障害者性生活協会 筆者訳）という障害者対象の性に関する相談センターの例をとりあげる。

設立は1997年、元々はマーストリヒト市庁舎内に設置されたのだが、現在は「Trajekt」という当地を拠点とする教会が運営する社会福祉活動グループ内に本部を置いている。スタッフは代表のGeorge（ジョージ）とRoland（ロランド）、および女性のセックスセラピスト（医師の資格も保持している）にて活動を展開している。セックスセラピストとは性に関する各種の支援や相談業務に携わる専門家のことで、オランダの国家資格となっている。（但し、この資格がないと相談業務に携われないという訳ではない）。相談時間は毎週月曜日と金曜日の13時から17時まで電話にて受け付けている他、メールでも相談できるという。ちなみにメールの場合は24時間いつでも相談可能となっている。障害の種別は特に設けていないが、スタッフ自身が身体障害や脳性麻痺について詳しいことから身体障害者や脳性麻痺のクライアントからの相談が多い。知的障害者や自閉症の場合、内容によっては他の相談機関を紹介することもある。

年間の平均相談件数は約180件程で、内訳を見ると年齢的には10代～30代でほぼ8割近くを占めるが、最高齢で85歳というケ

ースも存在する。性別では8割が男性で女性は2割程だが、最近は女性の相談件数が増加傾向にある。ちなみに女性の場合、ほとんどがメールによる相談であり、やはり電話などにて直接話すことには抵抗があるものとセンター側でも推測する。

この組織のコンセプトは、「障害者がセックスという目的にたどりつく為のナビゲーター」としており、障害者に様々な性に関する情報を提供することで、不安を払拭し楽しい生活を送れるようにすることが最大の目的である。「セックスも生活の一部である」というのがスタッフの口癖であり、障害者だからという理由で性生活を奪うことは出来ないと筆者である私に対して強調されていた。

相談内容としては、コンドームやピルの使用法や性病対策などいわゆる「安全なセックス」についての相談がもっとも多い。特に女性にその傾向が顕著である。また、男性の場合はセックス行為そのものについての具体的な相談（セックスをする場所、体位など）も多く、セックスセラピストや医療機関などと連携しながら、相談内容に応じて適切な情報提供やアドバイス、あるいは関係先への仲介なども行っている。

オフィスは時間内は常時開放しており、特に相談がなくとも立ち寄ってはスタッフとコーヒーを飲みながら談笑していくクライアントも多い。あるクライアントの方は単なる相談機関ではなく、自分の中のひとつの拠り所として捉えていると話されていた。また、いきなり知らないところでセックスのことについて話すことはできにくい。普段からつながりがあるからこそ話せるのだとも話されており、普段からセンターがク

ライアントの心を掴むよう努力していることが窺える。

但し、運営はやはり厳しく、行政からの補助金はあるものの、クライアントは収入的にも厳しい方が多いので彼らからは相談料もとらず、基本的にはボランティア活動に近いのが実情である。それでも、なかなか身近に相談できる場所や人物がないクライアントにとって、センターの存在は大きく今後も重要な役割を担っていくに違いない。

2) 障害者向け性サービス活動について

オランダには、障害者を対象とした専門の性サービス活動組織が存在する。性サービスといってもなかなかピンと来ないが、要するに障害者のデートや性行為を手助けすることである。このサービス制度については、既に河合（2004）が自らの著書の中で紹介していたり、また加藤（2005）によって先行研究も行われている。⁹⁾しかし、日本人には考えにくいシステムであり、理解することは難しいかも知れない。

「歴史的展開」の項でも述べたように、1983年に「性は生活・人生の一部」という理念のもと、障害者主導にてSAR (Stichting Alternatieve Relatiebemiddeling：代替関係斡旋事務所) が設立され、オランダにおける障害者性支援組織のパイオニア的存在として、今日に至るまで活動を続けている。一方、SARの活動が更に発展するような形で、オランダ各地に同様のサービス組織がいくつか誕生するようになってきた。そうした組織の中から、今回はSARと、オランダ第2の都市ロッテルダム市を拠点に活動しているSEB (Sociaal Erotische Be-

middeling：社会的性愛仲介所 筆者訳) と、首都アムステルダム南郊のアムステルフェーン市に拠点を置くFleksZorg (お世話をするというような意味筆者訳) の3ヶ所での取り組みを検証する。

①SAR (Stichting Alternatieve Relatiebemiddeling：代替関係斡旋事務所)

1983年、「性は生活・人生の一部」という理念に根ざし、自らも脳性マヒを抱えるRene (ルネ) により設立され、オランダにおける障害者の性サービス組織の草分け的存在ともいえる。毎年平均2500～3000件程度の利用があり、新規利用者も毎年平均130～140人を数え、大々的に活動を展開している。当初は身体障害者のみを対象としていたが、1989年からは知的障害者や精神障害者にもサービスを提供するようになった。障害種別の利用者比率は、年によって多少変化はあるものの、おおよそ身体5：知的4：精神1となっている。

在籍するセックスワーカーは2008年2月の調査時点で18名であり、14名が女性、残る4名が男性で、そのうち2名はゲイである。在籍ワーカーの年齢層は36～58歳で、全員が医療関係者かつ既婚者である。1回のサービスは90分で、料金は交通費と避妊具込みで85ユーロ (約1万円：2010年8月現在) だが、片道100KM以上の遠隔地に出張する場合は、別途交通費が必要になる。

利用者の多くは性交渉を持つのだが、あくまで「代替関係斡旋」、つまり恋人関係の代わりに提供することが目的である。つまり、性交渉を全くせず一緒に映画や公園などへデートに行ったり、家の中で一緒にコーヒーを飲みながら話し相手になるとい

った利用もある。ワーカーの年齢層が比較的高い点や、ワーカーを医療関係者や既婚者に限定している点を問うと、「若いと人生経験に欠け、適切な対応が出来ない。うちは単なる性欲処理サービスをしているわけではない」と代表の Rene は述べていた。また、こうした障害者の性サービス利用を医療行為とみなし、保険制度に組み込めるように働きかけをしていく構想も持っている。

②SEB (Sociaal Erotische Bemiddeling : 社会的性愛仲介所)

ここは pameijer という、知的・精神障害者向けのグループホームや作業所などを、オランダ第2の都市ロッテルダム市を中心に展開しているグループの中の一組織として2003年に設立された。現在はグループ職員の Piet (ピット) が中心となり運営している。設立のきっかけとしては、以前クライアントがグループ内のパブリックスペースにてしばしば性器露出や自慰行為などの問題行動が起きていたこと、またクライアント自身が性欲処理の為飾り窓(風俗店)に出かけても入店拒否やぼったくりなど、障害があるが故に不当な扱いを受けてしまいがちな傾向が強く見受けられていた。そうした現状を見て、グループのスタッフ間にて何とか解決しなければならぬという機運が生まれ、組織の立ち上げに至った。この性サービスについては、他の余暇活動と基本的には同じ位置付けになっていて、「性的な欲求というのは障害の有無に関わらず存在するのだから、それに対する対応の機会も当然保障されなければならない」という認識を持っている。コンセプトは

「性行為の代替関係提供」であり、あくまで性行為そのものを楽しむことを前提としている。障害種別の利用者比率は、身体と知的が半々程度である。

ワーカーは常時6名程度在籍しており、調査時点の2007年5月現在では男性2名・女性4名が在籍していた。男性2名はゲイの対応も可能とのことである。ワーカーの年齢層は全員30~40歳代であり、全員が現在または以前に外部の性産業に従事した経験を持つ。1回のサービスは平均1時間程度であり、料金は交通費と避妊具込みで100ユーロ(約11,000円:2010年8月現在)、遠隔地の場合は別途交通費が必要となる。

「性行為の提供」をコンセプトにしているだけあり、今後の課題を問うた際も、「サドやマゾなど特殊性癖に対応できるワーカーの確保」と、独特の課題を挙げている。

③FleksZorg (「お世話します」的なニュアンスの言葉)

もともと介護職に就いていた Loet (ロット) が、仕事上で身体障害者と接していた際、彼らの性的な欲求に触れる機会が多くあり、その中で現状ではそうした欲求に充分応えられていないことに疑問を抱き、何かできることはないかと思ったことがきっかけで、夫の Marcel (マーシェル) と共に2005年に立ち上げた。障害種別の利用者比率は、おおよそ身体5:知的3:精神2などとなっている。

コンセプトは「恋人関係の代わりに務める」であるが、利用者の75%程度は性行為が目的だという。但し性行為と連動して、食事や入浴など身の回りの世話などを行うケースも多く、これは設立者の経歴なども

影響しているようである。その為、料金体系も前2者とはやや異なり、1回の時間制限は基本的にはなく、1時間あたり100ユーロからの時間単位制を採用している。ちなみに24時間利用した場合は995ユーロ(約113,000円：2010年8月現在)になる。この料金には交通費が含まれており、休日の場合は更に50%チャージがかかる。

ワーカーは常時数名程度確保しており、ゲイやレズビアンにも対応できる。ワーカーの年齢や職業も多種多様だとのことである。また恋人関係の代わりにの提供にとどまらず、障害者からの相談にも応じている。(相談は無料) 相談内容としては、性行為

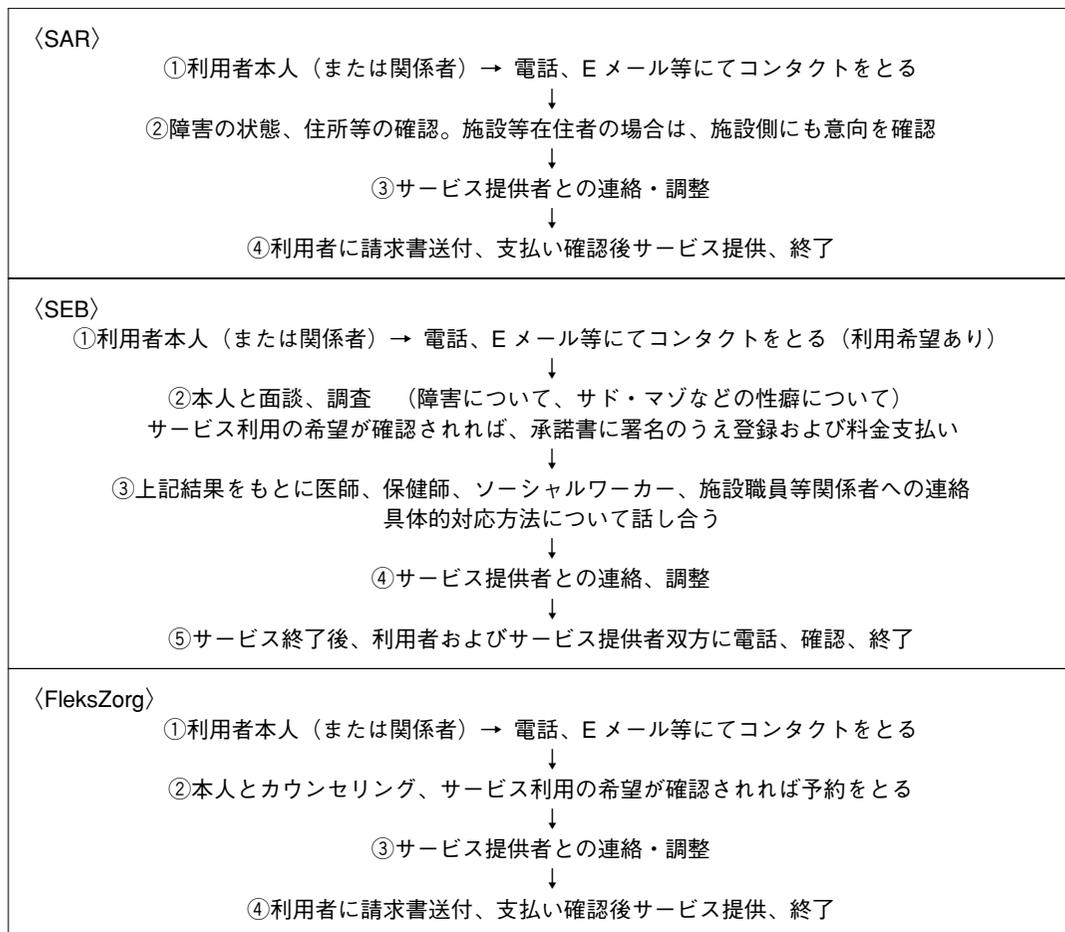
に関することが圧倒的に多く、コンドームの着用方法から、性病などへの対応、さらには性行為の際の体位に関することまでカバーする。体位については、単に快楽的な要素だけでなく、身障者が安全に性行為をする為に相談してくることも多く、場合によっては実地指導を行うケースもある。

課題としては、ゲイやレズビアンへの対応できる人材の確保が難しくなっており、そうした部分でのサービス提供の維持をどう図っていくかを挙げていた。以上3つの組織の活動内容と利用手続きについて、下記のとおり表にまとめてみた。

オランダにおける障害者性支援サービス組織の比較

	SAR (代替関係斡旋機関)	SEB (社会的性愛仲介所)	FleksZorg (お世話をします)
設立時期	1983年	2003年10月	2005年7月
運営	個人 代表者自身脳性マヒ	民間の社会福祉施設 代表者は施設職員	個人 代表者は元介護職
運営拠点	ユトレヒト市郊外	ロッテルダム市	アムステルフェーン市
サービス提供者	総数 18名 男性 4名 女性 14名 *男性のうち2名はゲイ。 レズビアンはなし。 在籍者年齢層 36歳～58歳 全員既婚者 ステディの同意要 医療関係者が大半	総数 常時6名程 男性 2名 女性 4名 *男性2名はゲイも可能。 レズビアンはなし。 在籍者年齢層 30・40歳代 全員プロまたは売春経験者	数名程度 *ゲイ・レズビアン対応も一応は可能 様々な経歴の人で構成されている
コンセプト	恋人関係の代替斡旋	性行為代替関係提供	恋人関係の代替斡旋
利用件数	毎年平均2500件程 (新規加入者130名)	2006年79件 通算260件	2006年120件 通算250件
利用料金 *1ユーロ=約110円 (2010年8月)	年間登録料 なし 1回1時間85ユーロ (交通費・避妊具込) 遠隔地の場合、別途交通費負担が必要	年間登録料15ユーロ 1回1時間100ユーロ (交通費・避妊具込) 遠隔地の場合、別途交通費負担が必要	年間登録料 なし 1時間100ユーロ～ 24時間995ユーロ 交通費込み 祝祭日は50%増
問題点および今後の課題	難しいと思うが、保険制度に組み込めるようにしたい。	若い女性ワーカー サド・マゾなどの特殊要求 に答えられる人材の確保	ゲイ・レズビアンへの対応 完全な情報提供や助言が難しい

利用方法



2-3 サービス利用者の声

これまでサービス運営者の立場から見てきたが、実際のサービス利用者はどのようにこのサービスを考え、利用しているのだろうか。今回、何人かの利用者にインタビューを実施したが、その中から一人のケースをとりあげてみたいと思う。

Vincent（ヴィンセント）は36歳（2007年のインタビュー当時）、脳性麻痺の為車椅子に乗り生活している。彼はアムステルダム郊外にある障害者共同住宅に住んでい

る。ここは日本でいう施設とは全く異なり、普通のマンションのような建物の中に常時介助者が常駐しており、必要とする時にはいつでも介助を受けられるようになっている。利用者毎に独立した部屋が用意され、バス・トイレ・キッチンも完備されている。但し、食事は入居者合同で食堂にて食べるようになっている（但し、各自で自室のキッチンを使い用意して食べることも可）。外出や外泊は一切自由で、福祉タクシーや路線バスを利用し、それぞれ思い思いに出

かけている。また外部からの訪問も制限はなく、友人や恋人なども自由に泊まってくることが出来る。Vincent自身も、時々SARやFleksZorgからサービス提供者を派遣してもらい、サービスを利用している。「今日は何でも聞いていいよ」と声をかけていただき、また「僕の事紹介してくれたら、日本でも有名になれるなあ」とおどけて見せるなど、非常に明るくオープンな印象を受けた。⁷⁾

利用のきっかけは、18歳頃性的な欲求が高まってくるのをどのようにしたらよいかを兄（前述のRutgers/NissoGroupの研究員Yuri）に相談したところ、SARを紹介され利用するに至ったという。最近FleksZorgも利用しているとのことだが、いわく「SARは年齢の高い人が多く医療的だ」と感想を述べていた。そして、SARは1時間60～150ユーロ、FleksZorgは3時間で280ユーロととても高価で、しかもその割にはなかなか相性の合う人と巡り合わないのが悩みであると述べていた。それでも、障害者が一般的な方法で性的欲求を処理することは難しい現状で、こうしたサービスは貴重な存在であると強調されていた。ちなみにVincentは、20代のユーロ導入前（オランダ・ギルダーが通貨であった）の頃に街のいわゆる風俗店に行ったことがあるものの、僅か5分足らずでろくなサービスを受けてないにもかかわらず250ユーロ相当分もお金を取られた挙げ句、店から出されてしまったという苦い経験を持っている。に限らず障害者の場合は似たような状況に置かれている場合が多いようで、他でのインタビューにおいても同様の体験談を話される方が多かった。

ただ、Vincentの場合家族など周囲の理解に恵まれていたとも語っていた。特に両親が「性行為も生活の一部である」と理解してくれている点が大きかったという。

「うちは恵まれていたが、社会全体では障害者がセックスについて口にしにくい雰囲気はまだある」とも語っており、こうしたサービスを利用する際、いかに周囲の理解を得ることができるかが重要なポイントであることが推察できる。

Vincent自身は、SARもFleksZorgも性行為そのものが目的で利用しているとのことで、両組織が掲げている「恋人関係の代替」という認識はないという。普段はセックスだけの関係に対して割りきってはいるが、時々そうした関係を寂しく思うこともあるという。「恋人関係の代替」という認識で利用するとしても、所詮はお金で結ばれた関係に過ぎずむなしくなると語り、「やはり本当の恋人が欲しい」と切なる心情を吐露されていたのがとても印象的であった。

2-4 性サービス組織の活動分析

こうして見ると、多少の差異はあるものの、いずれの組織も基本的には同じような運営形態をとっていることが分かる。設立のきっかけも、クライアントが一般の人々のように性的欲求を満たすことが出来ない現状を何とか改善したい、という気持ちが原点になっている。また、いずれの組織もサービス提供者は報酬を受け取っているが（SARの場合、利用料金85ユーロのうち81ユーロ、FleksZorgの場合利用料金の7割、SEBは非公開とのこと）、位置付けはあくまでもボランティアであり労働者

として雇用しているのではない点、運営者が利益を目標としていない点も共通している。したがって、いわゆる売春やエスコートサービス（一般の人がお金を払って女性または男性を同伴して、食事やデートの相手さらにはベットを共にするようなシステム）ではないと明確に主張している。⁸⁾

決定的に異なる点は、SEBがずばり性行為の提供を目的としているのに対し、SARやFleksZorgはあくまでも代替の恋人関係の提供を前提としているところである。もっとも、SARやFleksZorgにおいても利用者の多くは性行為そのものを目的としているが、提供サービスの中には話し相手やデート、食事や洗濯の手助けなどといったことも想定されており、実際、性行為を抜きにした目的での利用もある。一方、「デートなど性行為以外の利用は可能なのか」とSEBの代表Pietに質問したところ、「不可能ではないけど、1時間100ユーロ払ってそんなことする人はいないよ。君なら100ユーロ払って女の子とコーヒー飲みに行くか」と逆に問われ、こちらは恋人関係としての利用は全く想定していないという。

こうした組織間の性格の違いは、それぞれにあげてもらった現在の問題点にも反映されている。SEBの問題点が性行為そのものに直接関わる内容であるのに対し、FleksZorgの場合は性行為のみならず日常生活の部分も含まれる内容になっている。また、SEBのサービス提供者が全員プロ（または元プロ）であるのに対し、FleksZorgの場合は必ずしもそうではない点も異なる。これも性行為そのものを目的とするか、その周辺領域も含めた部分のケアも目指すのかというところで異なっているの

であろう。ちなみにFleksZorgにて性行為を体験したあるクライアントは、その感想を「Strange（未熟）」と英語で述べていたが、性行為のテクニックのことを指しているようであった。つまり、相手したサービス提供者はプロではなかったということが推察できる。

ちなみに、SARのサービス提供者は看護師など医療・保健関係者が多い。また、在籍する人材も36歳～58歳（2008年2月現在）と比較的年齢層が高い。これは、安心して性行為を行うためには、それなりの知識と経験が必要であり、年齢が若いと人生経験にも欠け、適切な対応が出来ないというSAR設立当初からの方針による。医療関係者が多いということは、衛生面や安全面での対応に信頼が持ちやすいと思われる反面、「SARは医療的な感じがして楽しくない」（FleksZorg利用者のインタビューより）「性的サービスがおごりな感じがするのではないか」（SEB代表Piet）という声のように、性行為をエンジョイするという部分では必ずしも十分にニーズを満たすことが出来ていないという現状が窺える。近年、SEBやFleksZorgのような新しいサービス組織が台頭してきている背景には、こうした要因もあるのかも知れない。

一方で、各組織に共通した問題点も存在する。最近の社会風潮として、「政権がやや保守的になった為か、こうした活動を行いにくい雰囲気生まれつつある」と各組織の代表者は述べていた。特に、SEB代表のPietは、「同性愛に対する風当たりが強くなる傾向で、ゲイの利用者に派遣する場合はサービス提供者に女装をさせている」と打ち

明けられていた。オランダでは2001年に同性婚が合法化されるなど、同性愛者に対してこれまでは寛容な風潮が見られてきた。その為、両組織やSARなどではゲイやレズビアン対応のサービス提供者も常駐させてきた。今後もこの方針が揺らぐことはないとの組織も強調していたが、最近ヨーロッパ各地に見られつつある極右の台頭や保守化の流れがオランダにも影響を及ぼし始め、その結果同性愛者などマイノリティーの存在を圧迫し、障害者性サービスの活動自体も少なからず影響を受けているように思われる。⁹⁾

3 考察、まとめ

オランダにおける性生活相談センターと性サービス活動組織での取り組みは、いずれも独特ながら障害者のニーズを的確に捉えた活動であるといえよう。

相談センターでの活動については、セックスセラピストという専門の相談員の存在が非常に大きな役割を果たしているように思われる。性に関することを扱う場合、その個人の経験や価値観によって内容が左右されやすい傾向にある。そのこと自体は当然といえば当然なのだが、公の場での相談や教育に携わる場合、その内容や水準があまりに偏ってしまうのはやはり望ましいことではない。その意味において、一定のカリキュラムのもとにおいて養成される専門員の存在は、非常に重要である。現在の日本では、こうした相談にあたる人は医師、看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士など多岐にわたっている。バラエティーに富んでおりいいようにも思

えるが、質の面でのギャップが大きくなりがちであることも否めない。オランダのように、専門の資格制度を設けることにより一定の水準を保ちやすくなり、またこうした問題に対する社会的な認知や関心を高めることが見込まれる。日本においても、今後大いに参考になることではなかろうか。

何より、日本ではまだまだこうした活動を行っているところ自体が少ない。それどころか、施設や学校内で性について相談するような雰囲気ではないところが多数である。現実には性に関する問題は多発しており、現場は大騒ぎとなることも少なくない。しかし、その対処法はといえば当事者同士を隔離したり、懲罰的側面から作業などを課すといった対応に終始しているケースが未だに後を絶たない。ちなみにオランダでは、こうした対応方法は虐待ともとられかねず、まずあり得ないことなのである。最近、日本の施設などにおいても障害者の生活や療育に関する相談を行うところが増えてきている。これに是非性に関する内容も加えることはできないであろうか。身近なところにひとつでも拠があることにより、当事者の不安やストレスはかなり軽減されるのであり、トラブルの発生も相当程度防げるのである。

性サービス活動組織の存在やその活動内容については、非常に考えさせられることが多い。加藤（2005）によると、同様の活動がかつて隣国のドイツやベルギー、またスイスにおいても試みられたことがあったが、いずれも定着はしなかった。¹⁰⁾文化的な差異が理由のようであるのだが、こうした事実を見ると、オランダにおいて定着し

ていることはやはり特筆に値するといえよう。性欲やその対処について、障害の有無は関係ないという考え方は全くその通りであり異論はない。しかしこの性サービス活動、実は障害者の性に関する様々な問題点を提起しているようにも思える。

まず、障害者が性行為や恋愛を体験するにはこのサービスを利用することが前提となってしまうかという点である。実は、オランダでは自治体によってはこうしたサービスを利用する障害者に対して、金銭的な助成を行っているところもあるという。¹¹⁾つまり、場所によっては官民あげてこうしたサービス活動を後押ししていると言うことも出来る。普段性行為や恋愛体験の機会を持つことが難しい障害者に対して、その機会を専門的に提供するということが自体は、私は決して間違っていないと思う。しかし、本当に大切なのは障害の有無に関わらず性行為や恋愛をどこでも自由に体験出来ることではないだろうか。障害のない人の場合はそれが可能であり、風俗店等の利用も自らの意思で選択することが出来る。しかし、障害者の場合そのようなことを行える可能性がとても低いと言わざるを得ない。このことは、今回インタビューをしたクライアントの方々の証言内容からも容易に推察出来る。アムステルダム郊外の障害者共同住宅に住む Vincent がいみじくも、「こうしたサービスは有り難いが、時々むなしく感じることもある。やはり本当の恋人が欲しい」と語っていたが、多くの障害者はこうした感情を抱いているのではなかろうか。また SAR、SEB、FleksZorg いずれも「障害者の性をタブー視する雰囲気はある。しかし、それを打破していきたい」

と活動に対する意気込みを語っていたが、この言葉こそまさしく障害者の置かれた現在の状況を如実に表していると言えよう。障害者に対する差別の現状を敢えて受け入れて活動することは、差し迫った課題に柔軟に対応している点では評価出来ても、「差別そのものを撤廃する」という永続的な課題について、ともすれば置き去りにしてしまわないかという懸念は残る。

また、女性のサービス利用者がほとんどいなかった点も気になる点である（SARは全体の1%程度、SEBは通算260件中2件、FleksZorgは年間の比率で約5%）。これまで、性というと男性側の視点から捉えがちな傾向にあったことは否めないだろう。これらのサービスについても、女性の性についてはあまり顧みられていないような節が感じられた。それは、男性サービス提供者が主にゲイの利用を想定して配置されていたということからも窺える。しかし、女性にも性行為や恋愛を望んでいる方は当然いるのであり、そうしたケースにも充分対応できるよう条件を整備していくことが欠かせない。

このように、オランダにおける障害者性サービス活動は様々な問題点を抱えてはいる。しかし、それでもこの性サービス活動は障害者の現状とニーズに正面から向かい合い、積極的に取り組んでいる点において有意義な活動であると言える。もっとも、日本とオランダでは性に対する価値観や社会制度が異なり、このサービスをそのまま日本ですぐ実践出来るかと言えば、非常に難しいと言わざるを得ない。この障害者性サービス活動を通して、私達はまず障害者の性に対する意識や捉え方を根本から見

直すことが求められているのではないか。
「障害の有無に関わらず性欲は存在する」
「その性欲をきちんと受け止める」この至
極当然のことを認識することこそが、まず
性のノーマライゼーションを進めるにあた
っての出発点だと言える。

謝辞

今回、オランダ国立ライデン大学の加藤
雅枝研究員をはじめ、日本・オランダ双方
の関係者の皆様に大変お世話になりました。

注・引用文献

- 1) 藪田硯哉「福祉現場におけるレクリエーションの再定義の試み」『福祉文化研究』Vol17、2008；pp62-71
- 2) 藪田硯哉 前掲論文
- 3) 鹿野佐代子「知的障がいのある人の性・生活支援」『現代性教育研究月報』2008年9月号；pp1-5
- 4) 筆者のインタビューを受けた、アムステルダム郊外の障害者共同住宅に住むVincentの兄である。
- 5) オランダ国立ライデン大学アジア研究所、加藤雅枝研究員の翻訳による。
- 6) 加藤雅枝「障害者への性サービスに関する研究」『日本＝性研究会議会報』第17巻第1号、2005；pp38-54
- 7) 以前、加藤雅枝氏のインタビューを受けたことがあり、「日本人の研究者」にある種の親近感を有しているようであった。
- 8) 因みに、一般のエスコートサービスを利用する場合はというと、ある業者では1時間あたり60～280ユーロ、1泊する場合は250～1500ユーロとなっており、

指名する女性または男性によって大きな開きがある。こうして見ると、障害者性サービスの料金設定は決して安価とはいえず、商行為ではないとしながらも、日本のいわゆる「奉仕活動」のイメージとも異なる。

- 9) 2010年6月に行われたオランダ下院選挙（定数150）では、イスラム移民排斥を訴える自由党（PVV）が24議席を獲得し、第3党に躍り出た。これは選挙前最大与党であったキリスト教民主同盟（CDA）が獲得した21議席を上回る。また、第1党には右派の自由民主国民党（VVD）が就くなど（31議席）、オランダ社会全体が保守化・右傾化しているとも言える結果になった。今後、移民や障害者などマイノリティーへの施策の動向が注目される。
- 10) 加藤雅枝 前掲論文
- 11) 河合香織『セックスボランティア』（新潮社、2004）によると、例えばオランダ南部のドルドレヒト市では、①収入が少ないこと②性行為の相手がいないこと③一人で自慰行為が出来ないこと 以上の3点全てを満たした障害者に対して、回数等の制限なく、性行為にかかる費用を全額助成しているという。一般の風俗サービス等も利用可能だが、助成金を受け取る際には領収書が必要となってくる。SARなどのサービス組織では領収書をきちんと発行してくれるので、助成金を使ってこうしたサービスを利用するケースが多いという。

参考文献

- (1) 鈴木将文「精神発達遅滞児の性教育

- の歴史的展開に関する一考察」『兵庫教育大学大学院学校教育研究科障害児教育専攻 修士論文』1997
- (2) 後藤誠也、高森祐子「小学校における性教育 序論」『奈良教育大学研究紀要』第43巻第1号(人文、社会) pp119-134
- (3) 池上清子、東 優子、浅井春夫「鼎談 日本の性教育が歩むべき道とは」『季刊セクシュアリティ』No.16、2004；pp6-23
- (4) 河合香織『セックスボランティア』新潮社、2004
- (5) SAR JAAR VERSLAG2005 2007
- (6) 加藤雅枝 オランダにおける性教育
- I 「社会が若者に向き合う姿勢に学ぶ」『現代性教育研究月報』2007年3月号；pp1-8
- (7) 加藤雅枝 オランダにおける性教育 II 「性教育の充実とその評価システムをめぐる5年プロジェクト計画」『現代性教育研究月報』2007年4月号；pp6-9
- (8) リヒテルズ直子『残業ゼロで豊かな国 オランダ』光文社 2008
- (9) イーライ・コールマン「性の多様性をどう教えるか」『現代性教育研究月報』2008年7月号；pp7-11
- (すずき まさふみ 兵庫県社会福祉事業団 赤穂精草園)

福祉民俗学ノート(2)

～柳田國男に学ぶ～

柴田 周二

要 旨

目 的

福祉文化の基礎には生活がある。わが国における福祉文化の実現にあって重要な意味を持つのは、日本人に共有されたものの考え方や、生活様式や行動様式の根底にある特徴を明確にすることである。本稿では、前稿で取り上げた宮本常一の民俗学の出発点となった柳田國男から学ぶことで、「福祉民俗学」の方法意識について考察する。

方 法

柳田國男の民俗研究の手掛かりとなった「常民」概念に焦点を当てることで、柳田民俗学の方法と視点を明確にする。とくに、柳田の「常民」概念とマックス・ウェーバーの「エートス」概念を比較することによって、柳田の方法意識の特徴を明らかにする。

結 語

柳田の民俗学は、日本人の自己認識の学問として、日本人のエートスを究明しようとするものであった。彼は「常民」概念を手掛かりとして、西欧とは異なる日本の近代化の方向を探り、日本的エートスの培

養基として「イエ」を見出した。その方法意識は、歴史の「継続」に重点を置いた点で、「変化」を重視したウェーバーとは異なっている。柳田の「常民」概念は、日常生活に潜む権力や支配に目を閉ざした点で、社会の構造的把握に欠けているが、その方法意識の独自性と、将来の福祉文化を構築する上で重要な意味を持つ「友達」や「協同」の側面を強調した点で注目される。

キーワード

福祉文化、柳田國男、マックス・ウェーバー、常民、エートス

はじめに

日本文化の再発見にその生涯を捧げた、日本民俗学の創始者柳田國男は、日本文化の基層とその特徴を明らかにするために、「常民」という概念を用いて日本人の様々な生活事実、とりわけ行事習慣に立ち向かった。彼が研究の手掛りとした「常民」概念については、柳田自身がその内容を明確にせず、時によって異なった意味で使用していることもあって、これまで様々な議論が行われてきた。

鳥越皓之は、常民研究のこれまでの流れを、(1) 山人と区別した常民、(2) 上層と区別した伝承文化を保持する大衆や庶民、(3) 伝承文化とほぼ同義の文化概念としての常民、(4) 文化概念に「常」など新しい要素を加えた常民の4段階に分け、新たに「自然人としての常民」という概念を設けて、次のように述べている。「常民概念は、集合主体レベル、文化レベルでのみとらえるのではなく、個別の生存主体としてのワレからはじまり、それが私的世界を超えて公的世界に開かれたときにはじめて集合主体や文化主体として現象すると理解した方がよい」⁽¹⁾と。鳥越の提案は、自らの環境社会学に近付けて「常民」を解釈したものであり、それは現代日本が直面する環境や公共性の問題を考える上で一つの意味をもっている。⁽²⁾

筆者は、かつて、「福祉民俗学ノート～宮本常一に学ぶ」(『福祉文化研究』18号、2009；pp.62-72.)の中で、宮本常一の民俗学を福祉文化の基礎を形成する「生活文化」を把握するための「福祉民俗学」の土台を提供するものとして位置付け、日本人に共有されたものの考え方や、生活様式や行動様式の根底にある特徴を取り上げた。しかし、前稿ではそれを扱う「方法意識」の問題が必ずしも明確でなかった。そこで、本稿では、宮本常一の出発点でもあった柳田國男の民俗学に焦点を当て、「常民」概念や、その背後にある彼の価値観などを中心に、マックス・ウェーバーのエートス論などと比較しながら、福祉民俗学の方法について考えてみたい。

1 柳田國男の民俗学と「常民」

柳田國男は、農政学を出発点として、人々の間で生活の知恵が育つことを願って、民俗調査を開始し、その対象を郷土人による郷土の研究から国民社会に拡大した。その方法は、主として知識人によって記録された文献ではなく、日常生活に認められる無意識の伝承を対象として、自己の思考や感覚の根底にあるもの、生活の中で形成された思想以前のものの考え方、歴史を通じて引き継がれてきた日本文化の基層を明らかにしようとするものであった。ここに、民俗とは、民間習俗の略であり、一定の共同体の精神的風土から発生する生活様式としての社会習俗、⁽³⁾繰り返しの類型文化として生活の中に現れる事実性と普遍性を兼ね備えた生活文化を指している。⁽⁴⁾

柳田の民俗学は、いわば日本人の自己認識の学問として、日本人のエートス (Ethos) としてのものの見方、人々の気風 (mentality)、生活態度 (attitudes) を究明しようとするものであり、その目的は主として文献に拠りながら人間世界の実年代的展開を示す史学とは異なり、伝承による生活様式の類型的序列を示すものとして、⁽⁵⁾個人、社会を超えた伝承文化、日本社会の根底を流れる地下水、あるいは日本人の遺伝子とでもいうものの存在を解明しようとするものであった。

したがって、常民とは、そうした民俗の担い手としてのコモン・ピープル、日本人の中から特殊性を取り除いた抽象的存在であり、それは特定の階級や身分と結びついた実体概念ではなく、地域や階層などによ

る区分とも異なって、生活の中に示された民衆の普遍性を追求するための方法概念、作業仮説の一つであった。⁽⁶⁾

ここから、民俗学は、常民を研究するのではなく、民の「常」（時間的には恒常性 constancy、空間的には凡常性 popularity）を研究するものであり、常民は、「常」と官に対立する「民」（したがって常民と国民は異なる）の両者から構成されるという解釈も生じる。⁽⁷⁾

2 村落と都市

ところで、こうした文化概念としての常民概念には、村落民俗学から都市民俗学へ展開する可能性が含まれている。柳田は、都市は農民の「従兄弟」によって形成されているものとして、都鄙連続論の立場にあった。民俗は村落や都市において自己を表現するものとして、当時優勢であった都市化傾向も常的契機を失わせないものと理解された。⁽⁸⁾しかし、生産、単一社会、団結を特徴とする村落に対して、都市は、競争社会、変化、多数の階層（職人集団、商人集団、サラリーマン集団）を特徴とし、職業集団ごとの分立的習俗を有している。柳田自身も、都市で生活する人々の心性を考察するに当たって、京童の特徴、すなわち流動性を原因とする無責任と無名性をあげている。⁽⁹⁾

ここから、都会人は常民ではないのか、村人は果たして均質なのか、民俗の収集は古老からの聞き取りだけでよいのかなどという民俗事象を担っている人間の不在の問題や、民俗の形成に関する疑問などが生じ、⁽¹⁰⁾後に、民俗の伝承母体をとりまく歴

史的状況を踏まえたうえで地域を構造的に扱おうとする都市民俗学が成立した。⁽¹¹⁾

高桑守史によれば、都市に居住する人々は、生活における専門分化や商品化の進行の結果、衣食住の材料を自分で作らないという生産からの遊離が多く、そこから生じる受身の消費生活と生活不安を特徴としている。⁽¹²⁾こうして、民俗学の二つの方向として、日本文化の基層を追求するものと、階層ごとの類似の伝承を追求するものが生まれた。

3 日本の近代化とイエ

玉城哲によれば、柳田國男の出発点は、「一方では西欧的物質文明をうけ入れながらも、民衆生活の基底のところではそれを拒否し、市民社会の原理とは違った生活の筋道を維持している日本とは何か」ということであった。柳田はその意味で、「西欧的近代をいったん理念型としてうけ入れたのち、これとはあい容れぬ日本を別の理念型としてえがきだそうとした」⁽¹³⁾。柳田が桑原武夫との対談で述べた「私はモダンになりきらないんですね」⁽¹⁴⁾という言葉は、単なる柳田の心情告白にとどまらず、明治国家が推進した「近代化」に対する批判の意味を含んでいる。柳田國男は、『国史と民俗学』の中で、「都会は以前の市の大きくなったもので、今以て冷淡なる異郷人の臨時の集合処たる状態を抜け切れないが、村落の結合には薄れつつもまだセメントが残っている」⁽¹⁵⁾と述べ、ムラの人間的結合の存在に将来の発展の可能性を見出そうとした。そこには、「工業優先の中で農業を中心に形成された日本人の心性を鑄直

し」⁽¹⁶⁾、日本独自の近代化の方向を探ろうとする歴史的発展の「内発性」を重視する姿勢が窺える。⁽¹⁷⁾その典型的な現れが柳田のイエに関する理解である。

橘川俊忠によれば、柳田にとってイエとは、単に人々が生活する場であるにとどまらず、先祖と現在生きる人々と子孫とが祖先崇拝を媒介として結合される精神的共同体であり、それは日本人たることを自らに説明するための根拠となるものであった。つまり、橘川によれば、柳田は、イエを単に個人を外から規制抑圧する制度としてとらえるだけではなく、人々がそこで生れ育ち、先祖を媒介にして自己を歴史の中に位置付けることによって現実に生きる力を与えられる場として把握され、イエの継続とはそうした精神的態度を維持培養することであった。⁽¹⁸⁾すなわち、イエは、西欧においてゼクテ（宗派）が近代資本主義を成立させたエートスの乗り物であったと同様に、いわば日本的エートスの培養基であったのである。次に、マックス・ウェーバーとの対比において柳田の常民概念を明らかにしておこう。

4 マックス・ウェーバーの「エートス」と柳田國男の「常民」

ウェーバーが近代西欧文化の特性を認識するための手段として社会の共通分母である人々の生活態度を把握する「エートス」という概念を用いたことはよく知られている。エートスという概念が、社会の全体構造を認識する手段として有効なものであるための第一の条件は、当のエートスそのものが、社会を構成する原理として普遍的な

意義をもち、社会の継続的な仕事、つまり社会の「日常的」な機能を運営する役割を果たしていることである。

エートスという語を倫理的な意味にはじめて用いたアリストテレスによれば、エートスは、徳や倫理を具体化、血肉化したもの、性格と化した倫理という風に定義することができる。⁽¹⁹⁾したがって、エートスとは、「日常倫理」、すなわちわれわれの日常生活行為に関する道徳的原理を指している。柳田は、歴史を通じて変化せざる固有なものこそ、歴史の変化をもたらすものであり、⁽²⁰⁾様々な条件の変化のもとで固有なものがいかにして維持されるかという点に重点を置いて歴史を把握した。もちろん、ウェーバーの場合にも、これと似た見方が無いわけではない。しかし、彼の場合には、どちらかといえば、古いものから新しいものが成立してくる過程に重点が置かれて歴史の変遷がとらえられている。つまり、柳田は歴史の「継続」に重点を置き、ウェーバーは歴史の「変化」に重点を置いてとらえているのである。

両者のこうした相違は、「非日常的なもの」と「日常的なもの」とのとらえ方にも示されている。柳田には、「ハレ」と「ケ」という、それぞれ非日常性と日常性を示す言葉があった。柳田の場合には、「ハレ」と「ケ」の関係は、「ハレ」が「ケ」の機能を維持する点に力点が置かれている。⁽²¹⁾

これに対して、変化を重視するウェーバーの場合には、非日常性の役割は日常性を内面から変革する点に重点が置かれ、非日常性と日常性の対立が表面に出ている。だから、日常的行為に関する道徳的原理としてのエートスが歴史変革の原動力として作

用するためには、エートスは自らの内部に、日常性と非日常性という互いに矛盾するものを含んでおらねばならず、エートスは、非合理的なものと同合理的なものが即自的に結合されたものとして、民衆の生活原理がとらえられている。

したがって、歴史を通じて変化せざるものの究明に力を注いだ柳田の場合には、歴史形成の主体は必ずしも明確ではない。⁽²²⁾ それに対して歴史の変化に重点を置くウェーバーの場合には、歴史の形成主体を明確にすべく、エートスの現実的担い手としての「社会層」という、階級とも身分とも異なる概念を設け、歴史的变化の前後をつなぐ現実的主体としての市民階層を、それが構成する具体的な集団（都市やゼクテなど）との関係でとらえている。

そして、最後に、柳田の歴史把握の欠点として、支配や権力の面の欠如、農民にとって重要な意味をもった年貢などに関する考察が欠けていることがあげられる。⁽²³⁾ それに対して、ウェーバーの場合には、エートスという概念は、「支配の社会学」を支える正当性信念とのつながりをもつことによって（「伝統的支配」「カリスマ的支配」「合法的支配」）、単に個人の行為を内面的に支える個人倫理であるにとどまらず、「制度をつくり、制度の中に働く精神」として、歴史における個人と集団の役割を同時に把握する概念となっている。⁽²⁴⁾

5 共同体と資本主義

丸山眞男によれば、明治以後の日本の近代化の過程は、中央を起動とする官僚制が地方と下層に波及するプロセスと、「ムラ」

や「郷党社会」をモデルとする人間関係や制裁様式があらゆる国家機構や社会組織の内部に転位するプロセスとの往復の過程であった。その結果、日本における組織・集団のどの平面も、機能的合理化とそれに基づく権限階層制が家父長的・情実的人間関係と併存しているという特徴があった。⁽²⁵⁾ 商品経済は農村社会にとっては外周的存在にとどまり、農村社会の内部的構成は、現物経済とイエを中心とする人格的な関係が支配した。しかし、ムラは単に存在しただけでなく、資本主義に必要な労働者を都市に継続的に供給する形で、ムラ的思考様式と行動様式を拡大する役割を果たした。⁽²⁶⁾ 一見共同体の残存とみえるもの、イエ制度とその擬制、稲作のための水利組織や農業労働、林野利用のための共同組織などは、人間が自然の中で生きるために最小限必要とする協力関係であり、労働共同組織としての本来の共同体ではなかった。⁽²⁷⁾

玉城哲によれば、近代社会に残存する共同体的なものは、資本が必要とする範囲内で存在したのであり、農民は、部落を単位としたまとまりで（報徳社、信用組合、産業組合など）市場経済への適応をなしとげたのである。⁽²⁸⁾ 生産力の発展によって生産そのものは個人単位に変わり、共同体は崩れても、共同体感覚としての生活慣習や生活感情などはそのままの形で生き残り、ムラと都市の人々の行動様式を規定するに至った。⁽²⁹⁾ それは神島二郎のいう「第二のムラ」となって、日本社会を構成している。一方、ムラを取巻く環境は、一步外へ出れば商品経済が支配するいわば「無倫理」の世界であって、ムラに生きる人々の行動様式は、対内倫理と対外倫理の区別という二重倫理

に支配され、ムラの内部で抑圧された私的欲求はムラの共同利益の追求という形で外部に噴出され、⁽³⁰⁾ 集団利益の追求を通じての自己の私的欲求の実現という、なりふり構わぬ利害追求が行われがちであった。

こうして、日本の資本主義は、人格的服属関係を維持しながら、というよりはむしろそれによって推進される形で実現されてきたのであり、近代資本主義の歴史的誕生に当たってはともかく、一旦成立した資本主義を運営するエートスは、必ずしも近代西欧にみられる個人主義的色彩を帯びたものである必要はなかった。資本主義を動かすのは、人々を積極的な利害追求へと駆りたてる推進力と、権限階統制に基づく組織維持原理が存在すれば十分だったのである。

6 柳田國男と福祉文化

しかし、これからの福祉社会の形成において重要な意味を持つのは、個人意識の確立である。介護における個人の尊重や家族関係そのもののあり方など個人を中心とするものの見方の定着の上に立って、自立支援を行うのが福祉文化の基軸である。

柳田國男は『明治大正史 世相篇』の中で、衣・食・住の視点から、家と個人の問題を取り上げ、着実に個の自由や空間が拡大したことを述べている。⁽³¹⁾ とはいえ、それは個人というには余りにも集団に埋没した表層的なものであり、個人主義の確立とはほど遠いものであった。

柳田は、戦後、川島武宜との間で行われた対談の中で、これからは社会組織として「友達」の問題が重要であることを述べている。これは、戦前の教育勸語に欠けてい

た公共道徳や連帯のモラルの必要性を意識して、これからの社会組織を形成する基盤として、人間の横のつながりとしての友達が重要であることを指摘したものである。⁽³²⁾

こうした協同性に関する柳田の姿勢は、初期の農政学にもみられる。岡田良一郎との間で展開された報徳社の役割をめぐる論争がそれである。ここで柳田は、報徳社の精神団体としての倫理性を説く岡田とは対照的に（信用組合は実利を主とし、報徳社は道徳を主とする）、経済と倫理の一致の上に立って、報徳社を信用組合へ転換する理論を展開している。⁽³³⁾ これからの社会で重要なのは、自立的個人の形成を目的とした自立支援を行うための共同組織の形成をいかに行うかであり、柳田の友達や報徳社に関する見解は先見の明を持っている。宮本常一の民俗学は、柳田のこうした部分を受け継いで、日本に残る相互扶助の伝統を探ったものといえることができる。

まとめ

柳田國男は、昭和16年に発表された「女性生活史」という論考の中で、当時誕生した今和次郎の「考現学」と民俗学との関係について次のように述べている。

「目的からいふと、こちらの方が大分狭いと言へるかも知れません。民俗学も同じく現世相に対する疑惑から出発はしますが、主として其原因の国の歴史の中に在るものを探らうとするのです。昨日も今朝も過去だから歴史として取扱へばよいやうなものです、そんな必要が無いから通例は歴史の中へは入れません。前からの連続が切れ、

くり返しが止まって、棄て、置けば忘れるかも知れないもの、又現にもう忘れかゝって居るものだけを、我々は歴史と呼んで居り、それを明らかにしようとして居るのです。』⁽³⁴⁾

柳田は、現代を出発点としながら、常民という概念を通じて、歴史の変遷を通じて変化せざる固有なものを追求しようとして居るのである。

丸山眞男は、「歴史意識の古層」という論文の中で、過去の歴史書という文献を対象として知識人の意識構造を解明し、「つくる」というユダヤ・キリスト教にみられる主体、目的意識性に対して、日本では「つぎつぎになりゆくいきほひ」という意識が日本人の古層にあることを示している。⁽³⁵⁾丸山は、「理論・学説・教養あるいは世界観というものによって方向づけられない実感は「盲目」である」⁽³⁶⁾と述べる一方で、対象を明確に限定したうえで、歴史意識の古層を、「持続低音はそのままでは独立の楽想にならない。主旋律のひびきを変容させる契機として重要なんですね」⁽³⁷⁾としてとらえている。これに対して、柳田の場合は、伝承の中から日本人の中にある意識の古層、あるいは基層をとらえようとした。それは、対象が限定されずあいまいであるという批判を免れないが、民衆生活の中にあるエートスやパトスをとらえようとする志向が見られる。

ウェーバー社会学の目的は、近代西欧にのみなぜ近代資本主義が成立したかを明らかにすることによって、西欧文化の特徴を見出そうとするものであった。ウェーバーにとって問題はあくまでも西欧であり、それ以外の地域は、西欧における資本主義の

成立を解明するための単なる「傍証手段」にすぎなかった。これに対して、柳田國男の場合は、近代西欧人の目からみれば、「残留」とか「持続」と映るものも、単なる残留ではなく、むしろわが国の本質的部分を構成するものだとすれば、日本をとらえるためには、西欧の社会科学とは異なる把握の方法と概念が必要になると考えたのである。その方法意識は、福祉社会を現実化させる主体を問う上で大いに評価できる。

柳田の常民概念には、政治的な「支配—被支配」の関係をとらえる構造的視点が欠けており、日常的倫理の中に権力が存在する支配の構造をうまくとらえることができない。とはいえ、そこには、生活をとらえる方法意識の独自性や、これからの社会にとって重要な意味を持つ、友達や協同性など多くの視点を学ぶことができる。

参考文献

- 1) 鳥越皓之「常民と自然」『国立歴史民俗博物館研究報告』第87集、2001；p. 35.
- 2) 後藤総一郎も、「柳田における学問の主題は、人間の研究であったが、それは自然との相互作用の中に追及されたのである」と述べている（後藤総一郎「柳田國男と常民・天皇制・学問」『現代のエスプリ 柳田國男』57号、1972；p. 49）。
- 3) 岩本通弥「都市における民衆生活誌序説—「サラリーマンの民俗学」の可能性」『史誌』8号、1977；p. 26.
- 4) 神島二郎「民俗学の方法論的基礎—認識対象の問題—」『文学』29巻7号、1961；p. 11.
- 5) 後藤総一郎『柳田國男論序説』伝統と現代社、1972；p. 33.

- 6) 後藤総一郎「柳田国男と常民・天皇制・学問」『現代のエスプリ 柳田国男』57号、1972；p. 40.
- 7) 竹田聰洲「常民という概念について—民俗学批判の批判によせて—」『日本民俗学会報』49号、1967；pp. 4-5.
- 8) 同上、p. 8.
- 9) 高桑守史「民俗学における都市研究の諸前提」『山口大学教養部紀要』14号、1980；p. 251-254.
- 10) 岩本通弥、前掲論文、pp. 26-28.
- 11) 高桑守史「都市民俗学研究ノート」有末賢・内田忠賢・倉石忠彦・小林忠雄編『都市民俗基本論文集』第1巻、岩田書院、2009；p. 220.
- 12) 高桑守史「民俗学における都市研究の諸前提」、p. 254.
- 13) 玉城哲『稲作文化と日本人』現代評論社、1977；p. 135.
- 14) 柳田國男・桑原武夫「日本人の道徳意識」『柳田國男対談集』筑摩書房、1964；p. 240.
- 15) 柳田國男「国史と民俗学」『柳川國男全集』第14巻、筑摩書房、1998；p. 117.
- 16) 橋川俊忠『近代批判の思想』論創社、1980；pp. 41-42.
- 17) 鶴見和子「われらのうちなる原始人」『現代のエスプリ 柳田国男』57号、1972；pp. 61-67.
- 18) 橋川俊忠、前掲書、pp. 96-107.
- 19) 内田芳明『ヴェーバー社会科学の基礎研究』岩波書店、1968；p. 20.
- 20) 神島二郎、前掲論文、p. 18.
- 21) 桜井徳太郎「結集の原点」鶴見和子・市井三郎編『思想の冒険』筑摩書房、1974；p. 224.
- 22) 柳田にとって祖先崇拜の担い手が定住小農民であったことは疑いない（有泉貞夫「柳田國男考」神島二郎編『柳田國男研究』筑摩書房、1973）。しかし、伊藤幹治によれば、個別の実体概念としての農民と常民とは異なるものであり、前者の活動舞台が、都市と農村を含む地域社会としての郷土であったのに対して、柳田のいう常民は、郷土を部分社会とする全体としての国民社会を活動の舞台とする、より抽象化された概念であり、それは抽象的な人間以外の何ものでもなかった（伊藤幹治「柳田國男と文明批判の論理」『現代のエスプリ 柳田国男』57号、1972；p. 9.）。そして、歴史の継続性に重点を置く柳田國男の場合には、文化運搬者としての漂泊者の役割もしよせん限られたものととどまらざるをえなかった。
- 23) 安永寿延「民族の発見」『現代のエスプリ 柳田国男』57号、1972；pp. 179-197. また、丸山眞男は日本の部落共同体について次のように述べている。「この同族的（むろん擬制を含んだ）紐帯と祭祀の共同と、「隣保共助の旧慣」とによって成立つ部落共同体は、その内部で個人の析出を許さず、決断主体の明確化や利害の露わな対決を回避する情緒的直接的＝結合態である点、また「固有信仰」の伝統の発源地である点、権力（とくに入会や水利の統制を通じてあらわれる）と恩情（親方子方関係）の即時的統一である点で、伝統的人間関係の「模範」であり、「國体」の最終の細胞をなして来た」（丸山眞男『日本の思想』岩波新書、1961；p. 46）。すなわち、ここでは、村落共同体は、権力支配と温情主義が統一

- されたものとしてとらえられている。
- 24) 内田芳明、前掲書、p. 38.
- 25) 丸山眞男『日本の思想』岩波新書、1961；p. 47.
- 26) 玉城哲『むら社会と現代』毎日新聞社、1978；p. 44, 56.
- 27) 松本健一『時代の刻印』現代書館、1977；p. 73.
- 28) 玉城哲『むら社会と現代』、p. 44.
- 29) 谷川健一『常民への照射』冬樹社、1971；pp. 109-110.
- 30) 玉城哲『むら社会と現代』、p. 14.
- 31) 柳田國男『明治大正史 世相篇』平凡社、1967；pp. 3-97.
- 32) 柳田國男・川島武宜「婚姻と家の問題」『柳田國男対談集』筑摩書房、1964；pp. 159-174.
- 33) 柳田國男「時代ト農政」『柳田國男全集』第2巻、筑摩書房、1997；pp. 337-368.
- 34) 柳田國男「女性生活史」『柳田國男全集』第30巻、2003；p. 377.
- 35) 丸山眞男「歴史意識の「古層」」『忠誠と反逆 転形期日本の精神史的位相』、1992. pp. 291-331.
- 36) 丸山眞男「思想史の考え方について—類型・範囲・大正—」、同上書、p. 374.
- 37) 加藤周一・丸山眞男「歴史意識と文化のパターン」『丸山眞男座談 1966-1976』第7巻、岩書店、1998；p. 244.
- (しばた しゅうじ 京都光華女子大学キャリア形成学部)

「創造的福祉文化」の創出に向けて

河東田 博

私たちは、身の丈以上のことはできない。どんなに感動し影響を受けても、感動させてくれた人と同じことはやれないし、影響を受けた人と同じことは言えない。

私は本学会2年目から参加させていただいた。一番ヶ瀬前会長と親しくさせていただけるようになったのは、1999年度に理事になってからである。以来、一番ヶ瀬前会長の博識はもちろんのこと、その懐の広さ、弱い立場の人たちに向ける優しいまなざしに惹かれるようになっていった。

自らが苦勞して準備をした取り組みは恐らく誰もが忘れ得ない思い出となるだろうし、そこで語られた一言一言が心に沁み入り、大切な宝物となって残っていくに違いない。私にとっての宝物は、2000年3月25日、日本福祉文化学会第1回中国・四国ブロック大会の記念講演でお話下さった一番ヶ瀬前会長の次のような言葉であり、内容であった。

「福祉文化を考える上で欠かせないのは、『地域』という視点である。もし基本的な暮らしの場が仮りに施設にあるなら、『施設の地域化』を図る必要がある。そして、

そこで暮らす人たち一人ひとりを地域で受け止め、『地域を福祉化』していくことが必要となる。福祉は幸せづくりであり、『福祉の文化化』を図り、『文化の福祉化』を図っていく必要がある。やむなく施設で暮らさざるをえない人たちには、一般の人たち以上の環境が用意される必要がある。地域・福祉・文化という視点をもって、仕事・学習・趣味・ボランティア活動など、やりたいと思うことを、やりたい時に、自分のできる（さまざまな）方法で、仲間とともに、福祉文化を創造していく必要がある。福祉の文化化・文化の福祉化は、生き甲斐づくりそのものであり、生き甲斐づくりへのサポートともなっている。」¹⁾

これまで、一番ヶ瀬前会長を始めとする日本福祉文化学会に集う先達たちは、「福祉文化」について次のように語っていた。「私たちが私たちの手で相互扶助しながら盛り立てていくもの。…従来の収容中心、救貧対策的福祉ではない福祉活動。…人間性の自己実現…福祉をもっと誰でもいつでもどこでも使えるように…従来の福祉をやってきた人たちの熱い目とか、独創

的な実績というもの...そういうものを存分に残して、...発展させていく。...新しい創造的な文化としての福祉...福祉文化学会は、どちらかという専門職化の流れに対する一種の批判をこめた抵抗的な活動として考え、さらに福祉を全ての人のものにする...²⁾「個が大切にされる時代への模索³⁾」「もっと実践的なヒューマンなことに触れることを経験...⁴⁾」「文化的な生活の質を保障⁵⁾」「人権文化⁶⁾」であると。これらを要約して、私は、「福祉文化」を「個が大切にされ、一人ひとりの夢や希望を紡ぐ、創造性豊かな、地域で続けられている実践的でヒューマンな幸せづくり」と定義づけた。この定義を具現化させようとしたのが「創造的福祉文化」概念であり、「創造的福祉文化」に至る道筋をはっきりさせるための提案（非人間的福祉文化→排他的未成熟福祉文化／差別的未成熟福祉文化→創造的福祉文化）であった。

「創造的福祉文化」に至るまでにはいくつものハードルを超えていかなければならない。「福祉文化」が「負の遺産」とも言える悲惨な歴史的経緯の中から生まれ、今尚思考錯誤を繰り返しながら、私たちの望む（後世に託すことのできる）新しい概念を伴う「創造的な福祉文化」へと向かおうとしているからである。当然ながら、そこには「過去」から「現在」に至る人間社会が創り出してきた歴史的経緯があり、今創り出されているものもある。そして、今後創り出し、「未来」へと引き継いでいってほしいものもある。

さらに、「創造的福祉文化」を形づくる考え方の根底に「すべての人が隔てなく、差別されることなく、多様性こそを認めあ

い、独自の価値観や生活様式に互いに誇りをもち、尊厳と自由のなかで生きる権利を有し、意思決定への参加と、社会発展の成果を享受することができるようにすること。そのために、福祉の積極的な実りとしての文化を育み、さらに深い味わいのある文化を創り出していく」という「多元的共生福祉文化」概念をおいてみる必要がある。つまり、「創造的福祉文化」とは、「多元的共生福祉文化」なのである。

ところで、私は、2006年に行われた第17回日本福祉文化学会さいたま大会（於：浦和大学）シンポジウム「福祉文化創造の当事者をめざす～福祉の転換期を迎えて～」で、次のような「まとめ」を行った。

「社会には、当事者の地域生活、社会参加、自己実現、ファースト・チャレンジを困難にしている現実がある。それは、健康な人に合わせたモノづくりや社会づくりであり、制度を臨機応変に利用できない社会であり、福祉の専門化・細分化が進む社会である。さらには、権利保障思想が欠落している社会や夢をもつことをあきらめさせてしまう（あきらめてしまう）社会や福祉文化が未成熟な社会がある。しかし、『社会変革と新しい価値の創造』のためには、人間観・価値観を問い直し、夢をもつことをあきらめないこと、絶えず双方の対話・歩み寄りが必要であり、情報保障も必要となる。そうすれば、コミュニケーションが進み、支える人の心が理解でき、自分のこととして考えることができるようになる。多面的・客観的なものの見方もできるようになる。『社会変革と新しい価値の創造』のためには、『福祉文化的価値の創

造』が求められており、『福祉文化的価値の確立』を図り、『福祉文化的価値の普遍化』を実現させていく必要がある。その上で、『福祉文化社会の創造』を考えていく必要がある。つまり、福祉文化社会とは、夢をもつことをあきらめなくてもよい社会であり、安心して楽しく暮らせる社会であり、あたり前のことがあたり前にできる社会、人間としての尊厳をもった社会である。福祉文化社会とは、また、安心して楽しく暮らせるユニバーサルな社会であり、あたり前のことがあたり前にできる社会であり、人間としての尊厳をもった社会でもある。それが、やがて『共生社会』となり、『創造的福祉文化社会』となるのである。⁷⁾

この「まとめ」こそが「創造的福祉文化」概念そのものであり、「創造的福祉文化」の条件なのではないかと考えている。福祉文化の質を向上させ、社会参加の促進を図り、社会的支援を必要とする人たちも他の人々と同等の暮らしを送ることができるようにしていく必要がある。そのためにも、誰もが地域生活の主体者として自分らしく生きていくことが見直され、「創造的福祉

文化の質」を高め、「創造的福祉文化社会」が豊かで、充実したものとしていく必要がある。

注

- 1) 河東田博「日本福祉文化学会中国・四国ブロック第1回大会を振り返って」『福祉文化通信』No.33 日本福祉文化学会 2000年6月(7頁)
- 2) 前掲書(福祉文化研究、1997)4-5頁の一番ヶ瀬康子の発言より部分的に抜粋。
- 3) 同上 5-6頁の桜井里二の発言より部分的に抜粋。
- 4) 同上 7頁の多田千尋の発言より部分的に抜粋。
- 5) 同上 11頁の河畠修の発言より部分的に抜粋。
- 6) 同上 12頁の一番ヶ瀬康子の発言より部分的に抜粋。
- 7) 校正に際し、本稿の文脈に合うように、2006年大会シンポ「まとめ」の一部を加筆修正した。

(かとうだ ひろし 立教大学コミュニティ福祉学部)

東京大会シンポジウム 「福祉文化は何を残してきたのか」 総括と今後の展望

馬場 清

1 はじめに

この小論では、2010年2月に行われた日本福祉文化学会設立20周年記念大会でのシンポジウム「福祉文化は何を残してきたのか」及び第4分科会「新しい時代の福祉文化とこれからの形成」における議論について整理し、提示された課題への私なりの考察を述べさせていただく。

2 東京大会シンポジウムでの 議論と論点整理

まず本シンポジウムを企画した意図について述べておく。この20周年記念大会では、一番ヶ瀬康子会長の後を継いで、河東田博会長となって迎えた最初の大会でもあり、大会全体が今までの福祉文化学会の活動を振り返り、福祉文化の到達点や課題を明らかにするとともに、今後の展望を皆で考えるということが大きな目標であった。そのため大会テーマも「福祉文化が創る共生と協働～20年の歩みとこれからの変革～」とした。その1日目の全体行事である本シン

ポジウムには、かつて福祉文化学会創設のころにいろいろな形で関わっていただいた3名の方々をシンポジストとして迎えることとした。たんぼぼの家の播磨靖夫は第1回定例研究会で講師として迎え、話をしていただいた。また2003年にはたんぼぼの家において現場セミナーを行った。ゆきわりそうの姥山寛代は、1992年に第4回目の現場セミナーで施設を訪問、お話を聞いた他、91年には福祉文化ライブラリーの1冊として『きょうから友だちゆきわりそう』（中央法規出版）を執筆していただいている。また社会福祉法人秀峰会の桜井里二は、初代副会長でもあり、また1990年には記念すべき第1回現場セミナーを特別養護老人ホームさくら苑で行わせていただいている。そういう意味では、3人とも、福祉文化学会の黎明期に、福祉文化の先駆的实践者として取り上げてきた象徴的な人物である。ゆえにコーディネーターである私は本シンポジウムの中で、「福祉文化の達人」ということばを使ってこの3名を紹介した。

こうした方々に登壇いただくことで、何を話していただき、何を伝え、何を考えたかったのか。以下が事前に考えていた本シ

ンポジウムの趣旨である（シンポジストとの事前打ち合わせのために作成したレジュメより）。

- ①典型的な福祉文化（活動）の具体的な取組を紹介する中で、イメージの共有化及び活動の底流に流れる哲学・理念を明らかにし、現代社会における福祉文化（活動）の意義を考える。
- ②福祉をめぐる大きな変革期の中で、必ずしも福祉文化（活動）が普及しているとは言いがたい。その理由、そして福祉文化の発展を妨げるものは何かを明らかにする。
- ③「福祉（文化）が文化になる」ために、必要な条件は何かを考える。

こうした趣旨を念頭にシンポジウムは始まった。はじめに、3人のシンポジストの方々の活動紹介をしていただいた。そして多少予定時間を超えて、3人のシンポジストそれぞれの活動紹介が終わったところで、コーディネーター（馬場）が、こうした福祉文化活動が可能になるための条件について質問しようとしたところ、シンポジストの播磨より、「たんぼぼの家」の取組みと「ゆきわりそう」の取組みについての相違点が指摘され、「福祉文化概念」あるいは「福祉文化学会」がどうして広がっていかないのか、またその考え方に自分がどうして積極的に関与したくないのかについての指摘があった。

その際に指摘された福祉文化学会の「胡散臭さ」（これは播磨が姥山の活動に対する評価であり、ひいては福祉文化学会に対する評価でもある）とは、以下の点である（このまとめはあくまで馬場によるまとめである）。

- ・障害者に対して、職員が「ティーチング・トレーニング」を強要し、健常者に近づけようとしている。そこには障害者の主体性が感じられない。
 - ・感動の押し売りである。
 - ・ある施設が頑張ってるって、そこがよければいいという閉鎖的な考え方から抜け出せないでいる。
 - ・福祉の枠組みから抜け出せないでいる。一方それに対して、播磨たちの取組は
 - ・障害者が「学ぶこと」（ラーニング）によって、自己決定に基づき、成長している。
 - ・市民社会と結び付きながら、社会との対話を行っている。
 - ・具体的には、エイブル・アート・ムーブメントのような運動を起こすことで、施設内あるいは福祉の枠組みの中だけでなく、市民社会への影響力を持っている。
 - ・さらには日本国内だけでなく、アジアへの広がりも意識した取組である。
- またこの議論とは別に、もうひとりのシンポジストの桜井からは、介護保険施行後、「現場の閉塞感」と「人間の幸せあるいは自己実現を求める本来の福祉（文化）の在り方」との乖離について語られ、今後、こういう時代だからこそ、福祉文化はどうあるべきかについて、議論すべきとの指摘があった。

シンポジウムでは、コーディネーターの進行のまずさもあり、またその後の第4分科会での継続した審議においても、結局は上記2点の論点については、前者については平行線をたどり、後者についても具体的な提案がなされたとは言い難かったと感じ

ている。

そこで本論では、上記2点の論点のうち前者の論点について、私なりの意見を展開し、今後の福祉文化学会での何らかの議論のたたき台にしたいと思っている。言わずもなであるが、この論点については、従来からの福祉文化学会の大きな課題であり、何度か議論はされつつも、いまだ明確に結論が出ていない「福祉文化とは何か」という問題とも密接につながることであり、その点においてもぜひ継続した議論をしていければと思う。

3 播磨 VS 姥山論争の論点について

今までにも福祉文化学会では、「福祉文化とは何か」を考える上で道標となるような論点が提出されてきている。それを私なりに整理すると

- ①「大型入所施設内」での福祉文化実践と「地域」での福祉文化実践
- ②「先進的」な福祉文化実践と「草の根的」な福祉文化実践
- ③「正の遺産」としての福祉文化と「負の遺産」としての福祉文化
- ④「福祉文化学会」が考える福祉文化と「行政」が考える福祉文化

ここでそれぞれを詳述する余裕はないが、簡単に触れておくと、①の論点については、現場セミナーでとりあげてきた福祉文化実践の変化をみれば明らかであり、2003年の埼玉大会で研究企画委員会より提出された「福祉文化とは何か」においても「施設での生活」と「地域での生活」、「生存のみ保障」と「生きがい保障」を対比させ、理想の福祉文化的な生活とは「地域での生きが

いまで含めた保障」であると明記されている。また2005年から創設された福祉文化実践学会賞の受賞者を見ても、明らかに「地域」が意識され、「脱入所施設」が大きな流れになっている。一大型入所施設内で行われる施設利用者の文化的な生活要求を満たすような取組みも、それは救貧的な旧来の「福祉観」を変え、自己実現欲求を満たすという意味では大変重要な取組みであるとはいえ、入所施設での生活そのものが、本当の意味での「文化的な生活」とはかけ離れたものであり、「ノーマライゼーション」の考え方からも、一定の限界があるとの認識から、「地域」での取組みこそが福祉文化活動といえるという考え方にシフトしていったものと考えられる。もちろんこの点についても、しっかりと学会内で議論がなされてきたわけではなく、異論を唱えるあるいは違和感をもっている会員もいる可能性がある。

②の論点については、2009年に前副会長であり、現顧問の藺田碩哉から明確に打ち出されたものである¹⁾。実はこの点については、この論文発表の以前からすでに学会内でも取組が始まっており、全国的な規模やマスコミで大きく取り上げられているような実践だけでなく、もっと身近で行われている福祉文化実践を掘り起こしていこうという動きとなっている。具体的には、2006年から『福祉文化実践報告集』を刊行するようになり、この誌上では、全国各地で行われている福祉文化的な実践を積極的に掘り起こし、掲載している。また、東京大会から企画委員会を中心となって始めた「各地域にある文化を取り入れた福祉実践」を語る分科会などが、それにあたる。

③の論点については、2003年の第14回全国大会（埼玉大会）において、提起された論点である。この大会では、ハンセン病問題が大きな焦点となり、「今日まで積み上げられてきた福祉の中で忘れられてきた『負の遺産』にも気づき、いのちの重みと喜びを再認識する必要があります。その上で、これからどうしたら『共に生きるための豊かな福祉文化』を育てていくことができるのかも研究していきたいと思います。」という大会の開催趣旨が明確に打ち出されている。

また④の論点については、第20回全国大会（東京大会）での基調講演『『福祉文化』についての思索』、『福祉文化研究』VOL.19所収の「地域福祉を紡ぐ福祉文化の理念」、新・福祉文化シリーズ第1巻『福祉文化とは何か』（明石書店）所収の「新しい社会福祉と福祉文化」等で、現理事の永山誠が、日本福祉文化学会と行政の福祉文化の用語の使用について対比をさせながら、検討を重ねている。

こうした一連の流れも盛り込みながら、学会の中では新しい福祉文化の概念が形成されつつあるが、「福祉文化とは何か」については、いまだしっかりとした議論がなされないまままで今日まできているというのが実情である。

そして本シンポジウムで提起された、播磨 VS 姥山論争となるわけである。冒頭にも書いたが、実は播磨の実践も、姥山の実践も福祉文化学会初期の頃に、どちらも代表的な福祉文化実践として取り上げられている。

例えば播磨実践は、1997年に当時の会員によって執筆、刊行された『福祉文化論』

（有斐閣）の中の「福祉文化とは何か」と題した一番ヶ瀬論文の中に、次のように紹介されている。

「そして1970年代にはいると、福祉の現場活動としての文化活動も各地で芽生えてきた。その代表的なもので、現在ますます発展してきたものとして、知的障害の人たちの作詩・作曲・自演のわたぼうしコンサートを展開してきた奈良たんぼぼの会がある。20周年を迎えたこの会は、多くのボランティアに支えられながら広範な活動を続けている」。²⁾

一方姥山実践も同じ書物の中でコラムとしてとりあげられ、姥山自身が以下のように書いている（実は桜井実践も同書の中でコラムの一つとして紹介されている）。

「それでは、このような時代にあって健康で文化的な生活の実現をめざすのはとてもむつかしいことかということ、必ずしもそうとは思っていない。

例えば、言葉や声の出ない重度の障害者を中心にして構成されている『私たちは心で歌う目で歌う合唱団』が10年来行っているベートーベンの第九コンサートは、毎回聴く方々に『鳥肌が立つ』感動を与え続けているのだが、それは第4楽章の合唱部分に音域の狭い障害者のために第5パートを創造した（新田光信氏編曲）ので実現できたものである。今や全国的にこの第5パートは一人歩きをし、障害者たちが第九を歌い始めている。

日常の実践活動の中から素朴で当り前の願いをどのように表現するのか、実現するのかということを実に語る文化活動の成功例であると思っている」。³⁾

いわばどちらの実践も、福祉文化の視点

から評価される実践として取り上げ、福祉文化実践の代表格として扱われていたのである。また先の論点①から考えても、いずれも入所施設型福祉文化実践ではないという点も共通点である。

にもかかわらず今回、播磨からは、「姥山実践は胡散臭く、福祉文化学会には与しない」という「挑発」を受けたわけである。いったいこのふたつの実践、少なくとも今までは「福祉文化実践」の代表格として評価されてきたふたつの実践は、何が違うのか？

それを私なりに分析するといわゆる障害学の分野でも論点になっている、「異化」と「同化」の論議といえるのではないか。

すなわち姥山実践は「同化」、健常者文化としての音楽、スポーツ、趣味活動…等を障害があってもそれを享受し担い手となる必要があり、その際に大切なのは、一流の文化（健常者文化）と出会うことであるという思想に基づいている。

それは例えば姥山実践の象徴的な取組みであるベートーヴェンの第九演奏が始まった最初のきっかけをみてもわかる。

「私がベートーヴェンの第九を障害者と共に歌おうと思ったのは彼との出会いだったかもしれません。脳性まひで肢体に不自由はあっても、豊かな感性に恵まれている彼は、ほとんど漢字が読めません。健常者の持つ一般的な知識、例えばアンデルセンの物語りなど小学生でも知っていることも知らないのです。文学や音楽や芸術、いわゆる文化と言うものとは遠いところで生活しているようです。十二年間も通った学校教育と彼の生活環境は、彼にもっと知的なものを授けてくれてしかるべきではなか

ったでしょうか。そんな目で彼をみてもみますと、彼の能力を引き出し、彼の感性をゆさぶり、彼の人生を豊かにしたいと思わずにはいられないのです。多分、彼のような障害者はたくさんいるはず。…（中略）…そして私の全身は耳をすまし、頭をめぐらし、彼等の心を思いっきり解放し、全身で歓喜する場を作れないものか。そしてそれを機会に限りある人生の一日一日がどんなに大切なものであり、人間らしい生き方を求めてやまない青年らしい要求と、誇りに満ちたあたりまえの人間として成長する。そういうきっかけはないものか。またそのような場を創造的に作りあげることにはできないものだろうかと言うことをまさぐり始めました」。⁴⁾

そして始まったのが、「第九」への取組みである。そしてこれもまた姥山の信念だったのが、決して障害者だからといって妥協したり低いレベルで満足したりしないように、指導者も一流、会場も一流、演奏者も一流、値段も一流…をめざし、それに見合うレベルに向けての厳しいトレーニングが行われ、その成果が、東京文化会館やカーネギーホールで、披露されることになったのである。

一方で播磨実践は、こうしたベクトルとは正反対の方向を向いている。例えば播磨実践の象徴的な取組に「エイブル・アート・ムーブメント」がある。この運動は、障害者の文化活動の独自性を強調し、従来の文化とは異なることに価値を見出し、作品あるいは活動の成果そのものに高いレベルと独自の価値を見出すことに向かっている。「障害者が描いたから」素晴らしいのではなく、作品そのものが従来の芸術の枠組み

を壊し、新たな意味を提示しているから素晴らしいというところに力点を置く。ゆえに厳しいトレーニングによって健常者文化に近づくのではなく、障害者自身も持っているものを引き出す環境を整え、そこから生まれる作品こそが、現代のあらゆる価値観へのアンチテーゼとして新たな価値を生み出すとしているのである。これはまさしく「異化」である。

こうしてみると明らかに双方の活動は正反対のベクトルを持っている。

また播磨がシンポジウムで指摘した、運動としての広がりについても双方は異なる。姥山実践はもちろんそれがいろいろな障害者を励まし、他施設を利用している障害者も参加し、あるいは全国で似たような取組みを引き起こしたという点では、広がりがあると言えるが、それそのものがひとつの運動として行われているものではない。一方播磨実践は、そのネーミングからもわかるように、当初からあきらかにひとつの「運動」として取組まれており、全国で大きなうねりになりつつある。

こうした違いが播磨から見れば「胡散臭い」という評価になり、そのあたりを区別しないままどれも「素晴らしい福祉文化実践」として取り扱っている福祉文化学会への評価につながっているものと分析できる。

3 今後の課題と方向性

こうした相違点がある二つの実践を、福祉文化学会としてどう位置付けていくのか。このことを、一番ヶ瀬福祉文化論と河東田福祉文化論の枠組みを使って、改めて考察してみたい。

一番ヶ瀬福祉文化論の一番の核は、「すべての人びとがその人らしく生きることを実現していく」ということである。そのためには「福祉の文化化」と「文化の福祉化」が必要である。ただし「福祉の文化化」という場合の「文化」という用語には、「健常者文化」と「障害者文化」の区別はされていない。「福祉の文化化」とは「すべての人びとの文化的・生活欲求を満たすことができるように福祉の在り方を大きく変えていく」という意味であり、どのような文化を目指すのかについては、明確な方向性は示されていない。この点から考えると、播磨実践も姥山実践も、それぞれの活動を行っている障害者の「文化的・生活欲求」を満たしているという点においては、「福祉文化実践」と言えることになる。

しかし「福祉の健常者文化化」か「福祉の障害者文化化」では、大きく目指す方向性は異なるわけで、播磨から言わせれば、障害者を健常者文化の中に組み込み（同化させ）、そのために一生懸命努力や練習をやらせ、その成果を誇らしげに語ろうとする姥山実践は、「胡散臭いもの」として捉えられることになるのであろう。もちろん姥山実践においても、1人ひとりの主体性や個としての存在を大切にしていることは言うまでもないが、方向性として健常者文化（ペーターベンの第九）に同化させようとしている点が、どうも胡散臭いし、福祉文化学会そのものもそういう実践を取り上げ、評価している点において、「与しない」ということになるのである。

一方で河東田福祉文化論では、「創造的福祉文化社会」という用語をキーワードとして、以下のように説明されている。「こ

の併存状況は『創造的福祉文化社会』にあっても同様に、『同化的福祉文化社会』『異化的福祉文化社会』が複雑に絡み合いながら、『さらなる異次元の社会』へと進んでいくものと思われる。この『さらなる異次元の社会』こそが、『多元的共生福祉文化社会』と言われるものである。⁵⁾

ここでいう「同化的福祉文化社会」とは、「排除された人たち（差別されていた人たち）を排除した（差別していた）社会へ再び受け入れるものの、受け入れた人たちに社会への同化を求める」⁶⁾社会のことであり、また「異化的福祉文化社会」とは「平等意識や共生意識の芽生えから、さまざまな人たちが同じ社会に一緒にいることを普通と考えることのできる」⁷⁾社会のことを意味する。

この観点から二つの実践を分析するとしたら、姥山実践は、健常者がやっている「第九の合唱」という「文化活動」を、障害者にも享受する権利があるという考え方から、トレーニングを積み、様々な工夫を凝らしながら実現していくという意味では、「同化的福祉文化活動」であるといえる。一方でこれまで文化的なことから排除されてきた障害者に対して、最高レベルの文化を享受する機会を保障し、1人ひとりの自己実現につなげ、その結果として「第九のコンサート」が、多くの健常者に障害者観の転換を迫ったという点においては、結果的に「異化的福祉文化社会」の実現に貢献した面も少なくない。その意味では福祉文化活動の先進的な事例として特筆すべきものがあるといえるが、その先にある「多元的共生福祉文化社会」をめざすための運動としての機能は弱かったといえる。

一方で播磨実践は、まさに「同化的福祉文化活動」とは一線を画し、「異化的福祉文化活動」を強調する。障害者独自の表現方法や価値観を大切にし、健常者文化の物差しでそれらを計るのではなく、新しい価値観の創造として、位置づけをする。その結果として、その先にある多元的共生福祉文化社会の創造を明確に目指すための取組みとなっている。

その意味では、今後、福祉文化活動を取り上げる際に、河東田福祉文化論の図式の中で、どこに位置づけられ、どの方向性をもった活動なのかを考えながら、私たちは分析していく必要がある。その上で河東田のいう「多元的共生福祉文化社会」を目指す具体的な取組みをできるだけ収集、分析していく必要があるだろう。

4 おわりに

こうした東京大会での議論を受けて、今後、以下のような取組みを何らかのかたちで、学会内でしていく必要性を感じている。

①「播磨・姥山論争」について、検討する場を設ける。

このことは、今までの福祉文化学会の在り方を見直すきっかけともなり、ひいては、「一番ヶ瀬福祉文化学」と「河東田福祉文化学」の比較検討にもつながる。また新たに唱えられた「創造的福祉文化概念」について、精査する絶好の機会にもなり、必ずや今後の福祉文化学会の方向性を考えるための議論の場になると思われる。ただしその際十分に注意が必要なのは、観念的抽象的な議論に陥らないようにすることである。播磨・姥山実践だけでなく、地域で行われ

ている具体的な取組みを取り上げながら、来るべき「創造的福祉文化社会」を実現するための在り方について議論をしていくべきであろう。

②「現場の閉塞感」をしっかりと踏まえた「福祉文化実践」の在り方について検討する場を設ける。

この小論では言及することができなかったが、シンポジウム中に桜井から出された「(介護保険施行後)現場は閉塞感に包まれ、人間の幸せあるいは自己実現を求める本来の福祉の在り方とは乖離している。」という指摘が事実であるならば、「創造的福祉文化社会」を築くためにも、放っておけない課題である。以前、藪田が指摘していたこと⁸⁾とも合致するし、上記①の議論とも重なる部分もある。ただこちらについても、理念的なことより、より実践的に、今という時代の中で、福祉現場における福祉文化実践を、より広めていくためにはどうしたらいいのかを、具体的に考えていくという方向性がいいのではないか。

筆者としては、この2点について、学会として取組んでいく必要があることを痛感した、東京大会であった。

注

- 1) 藪田碩哉「文化批判の学としての福祉文化研究」『実践女子短期大学紀要』第30号、2009
- 2) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博・藪田碩哉編『福祉文化論』有斐閣、1997；p4
- 3) 姥山寛代「私と福祉のかかわり」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博・藪田碩哉編『福祉文化論』有斐閣、1997；p95
- 4) 姥山寛代「小さいところから始まる大音楽会」姥山寛代・私たちは心で歌う目で歌う合唱団編著『ひびけ歓喜の歌』ミネルヴァ書房、1990；p32
- 5) 河東田博「福祉文化とは何か」日本福祉文化学会編集委員会編『新・福祉文化シリーズ1 福祉文化とは何か』明石書店、2010；p21
- 6) 河東田博、前掲書；p20
- 7) 河東田博、前掲書；p20
- 8) 馬場清「福祉文化とは何か再考」『福祉文化研究』Vol. 14、2005；p14

(ばば きよし NPO 法人日本グッド・トイ委員会)

第20回大会からの新しい試みと これからの方向性

島田 治子

2010年2月に行われた東京大会は、日本福祉文化学会設立20周年を記念した20回目の大会であるという以外にも、いくつか節目となることがあった。一番大きいことは会長交代である。2008年10月の京都大会時の総会で、河東田新会長が承認されるとともに、理事・評議員の多くも顔触れ一新となった。つまり第20回大会は、新体制での新たな第一歩を示す大会でもあったのだ。

一番ヶ瀬康子前会長の看板がなくなったとき、その思想を発展的に受け継ぐことができなければ、日本福祉文化学会の存続は危うい。そうした危機感から、理事会の各種委員会ごとに新たな取り組みを始めたが、企画委員会（マーレー寛子理事と私）では、二つの企画を立ち上げた。日本福祉文化学会の最大の特徴は、研究と実践が同等に位置づけられていることであり、それは学会規約の文言にもはっきりと示されている。また研究誌『福祉文化研究』の中に論文だけでなく実践報告をも載せるようになっていたり、大会では研究発表と同じように実践発表の場も設けられたりしてきた。ところが、シンポジウムのような場合は別として、実践（者）と研究（者）が並び立

っていても、両者が真の意味で交わるものが少なかったのではないだろうか。

そこで考えたのが「研究と実践の融合」をワークショップ形式で行う企画である。東京大会では『『現場と研究者』が語る実践理論と福祉文化』と題してセッションを行った。前半はデイサービスセンターむべの里の職員である笠井奈緒美さんと矢野佳代さんが、毎日のレクリエーションの中での「自己決定」について発表。これに対して会場の研究者から自己決定という言葉の解釈に疑義が呈されたり、逆に現場の人から一定の評価が示されたり、励ましの声が上がったりした。後半は早稲田大学の阿比留久美さんによる「学校外の子ども・若者の居場所」の研究発表。「ミッションと財



源のジレンマ」をテーマとした内容だったが、会場からは現場におけるさらに深刻な葛藤が報告されたり、研究と実践とのかい離が指摘されたりと、活発なやり取りが展開された。

もう一つの企画は「地域特有の文化を生かした福祉的実践例」の全国公募である。各地域に暮らす人々の生活の中から生まれ出た文化による福祉的実践というのは、福祉文化が何であるかを考えるときにとっても重要な視点であり、会員外の事例を知るよい機会にもなる。応募者の中からタイプの違う3実践例を選び、大会で発表してもらった。新潟県中越地震後、山古志村民に対するレクリエーション活動を行っている鈴木優子さん。地域資源を生かした活動によって高齢者も障害者も地域に溶け込んで暮らしているという島根県大田市の施設「亀の子」総括施設長の森山登美子さん。約200年の伝統を誇る埼玉県・小鹿野歌舞伎の保存会の山口清文さんは、町の老若男女を巻き込んだ子ども歌舞伎の実践を記録し続けている。世界に誇る文化、歴史や伝統のある文化、日常生活に埋もれている文化など、タイプは違って、ひと工夫もふた工夫もして福祉活動に取り入れている。そういう実践例の発表に、会場の参加者は質問も忘れて聞き入っていた。

この2企画は2010年11月の長崎大会でも継続して行われた。「研究と実践の融合」では、原爆ホームの入所者による「被爆劇」公演の実践をホームの職員である後伸也さんが紹介し、埼玉純真短期大学の安倍大輔

さんが「地域における子どものスポーツ活動」の研究を発表した。東京大会同様、研究者と実践者の活発な議論があった。もとより、その場で答えを出すことが目的ではない。研究者は実践者の、実践者は研究者の視点を知り、議論を深めることによって、研究的実践、実践的研究というものが構築できれば、それは本学会の目的を具現化することになる。時間に限りのある中での発表と議論のため、多くは望めないが、それぞれの発表者も会場の参加者も大いに刺激を受け、新たな課題を持ち帰ったようだ。

「地域特有の文化を生かした福祉的実践」は、外国人を含めたふるさとづくりを目指す横浜の「なかむら・ふるさとづくり実行委員会」の成田拓夫さん、三重県志摩市の間崎島で限界集落と都市を結ぶ活動を学生とともにしている桃山学院大学の石田易司さん、地域資源の活用とレオクラブの結成により、各種施設と入居者や利用者との共生を図っている長崎県の「ほかにわ共和国」事務局長の菅崎康範さんの発表があった。成功したエピソードだけでなく、抱えている課題についても率直な発表があり、参加者の共感を呼んだ。発表例に共通しているのは、地域の文化を福祉の中に取り入れた実践をすることで、より好ましい成果が上がっていることである。そうした実践の集積は、福祉文化研究への大きな一助となるはずである。

(しまだ はるこ 目白大学社会学部)

日本福祉文化学会20年の歩み

～主な活動（全国大会・現場セミナー・出版活動等）～

	主な活動（大会・現場セミナー等）	学会のその他の活動
1989年	<p>大会</p> <p>7月16日 福祉文化学会発会式 於：日本女子大学</p> <p>11月25日 第1回福祉文化シンポジウム 於：日本女子大学 「自ら創り、自らつかむ福祉文化」 ○パネルディスカッション「生活文化としての福祉創造」 姥山寛代（地域福祉研究会ゆきわりそう代表）、藤岡貞彦（一橋大学教授）、一番ヶ瀬康子（日本女子大学教授） ○分科会 ①スポーツと福祉文化 ②生活と福祉文化 ③おもちゃ・遊びと福祉文化 ④音楽と福祉文化</p>	
1990年	<p>大会</p> <p>12月8日 第2回福祉文化シンポジウム 於：日本女子大学 「すべての人が生き生きとくらすために」 ○映画上映『まさあきの詩』 ○パネルディスカッション 呉徳洙（映画監督）、大田堯（東京大学名誉教授）、一番ヶ瀬康子（日本女子大学教授）</p> <p>現場セミナー</p> <p>3月21日 第1回福祉文化現場セミナー 於：特別養護老人ホームさくら苑（神奈川県） 「ホームが文化を創る時代」</p>	
1991年	<p>大会</p> <p>11月16日～17日 第3回福祉文化シンポジウム（共催：栃木県社協） 於：宇都宮市 ○高齢者・障害者のためのファッションショー ○養育音楽コンサート ○分科会 ①遊びと福祉文化 ②食と福祉文化 ③衣服と福祉文化 ④街づくりと福祉文化 ○パネルディスカッション</p>	<p>5月 一番ヶ瀬康子編 福祉文化ライブラリー『福祉を拓き、文化をつくる』（中央法規出版）出版</p> <p>9月 姥山寛代編 福祉文化ライブラリー『きょうから友だち、ゆきわりそう』（中央法規出版）出版</p> <p>10月 小澤洋子 福祉文化ライブラリー『装いは生きるよるこびーハンディキャップをもつ人の衣服とオシャレ』（中央法規出版）出版</p>

	大会他主な活動		学会のその他の活動
1991年	3月21日	現場セミナー 第2回福祉文化現場セミナー 於：愛知たいようの杜（愛知県） 「遊びをせんとや生まれけむ」	
1992年	3月22日	現場セミナー 第3回福祉文化現場セミナー 於：ジョージが丘三ホーム（群馬県）	1月 草薙威一郎、馬場清編 福祉文化ライブラリー『障害者アクセスブック〈海外旅行編〉』（中央法規出版）出版 3月30日 『福祉文化研究 第1号』発行 6月 馬場哲雄編 福祉文化ライブラリー『いまこそ「みんなのスポーツ」を』（中央法規出版）出版 8月 多田千尋 福祉文化ライブラリー『おもちゃのフィールドノート』（中央法規出版）出版 9月 正岡慧子編 福祉文化ライブラリー『お年寄りのための食事読本―薬膳のすすめ』（中央法規出版）出版 10月 戸原一男編 福祉文化ライブラリー『障害者アートバンクの可能性』（中央法規出版）出版 12月 多田信作編 福祉文化ライブラリー『私のしごとはナンバーワン―地域に根ざした福祉文化の創造者たち』（中央法規出版）出版
	10月10日	第4回福祉文化現場セミナー 於：「ゆきわりそう」小さな家（群馬県） 「自然の中で障害者の生活文化を考える」	
1993年	10月30日	大会 第4回福祉文化シンポジウム 於：日本女子大学 「地域に築く新しい福祉文化の試み」 ○記念講演「生協が取り組み地域福祉の目指すもの」 竹本成徳（日本生活協同組合連合会会長） ○パネルディスカッション「地域に根づく福祉文化の実践」 竹本成徳（日本生活協同組合連合会会長）、一番ヶ瀬康子（日本女子大学教授）、 藺田碩哉（日本レクリエーション協会人材開発本部長）、河周子（杉並老後をよくする会副代表）	2月 エムナマエ 福祉文化ライブラリー『夢宙船コペル号』（中央法規出版）出版 3月 千葉和夫 福祉文化ライブラリー『高齢者レクリエーションのすすめ』（中央法規出版）出版 3月31日 『福祉文化研究 第2号』発行 4月 藺田碩哉 福祉文化ライブラリー『デザインする時間』（中央法規出版）出版 4月 一番ヶ瀬康子、江種満子、高野晴代、丸山和香子、漆田和代、加藤美枝、平田澄子 福祉文化ライブラリー『煌きのサンセット―文学に「老い」を読む』（中央法規出版）出版
	4月4日	現場セミナー 第5回福祉文化現場セミナー 於：特別養護老人ホーム楽寿園（静岡県）	

	大会他主な活動		学会のその他の活動
1993年	12月5日	第6回福祉文化現場セミナー 於：特別養護老人ホーム喜楽苑、特別養護老人ホームいくの喜楽苑（兵庫県） 「施設と地域社会の連携」	
1994年	11月5日～6日	大会 第5回福祉文化シンポジウム 於：日本女子大学 「動き出した地域、変わりだした地域」 ○基調講演「動き出した地域の福祉文化」 小野寺一雄（特別養護老人ホーム松寿園施設長） ○パネルディスカッション「市民のための福祉文化をどう創るか」 吉田弘子（東北高齢化社会を考える会会長）、雨宮洋子（宇佐ナーシングホーム泰生園施設長）、池田昌弘（栃木県社会福祉協議会地域福祉課）、萩原清子（長野大学） ○ビデオセッション 若栗文則（ライフパフォーマンス夢人間代表）、草薙威一郎（財団法人日本交通公社研究員）、小澤洋子（グループカーム代表） ○記念講演「動き出した地域、変わりだした福祉」 羽田澄子（映画監督）	3月31日 『福祉文化研究 第3号』発行 6月 芸術教育研究所編 福祉文化ライブラリー『映画のなかに福祉がみえる』（中央法規出版）出版
	7月2日	現場セミナー 第7回福祉文化現場セミナー 於：米山きのご園（新潟県）	
	10月29日	第8回福祉文化現場セミナー 於：ショートステイセンター「花の生活館」（神奈川県）	
1995年	11月11日～12日	大会 第6回福祉文化総大会 於：横浜ラポール ○記念講演「障害者の福祉文化―出発と創造」 花田春兆（日本障害者協議会副代表） ○特別講演「誰にも豊かな芸術文化を」 宮城まり子（ねむの木学園代表） ○シンポジウム ①被災地における福祉文化 ②高齢者・障害者の旅とアクセス ③みんなのスポーツレクリエーション ④まちでいきいきと生きるために	2月 福祉文化学会編『高齢者生活年表1925-1993』（日本エディタースクール出版部）出版 3月31日 『福祉文化研究 第4号』発行 10月 「福祉と人権」を考える研究グループ編 福祉文化ライブラリー『自己実現のための福祉と人権』（中央法規出版）出版

	大会他主な活動	学会のその他の活動
1995年	<ul style="list-style-type: none"> ○最新研究発表 <ul style="list-style-type: none"> ①遊びと福祉文化 ②スポーツと福祉文化 ③生活と福祉文化 ④芸術と福祉文化 ○分科会 <ul style="list-style-type: none"> ①自分で装う、自分らしく装う ②高齢者の豊かな食事と簡単料理 ③自立生活を助ける住宅改造 ○公演「鬼伝説」 出演：スターダスト・舎・イン 	
	<p>3月24日～26日</p> <p>現場セミナー 第9回福祉文化現場セミナー 於：沖縄「世替わりを生きて—アメリカ世からヤマト世までのウチナーの福祉文化を考える—」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現場視察 場所：転生園、仁愛療護園 ○記念公演 一番ヶ瀬康子（日本女子大学教授） ○パネルディスカッション 山里八重子（沖縄県精神障害者福祉会連合会会長）、比嘉俊雄（米国海兵隊民間人人事部教育訓練講師）、渡真利源吉（沖縄ソーシャルワーカー協会会長） ○福祉平和ツアー 	
	<p>6月9日～11日</p> <p>第10回福祉文化現場セミナー 於：たいうの杜・遊童館・キャディハウス（岐阜県・愛知県） 「尾張・飛騨 子どもの福祉文化」</p>	
1996年	<p>11月30日～12月1日</p> <p>大会 第7回福祉文化総大会 於：横浜ラポール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○記念講演「がまんしないで生きること～対等な関係性を創り出すために～」 安積遊歩 ○シンポジウム「地域をつむぐ、福祉をはぐくむ、文化をつくる」 一番ヶ瀬康子（東洋大学教授）、菊池智子（南牧村保健婦）、稲葉尚子（ワーカーズコープ愛コープ理事長） ○映画上映『地域をつむぐ～佐久総合病院小海町診療所から～』 	3月31日 『福祉文化研究 第5号』発行

	大会他主な活動		学会のその他の活動
1996年	3月	現場セミナー 第11回福祉文化現場セミナー 於：浜松こども園他（静岡県） 「静岡発・みんなで語ろう福祉文化を21世紀の礎に」	
	6月16日	第12回福祉文化現場セミナー 於：高齢者総合福祉施設潤生園（神奈川県） 「潤生園の彩りある食生活から学ぶ」	
	7月4日～7日	国際交流 第1回日韓福祉文化国際会議 於：韓国・ソウル ○国際シンポジウム ○施設見学	
1997年	11月29日～30日	大会 第8回福祉文化総大会 於：柏崎市産業文化会館 「ひとがまんなか～みんながじょんのびくらせるまちは？～」 ○記念公演「じょんのび生きたいそのためには」 大熊由紀子（朝日新聞編集委員） ○分科会 ①高齢者・障害者遊びデザイン研究部会 ②介護と福祉文化研究部会、 ③現代高齢者研究部会、 ④災害と福祉文化研究部会 ○トークライブ 「うたうこと いきること」 ○シンポジウム「じょんのびな暮らしと福祉文化の創造」 一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授）、 藺田碩哉（実践女子短期大学教授）、 桜井里二（特別養護老人ホームさくら苑苑長）、 橋本正明（至誠デイケアセンター所長）、 石田易司（朝日新聞厚生文化事業団事務局次長）	3月20日 『福祉文化研究 第6号』発行 3月 一番ヶ瀬康子・小林博・河島修・藺田碩哉編『福祉文化論』（有斐閣）出版 4月 一番ヶ瀬康子『福祉文化へのアプローチ』（ドメス出版）出版
	2月8日	現場セミナー 第13回福祉文化現場セミナー 於：仮設あおば生活ホーム、呉川町ケア付き仮設住宅・あしや喜楽苑（兵庫県） ○シンポジウム シンポジスト：清水明彦（青葉園園長）、市川禮子（あしや喜楽苑施設長）	

	大会他主な活動		学会のその他の活動
1997年	7月19日	第14回福祉文化現場セミナー 於：せんだんの杜（宮城県） 「仙台の福祉文化を語る」	
1998年	11月28日 ～29日	大会 第9回福祉文化総大会 於：大分県別府市・ホテルサンバリーアネックス ○特別講演「私の幸福論」 加賀乙彦（作家） ○分科会 ①こどもの福祉文化の源流と未来を探る、②マルチメディア情報通信、ハイテクと福祉文化、③介護保険制度と福祉文化、④障害者と高齢者の玩具とファッション ○シンポジウム「21世紀の福祉文化を考える」 一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授）、 棟野美智子（社会事業大学教授）、日比野正己（長崎純心大学教授）、濱田多衛子（児童養護施設光の園白菊寮長）、 雨宮克彦（総合ケアセンター泰生の里総長）	3月20日 『福祉文化研究 第7号』発行
	5月30日 ～31日	現場セミナー 第15回福祉文化現場セミナー 於：特別養護老人ホームいいたてホーム（福島県）	
	6月13日 ～15日	国際交流 第2回日韓福祉文化国際会議 於：東京都、神奈川県 ○施設見学 横浜ラ・ポール、横浜らいず、さくら苑 ○国際シンポジウム 於：昭和女子大学 ○施設見学 藍工房、新樹苑、スキップ、 芦花ホーム	
1999年	11月27日 ～28日	大会 第10回日本福祉文化学会全国大会 於：昭和女子大学 「21世紀を拓く福祉文化～自立と共生を目指して～」 ○パフォーマンス 「『音』を超えて世界が広がる デフパペットシアターの可能性」 庄崎隆志（デフパペットシアターひとみ代表）	4月20日 『福祉文化研究 第8号』発行

	大会他主な活動	学会のその他の活動
1999年	<ul style="list-style-type: none"> ○シンポジウム① 「児童・青少年が発信する福祉文化活動」 田口信一（しらとり家庭子ども家庭支援センター）、福田恵美子（杉並区児童青少年センター）、大島道子（鶴川女子短期大学） ○シンポジウム② 「インターネット時代の福祉文化」 高橋健一（特別養護老人ホームカトレアホーム）、川崎慎一・徳田容子（CNパーク）、高橋真由美（立教大学） ○シンポジウム③ 「介護保険と福祉文化」 米満淑恵（熊本天寿園）、長谷川幹（桜新町リハビリテーションクリニック）、河幹夫（厚生省社会援護局企画課長） 	
	<p>6月20日</p> <p>現場セミナー 第16回福祉文化現場セミナー 於：ケアセンター成瀬（東京都町田市） 「このまちに暮らしつづけたい このまちで支えたい…町田発！『めだかの学校』の街づくり そ〜っとのぞきにきませんか？」</p>	
	<p>9月11日</p> <p>第17回福祉文化現場セミナー 於：デイサービスセンター榎の森（新潟県三条市）</p>	
2000年	<p>11月18日～19日</p> <p>大会 第11回日本福祉文化学会大会 於：佛教大学 「21世紀は福祉文化の時代～自立・共生・人権としての福祉の在り方を問う～」 ○基調講演「21世紀の福祉文化は新しい共同の社会を創ることから始めよう」 大内力（東京高齢者協同組合理事長） ○シンポジウム「市民参加と福祉文化」、「自立生活問題と福祉文化」、「21世紀の介護と福祉文化」 ○パフォーマンス「だん王エイサークインテット」</p>	3月25日 『福祉文化研究 第9号』発行
	<p>1月16日</p> <p>現場セミナー 第18回福祉文化現場セミナー 於：ねむの木学園（静岡県掛川市） 「宮城まり子さんと福祉文化に学ぶ」</p>	

	大会他主な活動	学会のその他の活動	
2000年	3月11日 ～12日	第19回福祉文化現場セミナー 於：川西町総合センター(新潟県中魚沼郡川西町) 「雪国越後のあったかい人情に学ぶ」 ○基調講演「雪国における福祉文化の醸成」 一番ヶ瀬康子(日本福祉文化学会会長) ○活動交流会、山村探検	
	6月10日 ～11日	第20回福祉文化現場セミナー 於：美深育成園(北海道中川郡美深町)他 「権利擁護について現場で考える」 ○基調講演「人権意識の向上を追求して」 木下茂幸(美深育成園園長) ○シンポジウム「社会福祉と権利擁護」 横井寿之(北海道医療大学教授)、三谷彩子(元家庭裁判所調査官)、岩見太市(札幌市社会福祉協議会)、一番ヶ瀬康子(日本福祉文化学会会長)他	
	9月3日 ～5日	国際交流 第3回日中韓福祉文化国際会議 於：上海(中国) ○国際会議シンポジウム 「アルツハイマー型痴呆ケアの専門性」 兩宮洋子(総合ケアセンター泰生の里施設長) 「社会文化的接近方法としての社会モデル」 金聖二(梨花女子大学教授) 「上海社会福祉事業の発展」 謝玲麗(上海市民政局副局長) ○国際会議研究発表	
3月25日	地方ブロック 第1回中国四国ブロック大会 於：徳島県立総合福祉センター 「福祉文化を中国・四国から」 ○記念講演「福祉文化とわが国の福祉政策」 一番ヶ瀬康子(日本福祉文化学会会長) ○シンポジウム「知的障害高齢者の暮らしと支援」 シンポジスト：竹田忠寛(徳島県手をつなぐ育成会理事)、副島宏克(因島であいの家) コメンテーター：一番ヶ瀬康子(日本福祉文化学会会長)		

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2000年	<p>コーディネーター：河東田博（徳島大学医療技術短期大学部）</p>	
2001年	<p>大会 第12回日本福祉文化学会全国大会 於：高知女子大学 「福祉主権と福祉文化 ～21世紀の福祉文化は地域から～」 ○パネルディスカッション① 「リハビリテーションか競技か ～障害者スポーツを考える～」 宮地彌典(日本車いすバスケットボール連盟)、北村昭子(国立身体障害者リハビリテーションセンター)、森下昭仁(ツインバスケットボール選手)、佐古田伸治(高知県障害者アーチェリー協会)、小林順一(高知県障害者スポーツセンター) ○パネルディスカッション② 「福祉主権と福祉文化」 橋本大二郎(高知県知事)、一番ヶ瀬康子(長崎純心大学教授)、田中きよむ(高知大学)、津曲裕次(大会実行委員長) ○シンポジウム 「福祉ニーズに対応する技術開発は今」 臼井二三男(鉄道弘済会)、石原寛(近森テクノエイドセンター)、井上喜雄(高知工科大学)、永山誠・寺久保光良(高知女子大学)</p>	<p>3月31日 『福祉文化研究 第10号』発行 6月15日 実践・福祉文化シリーズ第1巻『高齢者と福祉文化』(明石書店)出版 9月11日 実践・福祉文化シリーズ第3巻『障害者と福祉文化』(明石書店)出版</p>
	<p>現場セミナー 第21回福祉文化現場セミナー 於：琉球新報ホール、特別養護老人ホーム「とよみの杜」(沖縄県) ○「21世紀に描く『福祉文化社会』の姿」 一番ヶ瀬康子(長崎純心大学教授) ○シンポジウム「長寿社会を支えるもの」 シンポジスト：尚弘子(NHK 沖縄放送大学学長)、崎間麗進(沖縄県文化財保護委員会)、河島修(浦和短期大学教授)、多田千尋(芸術教育研究所) コーディネーター：大城安隆(沖縄国際大学助教授)</p>	
	<p>第22回福祉文化現場セミナー 於：月潟村(新潟県) ○鼎談「角兵衛獅子と文化の創造」</p>	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2001年	9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「地域福祉とコミュニティ活動」 一番ヶ瀬康子(日本福祉文化学会会長) ○シンポジウム「ボランティア活動と地域づくり」 <p>第23回福祉文化現場セミナー 於：東樹(京都府) 「引きこもり青少年の暮らしとグループホーム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講演「引きこもり青少年の暮らしとグループホーム」 龍尾和幸(「東樹」ホーム長)、インタビュー：石田易司(桃山学院大学)
	2月4日	<p>地方ブロック</p> <p>第2回中国四国ブロック大会 於：鴨方町(岡山県) 「21世紀の福祉文化を岡山から」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○記念講演「岡山から発信する21世紀の福祉文化」 萩原清子(関東学院大学教授) ○特別発表「いのち咲かせて—ALS、短歌、そして鴨方—」 柚木美恵子(日本ALS協会岡山県支部長) <p>アトラクション、実践レポート</p>
	7月26日	<p>第1回関東ブロック大会 於：武蔵野市スイングホール・レインボーサロン(東京都武蔵野市)「分権時代の介護保険と福祉文化—先進自治体・武蔵野市の住民福祉を考える—」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基調対談「地方自治と分権福祉の原点を求めて」 一番ヶ瀬康子(日本福祉文化学会会長)、土屋武蔵野市長 ○シンポジウム「介護保険で地域の福祉はどう変わる」 シンポジスト：会田恒司(武蔵野市福祉保健部参事)、城戸喜子(慶應義塾大学教授)、山本茂夫(武蔵野市福祉保健部長) コーディネーター：萩原清子(関東学院大学教授)

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2001年	<p>8月18日～19日 「平成13年公開型合宿セミナー in 伊豆長岡」 於：寿荘（静岡県田方郡伊豆長岡町）「ボランティアはただ働きの代名詞か？」</p> <p>11月3日～4日 第3回中国四国ブロック大会（第12回日本福祉文化学会大会と兼ねる）</p>	
2002年	<p>大会 第13回日本福祉文化学会 in しずおか（第1回静岡県福祉文化研究セミナーを兼ねる） 於：裾野市民文化センター 「富士山麓 いのちと暮らしによりそう福祉文化の創造と推進」 ○基調報告「高知から静岡、そして埼玉へ 地域福祉と福祉文化の創造に向けて」 平田厚（静岡福祉文化を考える会代表） ○リレー講演「復活—花は実へ—」 外山富士雄（御殿場市神山復生病院） 「50年・福祉の流れを思い」 長谷川力（聖隷福祉事業団顧問） 「アフガニスタンの現状とカレーズの会の活動」 レシャード・カレド（NGO カレーズの会理事長） ○リレー講演総括「これからの福祉文化の課題」 一番ヶ瀬康子（日本福祉文化学会会長） ○総括シンポジウム コーディネーター：阪野貢（中部学院大学） シンポジスト：「地域福祉と福祉文化」 小野寺一雄（社会福祉法人 慶和会） 「福祉教育と福祉文化」板倉幸夫（静岡県福祉教育推進ネットワーク） 「自然・環境と福祉文化」安藤聡彦（埼玉大学） 「福祉サービスと福祉文化」萩原清子（関東学院大学）</p>	<p>3月23日 『福祉文化研究 第11号』発行 11月14日 実践・福祉文化シリーズ第4巻『地域社会と福祉文化』（明石書店）出版 11月20日 実践・福祉文化シリーズ第5巻『余暇と遊びの福祉文化』（明石書店）出版</p>
	<p>現場セミナー 第24回福祉文化現場セミナー 於：滝乃川学園（東京都） 「滝乃川学園と福祉文化～石井亮一・筆子の思想の現代的意義を探る～」 ○Aコース、Bコース ○チャペルコンサート</p>	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2002年	<p>9月21日～22日</p> <p>第25回福祉文化現場セミナー 於：水の駅 ビュー福島潟、豊栄市中央公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パネルディスカッション「水との闘いから学ぶ新たなコミュニティづくり」 ○「福島潟での自然と遊び」 <p>コーディネーター：藺田碩哉（日本福祉文化学会副会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊栄市社協法人化35周年記念講演「地域福祉と福祉文化」 一番ヶ瀬康子（日本福祉文化学会会長） ○対談「地域コミュニティと福祉」 一番ヶ瀬康子、小川竹二（豊栄市長） 	
	<p>8月18日～19日</p> <p>国際交流</p> <p>モンゴル国際福祉文化セミナー 於：ナイランダイ国際児童センター（ウランバートル郊外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講演会「モンゴルを知ろう」 「モンゴル国の現状」オユン（ゾリグ財団代表） 「国際児童センターの歩みと子どもの遊び・教育について」トクシン（国際児童センター所長） 「韓国の伝統遊び」金聖二（梨花女子大学教授） 「遊びが弱くなった子どもたち」藺田碩哉（日本福祉文化学会副会長） ○ワークショップ 「モンゴル・韓国・中国・日本の子どもの伝承遊び」 	
2003年	<p>11月29日～30日</p> <p>大会</p> <p>第14回日本福祉文化学会埼玉大会</p> <p>於：立教大学武蔵野新座キャンパス</p> <p>「いのちの重みと喜び～共に生きるための豊かな福祉文化の創造を～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「命の重みと喜び」 平沢保治（多摩全生園） ○鼎談「在日朝鮮人ハンセン病患者として生きて」 鼎談者：一番ヶ瀬康子、金奉玉、金永子 「福祉文化とは何か再考」研究報告討論会 司会：河島修（浦和大学・日本福祉文化学会副会長） 報告者：馬場清（浦和大学・日本福祉文化学会事務局長） 	<p>3月26日 『福祉文化研究 第12号』発行</p>

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2003年	<p>シンポジスト：藺田碩哉（実践女子短期大学・日本福祉文化学会副会長）、市川禮子（社会福祉法人尼崎老人福祉会理事長・日本福祉文化学会理事）、渡邊豊（新潟県社会福祉協議会・日本福祉文化学会理事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ワークショップ1「身体が言葉を越えてつながる時」—コンタクト・インプロビゼーションの世界— ワークショップ2「日本の伝統文化をとりいれて、生活の彩りを」—太鼓と日本民謡— ワークショップ3「遊びと福祉文化」 ワークショップ4「回想法」 ワークショップ5「アクティビティサービスに役立つ手遊び作り」 ワークショップ6「ヴォイストレーナーによる高齢者施設での音楽セッション法」 	
	<p>現場セミナー 第26回福祉文化現場セミナー 於：たんぼぼの家（奈良県奈良市） 「たんぼぼの家に学ぶ『福祉文化』」 ○対談、ワークショップ</p> <p>10月5日 第27回福祉文化現場セミナー 於：草津町（群馬県） 「ハンセン病の歴史と福祉文化」</p>	
	<p>地方ブロック 第4回中国四国ブロック大会 於：島根総合福祉専門学校（島根県広瀬町） 「変わることを根づくこと」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○記念公演 <ul style="list-style-type: none"> 劇団たいよう「あの日の授業」 ○基調講演「福祉の文化化と文化の福祉化」 一番ヶ瀬康子（日本福祉文化学会会長） ○記念講演「地域の中に『当事者主体』の風を吹かせよう」 中村宏子（ピア・カウンセラー、自立生活センター・松江代表） ○分科会 <ul style="list-style-type: none"> 第1分科会「当事者の声」、第2分科会「生活者の権利をどう守るのか」、第3分科会「実践から制度へ」 	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2003年	5月24日 静岡福祉文化を考える会公開型研修会 於：静岡市（静岡県） 「精神障害者の生活支援と福祉文化」	
2004年	2月28日～29日 現場セミナー 第28回福祉文化現場セミナー 於：兵庫県立淡路景観園芸学校、大阪人権博物館 リバティおおさか 「関西の福祉文化最前線 淡路景観園芸学校と大阪人権博物館を巡る旅」	3月25日 『福祉文化研究 第13号』発行 7月14日 実践・福祉文化シリーズ第2巻『子どもと福祉文化』（明石書店）出版 9月19日 第1回「福祉文化とは何かを考える研究会」 於：立教大学池袋キャンパス第12号館会議室（東京都豊島区） 報告者：河野康徳（昭和女子大学）、坂本道子（聖隷クリストファー大学） 11月23日 第2回「福祉文化とは何かを考える研究会」 於：立教大学池袋キャンパス第12号館会議室（東京都豊島区） 報告者：増子勝義（城西国際大学）、萩原清子（関東学院大学）
	6月26日 第29回福祉文化現場セミナー 於：仙台メディアアーク（宮城県仙台市） 「入所施設解体と福祉文化 宮城県船形コロニーの解体プロセスから学ぶ」 ○オリエンテーション「福祉文化とは何か」 加藤美枝（仙台白百合女子大学） ○基調講演「みやぎ知的障害者施設解体宣言の意義と課題」 浅野史郎（宮城県知事） ○基調報告1「船形コロニー解体プロセスの現状と課題」 小野隆一（宮城県福祉事業団） ○基調報告2「船形コロニー解体プロセスとその評価」 杉田穂子（立教女学院短期大学） ○シンポジウム1「わが国における入所施設解体の意義と可能性」 ○シンポジウム2「わが国における入所施設解体の可能性と今後の課題」 シンポジスト：原田将寿（国立のぞみの園）、小野隆一（宮城県福祉事業団）、松村真美（長崎コロニー雲仙）、杉田穂子（立教女学院短期大学） コーディネーター：河東田博（立教大学） まとめ：加藤美枝（仙台白百合女子大学）	
	3月7日 地方ブロック 第5回中国四国ブロック大会 於：香川短期大学 「だれもが生きがいのある人生を送るために—すべての住民が主体となる福祉文化の創造を—」 ○基調講演「しょうがいをもつ本人が主体となる福祉文化創造のために」 河東田博（立教大学コミュニティ福祉学部教授）	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2004年	<p>10月30日～31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分科会：「当事者活動」、「地域ネットワークづくり」、「権利を守るために」 ○パネルディスカッション「すべての住民が主体となる福祉文化とは」 <p>第2回関東ブロック大会 於：群馬県社会福祉総合センター他（群馬県前橋市） 「かかあ天下の福祉文化を育む 上州の地域の中で」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現場セミナー 社会福祉法人新生会 分科会1「高齢者施設における文化活動」鈴木育三（新生会）、「こころ豊かな人づくり」妹尾信孝（日本福祉教育研究所）、「自治会をベースにした高齢者の支援」、金谷征夫（広瀬サンサポート） 分科会2「野の母とうどん打ち」稲葉泰子（於波良岐常民学舎）、「上州の民話の中の女たち」、持谷靖子（与謝野晶子旅の文学館）、「地域づくりと女性の力」寺崎喜三（自由工房） 分科会3（ワークショップ）「福祉レクリエーションの実践と体験」浮田千枝子（群馬松嶺福祉短期大学）、「子どもから高齢者まで新しい福祉に活かすムーブメント教育・療法の体験」飯村敦子（鎌倉女子大学） ○講演会「いのちを紡ぐ福祉文化」 一番ヶ瀬康子（長崎純心大学） 	
	<p>12月11日</p> <p>第6回中国四国ブロック大会 於：山口県立大学（山口県山口市） 「遊びをせんとや生まれけん～一人ひとりが活きる地域の福祉文化創造に向けて～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「“遊びごころ”と福祉文化」 一番ヶ瀬康子（長崎純心大学） ○分科会1「障害者と生活の質」 分科会2「子どもたちと〈遊び〉」 分科会3「痴呆性高齢者と〈遊び〉」 分科会4「音・音楽と癒し」 分科会5「関係性の癒し〈スヌーズレン〉の世界」 ○オプションツアー「重源の郷であそぶ～癒しの石風呂体験～」 	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2005年	<p>1月29日～30日</p> <p>大会 第15回日本福祉文化学会兵庫大会 於： 神戸ファッション美術館オルビスホール 他（兵庫県神戸市） 「震災復興とユニバーサル社会 豊かな福祉社会の創造を」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講演Ⅰ「震災復興と福祉文化の創造」 一番ヶ瀬康子（長崎純心大学） ○講演Ⅱ「阪神淡路大震災の教訓を生かしたユニバーサル社会の形成」 澤村誠志（兵庫県立リハビリテーションセンター） ○リレートーク「震災後10年の取り組みと今後の課題」 報告者1「最後の一人まで見捨てない」 黒田裕子（阪神高齢者・障害者支援ネットワーク） 報告者2「障害者を中心に組み組んだ復興のまちづくりから支援費の取り組みへ」 清水明彦（のまネット西宮） 報告者3「子どもの心のケアへの取り組みと未来へのメッセージ」 藤井昌子（色彩楽園） ○大会セレモニー 合唱 阪神大震災鎮魂組曲『1995年1月17日』、和太鼓『輪田鼓』 ○ワークショップ「福祉レクリエーション・ワークショップ」 ○喜楽苑実践報告 ○講演Ⅲ「防災と居住福祉」 早川和男（長崎総合科学大学） ○フィールドワーク 兵庫県立人と防災センター、南芦屋浜災害復興公営住宅生活援助員24時間常駐型シルバーハウジング <p>11月26日～27日</p> <p>第16回日本福祉文化学会新潟大会 於：蓬平温泉「和泉屋」 「がんばろう新潟～災害から学ぶ 地域の絆 家族の絆～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リレートーク「新潟の現場～被災地からの報告～」 報告者1 鍋嶋弘樹（三条市社会福祉協議会） 報告者2 本間和也（長岡市社会福祉協議会） 	<p>3月31日 『福祉文化研究 第14号』発行</p> <p>6月 『講演録 第15回日本福祉文化学会兵庫大会』発行</p> <p>8月 『2005 韓・日・中・蒙 国際福祉文化学会』発行</p> <p>9月 『日本福祉文化学会第5回中国・四国ブロック大会報告集』発行</p>

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2005年	<p>報告者3 川瀬和敏（にいがた災害ボランティアネットワーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別講演 「被災から再建 そして復興への道のり」 金内智子（和泉屋） ○映画上映『ボクの村のトンネル ～手掘りの中山隧道～』 解説：市嶋彰（箸専門店にほんぼう） ○記念シンポジウム「がんばろう新潟～災害から学ぶ 地域の絆 家族の絆」 コーディネーター：石田易司（桃山学院大学） アドバイザー：一番ヶ瀬康子（長崎純心大学） シンポジスト：小山剛（高齢者総合ケアセンターこぶし園）、多田千尋（芸術教育研究所） ○福祉文化交流分科会 全12分科会に分かれて開催 ○越後昔夜話 語り部：おおがけきみこ ○第1回福祉文化実践学会賞授賞式 「新潟福祉文化を考える会」 ○オブショナル研修：旧山古志村民が生活する仮設住宅集会所の訪問と交流” 	
	<p>現場セミナー</p> <p>3月12日～13日 第30回福祉文化現場セミナー（福祉文化セミナー in 新潟・県北） 於：岩船地域広域教育情報センター（新潟県村上市） テーマ：地域で暮らす人々を生き生きとさせるものとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町屋のお人形様巡りフィールドワーク ○講演「町屋のお人形様めぐり」 山上あづさ（村上商人会） ○記念講演「町屋のお人形様めぐりと福祉文化の創造」 多田千尋（芸術教育研究所） ○山北町・朝日村フィールドワーク（生業の里コース・玩具館藻塩コース） 	
	<p>国際交流</p> <p>8月5日～8日 第5回東北アジア福祉文化国際セミナー in 韓国 於：韓国 水原市・扶安市等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告 河東田博（立教大学）「日本の障害者福祉の実態と課題」 洪金子（東京福祉大学）「韓国における廃鉱地域障害者の福祉問題と課題」 	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2005年	<p>Munkhjargal Nyamaa「モンゴルの福祉と福祉文化」</p> <p>馬場清（浦和大学）「福祉文化とは何か」</p> <p>安香林（水原女子大学）「不便ではあるかもしれないが、不幸にはならない」</p> <p>岡真澄（埼玉県立盲学校）「視覚障害者の文化活動とその支援」</p> <p>金貞蘭（建国大学校）「昔話に現れる障害者福祉と物語文化」</p> <p>石井孝子（東京家政学院大学）「介護福祉教育と福祉文化の構築」</p> <p>李海英（水原科学大学）「高齢社会の到来と福祉文化」</p> <p>塩田公子（青葉学園短期大学）「養護学校と福祉文化」</p> <p>○韓国文化体験、水原華城見学、来蘇寺見学</p>	
	<p>7月28日</p> <p>地方ブロック</p> <p>北海道ブロック 福祉文化を考えるタベ 於：北海道浅井学園大学</p> <p>○講演「福祉文化を考える」 一番ヶ瀬康子（長崎純心大学）</p>	
	<p>10月8日</p> <p>東北ブロック 地域福祉フォーラム2005 ～地域と語り、育むサービス～ 於：富谷中央公民館（宮城県富谷町）</p> <p>○基調講演「暮らしを支える地域の力」 一番ヶ瀬康子（長崎純心大学）</p> <p>○パネルディスカッション</p> <p>第1会場 「地域の力を生かした介護予防」</p> <p>第2会場「生活の場づくり」</p> <p>第3会場 「多様・多次元の課題に応える」</p> <p>○全体会</p>	
2006年	<p>大会</p> <p>第17回日本福祉文化学会さいたま大会 於：浦和大学（埼玉県さいたま市）</p> <p>テーマ：福祉文化創造の当事者をめざす～福祉の転換期を迎えて～</p> <p>○シンポジウム「福祉文化創造の当事者をめざす～福祉の転換期を迎えて～」</p> <p>シンポジスト：島崎潔（社会福祉法人信濃の星）、田島隆宏（NPO 法人 CIL ひこうせん）、松森果林（エッセイスト）</p>	<p>3月31日 『福祉文化研究 第15号』発行</p> <p>3月31日 『日本福祉文化学会実践報告集 第1集』発行</p>

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2006年	<p>コーディネーター：河東田博（立教大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉文化交流分科会 全15分科会に分かれて開催 ○福祉文化フェスティバル「アフリカンパーカッション」 演奏：新倉壮朗 with friends ○記念講演「いのちの頂点を生きる ～音楽療法・新老人・そして私の生き方」 講師：日野原重明（聖路加国際病院） ○第2回福祉文化実践学会賞授賞式「NPO 法人音楽の砦」 ○ミニシンポジウム「福祉施設と教育機関の連携について」 講師：一番ヶ瀬康子（長崎純心大学）、黒澤貞夫（浦和大学）、加藤美枝（仙台白百合女子大学） ○SELP 展示販売会、埼玉の伝統文化展示会、田島隆宏写真展他 	
	<p>9月16日～17日</p> <p>現場セミナー 第31回福祉文化現場セミナー越後地域福祉文化塾 於：佐渡市周辺（石川県） 「福祉を支える地域の絆」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演・映画上映・温泉視察・お寺での法話 	
	<p>3月5日</p> <p>地方ブロック 第7回中国四国ブロック愛媛大会 於：松山市総合福祉センター 「“おせったい”と福祉文化—“おせったい”は福祉文化をつなぐかけはし」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「“おせったい”と“おせっかい”」 講師：天野祐吉（コラムニスト） ○分科会 第1分科会「子どもの育ち、地域の育ち」 第2分科会「わたしたちにできること」 第3分科会「災害復旧ボランティア活動」 第4分科会「市町村合併後の新たな課題」 <p>3月18日</p> <p>第2回関東ブロック茨城大会 於：ふれあいの里石岡ひまわりの館（茨城県石岡市） 「できることからはじめよう!!—住民・施設・行政とで手を取り合って」</p>	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「重度知的障害者が地域で生活していくために」 講師：河東田博（立教大学） ○シンポジウム「重度知的障害者の地域支援を考える」 シンポジスト：仲野谷昭浩（石岡市役所）、矢津田英治（石岡市在住）、長谷川浅美（しろがね苑） コーディネーター：米田宏樹（筑波大学） 	
	5月27日 関東ブロック第1回東京福祉散歩 於：四谷・巣鴨・大塚周辺 <ul style="list-style-type: none"> ○二葉幼稚園・聖ヒルダ養老院跡・巣鴨家庭学校跡・東京養老院跡などの見学 	
	9月 中国四国ブロック第2回岡山福祉文化を語る会 「石井十次が孤児救済に至るまでの素因」	
	9月16日～17日 北陸ブロック現場セミナー・越後地域福祉文化塾 於：佐渡市周辺 「福祉を支える地域の絆」 <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演、映画上映、温泉視察、お寺での法話 	
	11月3日 東北ブロック地域福祉フォーラム2006 栗原市民公開講座 於：栗原市鶯沢振興センター（宮城県栗原市） <ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「暮らしと文化を育む地域の力」 延藤安弘（愛知産業大学大学院） ○自由報告、全体会 	
11月12日 第1回九州ブロック長崎大会 於：社会福祉法人ほかにわ共和国体育館（長崎県南島原市） <ul style="list-style-type: none"> ○記念シンポジウム「福祉文化の過去・現在・未来」 シンポジスト：一番ヶ瀬康子（長崎純心大学）、津曲裕次（長崎純心大学）、志賀俊紀（社会福祉法人ほかにわ共和国） ○ドキュメンタリー映像「僕らはいつも片方の靴」 ○実践報告「音楽と織物で創造する福祉文化」 		

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2007年	<p>11月17日～18日</p> <p>大会 第18回日本福祉文化学会北海道大会 於：北翔大学（江別市）、北翔大学北方圏学術情報センター「ポルト」（札幌市） テーマ：福祉の再生と未来を語ろう—地域・関わり・環境の持つ力から福祉文化を考える— ○記念講演「地域医療改革による文化形成」 講師：前沢政次（北海道大学） ○福祉文化交流分科会 全8分科会に分かれて開催 ○特別講演「私たちの経済活動」 講師：浦河べてるの家 ○シンポジウム「福祉のまちづくりの未来—福祉のまちづくりコンクールの10年から学ぶ—」 ○第3回福祉文化実践学会賞授賞式「わかりやすいけいかくづくりいいんかい」（東京都国立市）</p>	<p>3月31日 『福祉文化研究 第16号』発行 3月31日 『日本福祉文化学会実践報告集 第1集』発行 11月23日 日本社会福祉系学会連合事業第2回シンポジウム 於：東洋大学白山キャンパス（東京都文京区） ○日本福祉文化学会・社会事業史学会・日本仏教社会福祉学会からの報告</p>
	<p>5月25日</p> <p>現場セミナー 第32回福祉社文化現場セミナー 於：川崎ドリームの郷（宮城県柴田郡） ○小規模多機能型地域ケアホームの見学</p>	
	<p>2月18日</p> <p>地方ブロック 中国四国ブロック第3回岡山福祉文化を語る会 「朝日訴訟から50余年～いま生きる権利は～」</p> <p>3月4日</p> <p>第8回中国四国ブロック広島大会 於：福山市立女子短期大学 「共生・協働のまちづくりと福祉文化」 ○シンポジウム「共生（ともいき）・協働のまちづくりと福祉文化」 シンポジスト：曾根智子（ひだまりの家）、安川悦子（福山市立女子短期大学）、山口利勝（第一福祉大学） ○分科会、アトラクション・歌曲集「歳をとるほど大胆になるわ」（全6曲）、基調講演</p>	

	大会他主な活動	学会のその他の活動	
2007年	3月10日	<p>関西ブロック会員交流会 於：キャンパスプラザ京都 ○08年度京都大会実行委員会発足に向けて、関西ブロック活動の活性化に向けて</p>	
	4月7日 ～8日	<p>北陸ブロック 越後地域福祉文化塾 in 安塚 於：上越市</p>	
	5月13日	<p>中国四国ブロック 岡山福祉文化を語る会 「筆あそびを通じて書の社会化～障害者の社会参加と障害者アートの社会的価値～」</p>	
	5月26日	<p>東北ブロック 現場セミナー 於：川崎ドリームの郷（宮城県柴田郡） ○小規模多機能型地域ケアホームの見学</p>	
	8月27日	<p>中部東海ブロック 研究集会 於：県民ふれあい会館（岐阜県岐阜市） ○小地域福祉教育の推進を図る静岡市清水区の取り組みの事例研究</p>	
	12月1日	<p>第4回関東ブロック大会（神奈川大会） 於：茅ヶ崎リハビリテーション専門学校（神奈川県茅ヶ崎市） 「わたし流の福祉文化～その実践から人生を学ぶ～」 ○座談会「今が旬・神奈川のユニークな活動」 ○トークセッション「地域を拓き文化を創り、人生を楽しむ」他</p>	
12月9日	<p>第9回中国四国ブロック大会 於：石井町中央公民館・石井小学校（徳島県名西郡）「つながり」 ○記念講演「つながり」講師：横石知二（株式会社いろどり） ○分科会 福祉と司法と地域連携、地域で暮らす～就労と自立～、地域医療、本人部会 ○シンポジウム「私たちを支えている家族、友人、職場の人たち、支援者」 ○岡山福祉ウォーク</p>		

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2007年	<p>12月16日 第2回九州ブロック熊本大会 於：総合ケアサポートセンター天寿園（熊本県熊本市） 「有明海・福祉文化サミット in 天寿園」 メンバー 米満淑恵（天寿園）、小関みどり（グループホームふるさとの家「城下」）、志賀俊紀（ほかにわ共和国）、落合明美（高齢者住宅財団）他</p> <p>沖縄ブロック定例会（毎月第2土曜日） ○「おもちゃ・遊びフェスタ」への参加、福祉文化講演会、「みんなの音楽会」等</p>	
2008年	<p>大会 第19回日本福祉文化学会京都大会 於：平安女学院大学京都キャンパス 「温・故・知・新～ふるきものとあたらしきもののハーモニー～」 ○基調講演「社会福祉事業における文化の意義と役割—促進と妨害の作用をめぐって—」 岡本民夫（同志社大学名誉教授） ○福祉文化交流会「京都福祉史跡探訪ツアー」（全9コース） ○ミニ史跡探訪ツアー ○リレートーク「町衆の福祉活動」 スピーカー：京都府社会福祉協議会（地域福祉の変遷）、京都ボランティア協会（京都福祉史跡ガイド作成秘話）、春日デイケアセンター（春日小学校の廃校利用） ○記念講演「まちづくりと市民の福祉活動—伝統文化を今に活かす、空海の思想をてがかりとして—」 池上惇（文化政策・まちづくり大学院大学設立発起人・京都大学名誉教授）</p>	<p>3月31日 『福祉文化研究 第17号』発行 3月9日 緊急シンポジウム「アクティビティサービスの明日を考える」 於：早稲田大学国際会議場（東京都新宿区） テーマ：アクティビティサービスの明日を考える～高齢者の生活文化と生きがいのために～ ○基調講演「いま、レクリエーション、アクティビティが危ない」 講師：茵田碩哉（実践女子短期大学） ○記念講演「高齢者の生活を支える福祉文化の創造」 講師：市川禮子（あしや喜楽苑） ○緊急提言「レクリエーションやアクティビティはなぜ必要なのか」 ○パネルディスカッション「アクティビティサービスの明日を考える」 7月 河島修、厚美薫、日本福祉文化学会『日本福祉文化学会現代日本の高齢者生活年表—1970-2007』（日本エディタースクール出版部）出版</p>
	<p>11月15日～16日 現場セミナー 第33回福祉文化現場セミナー 於：小出ボランティアセンター（新潟県魚沼市） 「笑顔あふれる魚沼の福祉」 ○報告1「新潟県内の福祉文化活動の取り組み」 渡邊豊（日本福祉文化学会理事） ○報告2「NPOが取り組む地域福祉活動」 大島雪子（NPO法人笑顔の里 地域の茶の間となりの家代表）</p>	

	大会他主な活動	学会のその他の活動
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講演「笑顔あふれる魚沼の福祉のために」 永山誠（昭和女子大学人間社会学部福祉環境学科 学科長・教授） ○ フィールドワーク1～雪国の民家を描く画家 早津剛を訪ねて～ ○ フィールドワーク2～山間地の集落などを訪ねて～ 	
	<p>12月7日</p> <p>地方ブロック 中国四国ブロック大会2008 於：岡山市立妹尾小学校（岡山県） 「スポーツ・音楽、そして福祉文化一街と人をもっと元気に」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パネルディスカッション「妹尾発、街と人をもっと元気に」 コーディネーター：新田幸子（日本福祉文化学会員、岡山済生会看護専門学校副校長） パネラー：吉田功（NPO 法人岡山県健康管理士会事務局長）、原田肇（妹尾CD制作実行委員会副会長）、佐伯典彦（三重県・デイサービスセンターあおやま「百々」生活相談員） ○ 川相昌弘 “直伝野球教室” 川相昌弘（中日ドラゴンズ コーチ／岡山市出身） ○ 対談&音楽セッション 川相昌弘／松原徹（NPO 音楽の啓事理事長） 	

（作成 日本福祉文化学会 事務局長 安倍大輔）

資料編

2010年度日本文化学会事業報告

1 大会

第21回 日本福祉文化学会 長崎大会

テーマ：「福祉文化学の発展へ ～一番ヶ瀬福祉文化学の開花～」

日 時：2010年11月6日(土)7日(日)

会 場：長崎純心大学

参加者：78名

第1日目 恵の丘長崎原爆ホームで「被爆者自らの被爆劇」鑑賞

基調講演「一番ヶ瀬初代会長の足跡と歴史的進化」講師 津曲裕次氏

シンポジウム「創造的福祉文化学」

総会・懇親会・ポスターセッション

第2日目 分科会およびワークショップ

2 各地方ブロック活動

●北海道ブロック

●東北ブロック

・東北ブロック役員会議を2010年8月31日(火)に行い、年内に共同募金をテーマとする研究会開催をめざし検討。

・宮城県富谷町地域福祉フォーラムの後援（名義のみ）

●北陸ブロック

・福祉文化セミナー in 燕三条

☆おもちゃ福祉文化講演会&グット・トイで遊ぼう☆

日 時：2011年2月19日(土)から20日(日)

1日目 「木育おもちゃで安心子育て」講師 多田千尋氏（東京おもちゃ美術館館長）

「木育ミュージアムとしての東京おもちゃ美術館」講師 馬場清氏（認定NPO法人日本グット・トイ委員会事務局長）

「地域で支える子育て&活動団体紹介」発表者関崎智弥氏（燕市児童研修館こどもの森館長）

会場 燕市児童研修館こどもの森

2日目 「グット・トイで遊ぼう&出張おもちゃ病院」

会場 燕市児童研修館こどもの森

●関東ブロック

・関東ブロックセミナー

日 時：2010年12月3日(金)

会 場：東村山市 救護施設「村山荘」

第1部 施設見学とお話（次年度開設の保育園と介護施設についての概説）

第2部 講演とミニコンサート

ミニコンサート「福祉をテーマにした歌曲その1」福祉音楽グループ ピアウエル

講演「地域に根ざした幼老統合ケア」マーレー寛子氏（社会福祉法人 子羊会）

第3部 ワークショップ「リハビリと地域交流のための卓球療法」（実技 長渕晃二氏）

他に作品展&書籍展示コーナー

●中部東海ブロック

・広報紙の発行

（1）「OUR LIFE61号」2010年5月16日

（2）「OUR LIFE62号」2010年7月31日

（3）「OUR LIFE63号」2010年10月15日

・研修活動

（1）静岡県委託事業「一人でも安心して暮らせる地域づくり事業」公開型研修会

第1回 2010年7月31日 テーマ「一人でも安心して暮らせるご近所の支え合いとは」

第2回 2010年10月17日 テーマ「追跡討論—サロンは何をめざすのか」

「事例発表」「グループワーク」「全体会」

第3回 2010年11月23日 テーマ「地方発 福祉文化の創造」

※第9回静岡県福祉文化研究セミナーとして位置づけて実施

「基調報告」「調査報告」「公開型討論」

（2）全体研修会「これまでとこれから～静岡発 福祉文化の創造～」2010年4月18日

・調査研究事業

「いまこそ地域に福祉文化を拓く」—生活圏域における真の支え合いとはなにか、生活者の本音に迫る調査— 2010年9月実施 10月回収 11月現在1,290人回収済み

●関西ブロック

・2010年度「関西ブロック研究会」を立ち上げ、5月以降2ヶ月に1回のペースで研究会を開催。2011年の大阪大会実行委員会として活動を開始している。

・2010年5月17日 第1回関西ブロック研究会 産経新聞厚生事業団会議室

・2010年7月12日 第2回関西ブロック研究会 産経新聞厚生事業団会議室

・2010年9月18日 第3回関西ブロック研究会 桃山学院大学

・2011年1月17日 第4回関西ブロック研究会 産経新聞厚生事業団会議室

・2011年3月19日 第1回大阪大会実行委員会 阿倍野区民センター

●中国・四国ブロック

・第12回ブロック大会 テーマ「人と人のつながりから生まれる福祉文化の創造」
～しょうがいを持つ人の生活の場における実践活動～

日 時：2011年1月23日(日)

会 場：徳島文理大学

基調講演「しょうがいを持つ人のたちへの新たな取組みの理念と評価」

徳島文理大学保健福祉学部理学療法学科 小嶋 裕先生

第一分科会「しょうがいを持つ人の働くことを考える」

第二分科会「しょうがいを持つ人の生活と暮らしを考える」

●九州ブロック

●沖縄ブロック

3 各種委員会活動

●研究委員会

●企画委員会

・長崎大会「福祉文化実践例の公募」

公募数4編 選考結果4編のうち3人の方が長崎大会で発表。

●広報委員会

・福祉文化通信64号 2010年7月30日発行

・新事務局と連携してホームページ・メルマガを活用した情報発信

●『福祉文化研究』編集委員会

・『福祉文化研究』vol.20の原稿募集と査読および編集を行った。

特集テーマ1「福祉文化の視点から子どものいまを考える」

特集テーマ2「20年を迎えた日本福祉文化学会のこれから」

投稿数 論文 8編 研究ノート 1編

掲載数 論文 1編 研究ノート 5編 その他(資料) 1編

特集1については会員に対してテーマに即した理論編と実践編の原稿を依頼した。また、特集テーマ2では、第20回東京大会の報告を踏まえながら、学会のこれからの方向について大会当日の関係者に原稿を依頼した。資料編には東京大会資料にも掲載された学会の20年の歩み(年表)を改めて掲載して、20号記念の資料とした。

・『福祉文化研究』vol.21の企画

・編集委員会開催状況と完成予定

2010年9月12日 10月30日 12月11日および2011年3月27日(予定)

完成予定 2011年3月25日

・その他 2011年度からの編集事務局の場所の変更およびそれに伴う規約改正。

2011年4月以降、原稿などの送付先および編集事務局を中野の学会事務局とする。

●実践報告集委員会

- ・福祉文化実践報告集第4号の発行（2010年6月30日）
9編の応募 内8編を4号に掲載。残りは編集の都合で5号に掲載予定
- ・締切り期日変更に伴い投稿規定の変更
毎年10月末締切を12月末に変更して募集を募る

●将来構想委員会

●国際交流委員会

- ・中国四川省「社会福祉フォーラム」（日本福祉文化学会共催）13カ国から参加
- ・日本福祉文化学会からは石田および沈両副会長が参加

4 学会企画特別イベント

- ・2010年度日本福祉文化学会 福祉文化セミナー
テーマ「スウェーデンから学ぶ福祉文化」
日 時：2010年11月13日(土)
会 場：立教大学池袋キャンパス
共 催：立教大学地域移行研究センター
後 援：立教大学社会福祉研究所
講演1「スウェーデンの福祉文化実践から何を学べるか」河東田博（立教大学教授）
講演2「スウェーデン障がい福祉文化実践（教育・福祉）から学ぶ」石井バーグマン麻子（福井大学教授）
講演3「スウェーデンの福祉文化を日本に」グスタフ・ストランデル（横浜倶楽部総支配人）
鼎談「スウェーデンと日本の福祉文化を語る」上記3名による

5 福祉文化通信

第65号 2011年3月発行予定

6 研究誌

『福祉文化研究』vol.20号刊行予定（2011年3月）

7 出版・刊行

新・福祉文化シリーズ 第3巻「新しい地域づくりと福祉文化」(日本福祉文化学会編集委員会 編集代表：磯部幸子 マーレー寛子 島田治子 2010年11月) 第4巻「災害と福祉文化」(日本福祉文化学会編集委員会 編集代表：渡邊豊 2010年11月)

8 会議

●理事会・評議員会

第1回理事会

日 時：2010年5月29日(土)

会 場：立教大学池袋キャンパス (東京都豊島区)

第2回理事会・第1回評議員会

日 時：2010年11月6日(土)

会 場：長崎純心大学 (長崎県長崎市)

第3回理事会

日 時：2011年3月13日(日) (東北地方太平洋沖地震のため6月に延期)

会 場：立教大学池袋キャンパス (東京都豊島区)

●事務局

事務局会議・作業等

・定例事務局会議 於：芸術教育研究所

2010年4月15日(木)、5月20日(木)、6月24日(木)、7月22日(木)、10月21日(木)、12月9日(木)、2011年3月3日(木)

・拡大事務局会議 於：立教大学池袋キャンパス

2010年9月16日(木)、2011年1月20日(木)

日本福祉文化学会

これまで社会福祉はいわゆる救貧対策的なものとしてとらえられ、どちらかというとき暗いイメージがつきまとっていました。

急速に少子・高齢化が進展しつつある日本では、家族機能が変化し、福祉に対するニーズも多様化してきました。障害者の自立と社会参加も進み、健康で文化的な生活を求めて、自らが望むサービスを自己選択しようという動きも大きくなりつつあります。福祉は「だれもが、いつでも、どこでも、必要なサービスを受けられる」システムへと、大きく転換しなければならない時代になってきたのです。

本来福祉は「人間としての幸せを求める日常生活での努力」であり、障害の有無にかかわらず、人が人として自分の人生を精一杯生ききるプロセスをサポートするものでなければなりません。

このような時代に福祉はどうあるべきか、また福祉への積極的な努力の實りとして、文化をはぐくむことができればという趣旨のもと、1989年に設立されたのが「日本福祉文化学会」です。本学会では会員一人ひとりが「福祉」を全ての人が生き生きと生きることをサポートするものにとらえ、福祉に文化の息吹を吹き込もう、という思いでこれまで多岐にわたる活動をしてきました。

現在日本各地の福祉の現場では、さまざまな文化活動が行われ、人々の生活に彩りを添えています。また、文化における成果を福祉の中に組み入れ、その地域をも豊かにしていく取り組みもあちこちに根付き始めています。

そんなひとつひとつの実践に学びながら、各地で思いを同じくする人々と「文化としての福祉」をともに織り紡ぎ、大きなネットワークを創っていきませんか。

活動の内容

・大会（年1回開催）

1年間の活動の総まとめです。記念講演、研究発表、分科会ごとの討論のほか、さまざまな文化活動の発表の場も設けます。会員相互の活動・研究の交流の場でもあり、その地域ならではの文化を味わいながら熱い議論を交わします。

・現場セミナー（年2回開催）

「現場から学ぶ」姿勢を大切にしてきた本学会の重要イベントのひとつです。ユニークな福祉文化活動を行っている施設や地域を訪れ、現場の空気に触れながら福祉文化について議論をします。泊まり込みで夜を徹して交流することもあります。

・国際交流

諸外国の福祉文化実践を学ぶとともに、日本の福祉文化の現状を紹介する国際交流の場です。韓国・中国との定期的な交流を通じ、国際会議・施設見学などを行っています。21世紀に入った2002年にはモンゴルも加わり、東アジアに福祉文化のネットワークを構築することをめざしています。

- ・研究部会

同じ関心を持った会員同士が集まり、福祉文化について自由に語り合います。介護における文化、福祉レクリエーション、福祉文化とは何か、高齢者のアウトドア活動、福祉文化教育など、テーマは多彩です。

- ・地方ブロック

福祉文化をキーワードとして、各地方ブロックごとにさまざまな活動を行います。地方で大会を開催する場合は、運営事務局機能も果たしています。

- ・シンポジウムの開催

タイムリーな福祉文化の話題についてシンポジウムを行っています。各種団体がシンポジウムなどのイベントを開催する場合、その活動を後援することもあります。

- ・研究誌、学会通信、図書の発行

研究誌『福祉文化研究』（年1回発行）

福祉文化についての学術研究を掲載する研究誌です。論文、研究ノート、現場実践論など福祉文化についての最新の研究が掲載されています。

実践報告『福祉文化実践報告集』

福祉文化の視点を踏まえた全国の実践活動報告集です。各地域で行われている実践活動が紹介されています。

年次報告

当学会の年間活動報告集です。各事業報告、活動報告のほか年度内に発行した「通信」、委員会・事務局便りなど1年間の活動が1冊に集約されています。

通信『福祉文化通信』（年4回）

「福祉文化人に聞く（インタビュー）」、「地方発福祉文化」、「事業報告」、「読書案内」、「インフォメーション（イベント情報）」など日本や諸外国の福祉文化についてのホットな情報を掲載しています。

福祉文化ライブラリー（既刊15冊）

おしゃれ、遊び、旅行、食事、ライフスタイルなど、人々の生活を豊かにする知恵と工夫が満載。福祉文化とは何かについて学ぶのに最適な書籍です。

実践・福祉文化シリーズ（全5冊）

日本福祉文化学会10年のあゆみを「高齢者」「障害者」「子ども」「地域」「遊びと余暇」の5つの視点からまとめたシリーズ。豊富な実践例の紹介とその理論化によって、21世紀の福祉のあり方が学べます。

新・福祉文化シリーズ（全5冊発刊予定） 現在第4巻まで刊行。

学会の運営

総会を最高議決機関とし、そこで選出された役員が総会の決定事項を執行します。

〈役員〉

会長	河東田 博（立教大学）
副会長	石田 易司（桃山学院大学） 沈 潔（日本女子大学）
顧問	藺田 碩哉（実践女子短期大学）
理事	相内 眞子（北翔大学） 五十嵐 真一（柏崎市役所） 磯部 幸子（浦和大学） 遠藤 美貴（立教大学大学院） 加登田 恵子（山口県立大学） 小池 和幸（仙台大学） 小坂 享子（神戸学院大学） 坂本 道子（聖隷クリストファー大学） 志賀 俊紀（長崎県ほかにわ共和国） 島田 治子（目白大学） 長渕 晃二（社会福祉法人村山苑） 永山 誠（昭和女子大学） 平田 厚（静岡福祉文化実践研究所） 本多 洋実（日本体育大学） 増子 正（東北学院大学） 松原 徹（NPO 法人音楽の砦） マーレー 寛子（社会福祉法人小羊会） 和田 佳名子（京都女子大学）
評議員	雨宮 洋子（総合ケアセンター泰生の里） 池 良弘（日本福祉医療専門学校） 池田 昌弘（NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター） 浮田 千枝子（群馬松嶺福祉短期大学） 大島 道子（静岡英和学院大学） 木村 たき子（日本子ども家庭総合研究所） 國光 登志子（立正大学）

小沼 肇（小田原女子短期大学）
千葉 和夫（社会事業大学）
津曲 裕次（長崎純心大学）
萩原 清子（関東学院大学）
事務局長 渡邊 豊（新潟県社会福祉協議会）
事務局次長 関矢 秀幸（柏崎市社会福祉協議会）
監 事 相羽 利子（新潟県行政書士会）
齋藤 孝夫（渋川市社会福祉協議会）

〈会 員〉

・個人会員・学生会員

本会の趣旨に賛同し、さらに研究実践活動に積極的に参加する意思を持ち、所定の会費を納入した者。

・団体会員

本会の趣旨に賛同した団体にして、所定の会費を納入し、評議員会において承認した者。

・賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会に経済的、その他の援助を与えるもので、評議員会で推薦した者。

◇特 典◇

学会の諸活動に参加し、学会通信・研究誌などの配布を受けられる。

〈年会費〉

個人会費	10,000円
学生会員	5,000円
団体会員	一口20,000円以上
賛助会員	一口50,000円以上

日本福祉文化学会規約

第1章 総 則

第 1 条 (名 称)

この会は日本福祉文化学会、英文では Japanese Society for the Study of Human Welfare and Culture という。

第 2 条 (事務所)

この会の事務所は、東京都中野区新井2-12-10におき、全国にブロックをおく。ブロックは、北海道ブロック、東北ブロック、北陸ブロック、関東ブロック、中部・東海ブロック、関西ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック、沖縄ブロックとし、ブロックに関する細目は、別にこれを定める。

第2章 目的および事業

第 3 条 (目 的)

この会は福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化学の研究・実践活動を進めることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 毎年1回大会を開く。なお、必要に応じ、臨時大会を開くことがある。
2. 福祉ならびに福祉文化学の共同研究を行う。
3. 研究会・国際会議を開催する。
4. 研究誌、実践報告集、年次報告、通信、図書などを編集および発行する。
5. 福祉文化学の研究・実践活動を目指すグループなどとの連携・共同研究を行う。
6. その他の必要な事項に関する事業を行う。

第3章 会 員

第 5 条 (会員・会員の権利)

会員は、本会の趣旨に賛同し、会費納入など所定の手続きをし、入会にあたり、所属ブロックを申請した者とする。会員には「個人会員・学生会員・団体会員」がある。大学・大学院等に在籍している学生であっても正規職に就いている場合は個人会員とみなす。なお、会員は次の権利をもつ。

1. 会員は、総会における議決権、役員の選挙権・被選挙権を行使する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
2. 会員は、大会において研究発表を行い、『福祉文化研究』や『福祉文化実践報告集』に投稿する。ただし団体会員においてはその代表者および副代表者に限る。
3. 会員は、『福祉文化通信』、『福祉文化研究』、『福祉文化実践報告集』などの配布を受ける。

4. 会員は、この会が主催する事業に参加する。

第 6 条 (退会および除名)

会員は、本人の申し出により退会することができる。なお、会員が会費を3年以上にわたって滞納した時は、退会したものとみなす。また、会員が著しく本会の名誉を傷つけた時、理事会は審議のうえで、その会員を除名することができる。

第 7 条 (名誉会員・賛助会員)

会員のほかに、名誉会員、賛助会員をおく。

1. 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会において推薦し、総会において承認をえた者とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、理事会が承認したものとす。

第 4 章 機 関

第 8 条 (役 員)

本会の事業を運営するために、次の役員をおく。役員任期は三ヶ年とし、二期六年を原則とする。

1. 会 長 一名 理事の互選によって選出し、この学会を代表する。
2. 副会長 二名 理事の中から会長が任命し、会長を補佐して事業の推進にあたる。
3. 理 事 十五名程度 評議員の互選によって選出し、総会の決議に基づく会務を運営、執行する。さらに事業の継続性を損なわないようにするため、すべての会員の中から若干名の理事会推薦理事を指名することができる。
4. 評議員 三十名程度 会員の直接選挙によって選出し、会長の諮問に応ずる。
5. 監 事 二名 評議員会が選出し、会計および会務運営、執行状況を監査する。

第 9 条 (顧 問)

本会は、若干の顧問をおくことができる。

第 10 条 (運 営)

本会は、次の運営組織をもつ。

1. 総 会 会員をもって構成し、学会の意志と方針を決定する総会は、少なくとも一年に一回開催する。決議は、出席者の過半数の同意によるものとする。また、会長が必要と認める時、または会員の五分の一以上の請求がある時は、臨時総会を開く。
2. 理 事 会 理事をもって構成し、総会の決議に基づく会務の運営と執行の責任を負う。理事会は、全理事の過半数の出席をもって成立し、決議は

-
- 出席者の過半数の同意によるものとする。
3. 評議員会 会長の召集によって開催する。
4. 委員会 理事会は各種の委員を委嘱し、会務の執行を補助させることができる。なお、その細目は、理事会において別にこれを定める。

第5章 会 計

第11条 (経 費)

本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第12条 (予算および決算)

本会の予算および決算は、理事会の決議をへ、総会の承認をえて、これを決定する。
なお、各種事業に関する予算および決算は、これを総会に報告することとする。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日から3月末日までとする。

第6章 事 務 局

第14条 (事務局)

本会に事務局をおく。事務局には、事務局長および事務局員をおき、会務を執行する。
なお、事務局に関する細目は、別にこれを定める。

第7章 規約変更および解散

第15条 (規約変更)

本規約を変更するには、会員の三分の一以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の二分の一以上の同意をえなければならない。

第16条 (解 散)

本会を解散するには、会員の三分の二以上の、または理事の過半数の提案により、総会出席者の三分の二以上の同意をえなければならない。

付 則

本規約第8条の規定にかかわらず、第三期評議員選挙（2005年度実施）に限り、第二期までに再選された理事を除く評議員については、被選挙権を持つものとする。

本規約は1998年11月28日より施行する。

本規約は2003年11月29日より、一部改正施行する。

本規約は2004年4月1日より、一部改正施行する。

本規約は2005年1月30日より、一部改正施行する。

本規約は2008年10月19日より、一部改正施行する。

本規約は2010年2月28日より、一部改正施行する。

本規約は2010年11月6日より、一部改正施行する。

日本福祉文化学会名誉会長・名誉会員規則

第 1 条 (目 的)

日本福祉文化学会規約第 7 条にもとづき、日本の福祉文化の発展または本会の発展に多大な貢献をした会員に敬意を表するため、名誉会長・名誉会員制度を設ける。名誉会長・名誉会員に関する事項は、本規則による。

第 2 条 (名誉会長推薦基準)

名誉会長には、日本福祉文化学会の会長を永年務め、その活動を通して日本の福祉文化の発展及び本会の発展に多大な貢献をした会員を推薦することができる。

第 3 条 (名誉会長の決定)

名誉会長は、第 2 条に該当する会員を理事会で推薦し、総会において承認する。

第 4 条 (名誉会長の適用事項)

名誉会長には、次の各号が適用される。

- ①名誉会長の称号を使用することが認められる。
- ②本学会会員としての会費が免除される。
- ③大会への参加費が免除される。
- ④役員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
- ⑤理事等の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- ⑥上記以外の事項については、学会規約第 5 条会員・会員の権利にある一般会員と同じとする。

第 5 条 (名誉会員推薦基準)

名誉会員には、原則として会員歴 20 年以上かつ満 70 歳以上で、次の各号に該当する会員を推薦することができる。

- ①日本の福祉文化の発展に多大な貢献をしたと認められる会員。
- ②会長を務めた会員および理事・評議員の職を通算 9 年以上務めた会員。
- ③その他上記の要件に準ずる活動として、本学会の社会的評価を高める功績および学会運営に特段の功績をあげた会員。

第 6 条 (名誉会員の決定)

名誉会員の決定は、次の手続きをふまえて行われる。

- ①日本福祉文化学会会員は、理事会に対し名誉会員に該当する会員を推挙することができる。これに伴い、理事会は学会刊行物等において候補者の推薦を公募することができる。
- ②理事会は、第 5 条の名誉会員推薦基準に照らして必要な調査を行い、候補者につい

て審議する。

- ③本人の承諾を得たうえで、理事会から総会に名誉会員の推挙を行い、総会において承認する。

第 7 条（名誉会員の適用事項）

日本福祉文化学会の名誉会員には次の各号が適用される。

- ①名誉会員の称号を使用することが認められる。
- ②本学会会員としての会費が免除される。
- ③大会への参加費が免除される。
- ④役員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
- ⑤上記以外の事項については、学会規約第 5 条会員・会員の権利にある一般会員と同じとする。

付 則

この規則は2008年10月19日より施行する。

『福祉文化研究』投稿規定

(平成12年3月25日制定)

1. 本誌への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。

2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。

3. 本誌は原則として依頼原稿、投稿原稿およびその他によって構成される。

(1) 投稿原稿の種類とその内容は以下のとおりとする。

①論文 (Original Article)

福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究論文および考察 400字×40枚以内（要約、図、表および写真も含む）

②研究ノート (Short Article)

福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文 400字×30～35枚以内（要約、図、表および写真も含む）

③その他 (Others)

- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ活動、政策、動向などについての提案・提言
- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ研究、調査論文の総括および解説
- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ調査研究

いずれも400字×30枚以内（要約、図、表および写真も含む）

④現場実践論 (Activity Report)

- ・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ現場実践から生まれた問題提起や提案、提言、方法論
- ・福祉文化活動に関する実践報告（活動の結果創り出された作品等の紹介、報告も含む）

いずれも400字×30枚以内（図、表および写真も含む）

⑤資料 (Information)

福祉文化を論じ、または実践する上で有益な資料 400字×25枚以内（図、表および写真も含む）

⑥会員の声 (Letter)

掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など 400字×4枚以内（図、表および写真も含む）

⑦福祉文化評

福祉文化の視点や生活者の視点から執筆された著作についての書評 400字×4枚以内（図、表および写真も含む）

(2) 投稿原稿のうち①と②の構成は別表に準ずるものとする。

(3) 査読の対象となるものは①～③とする。

4. 投稿原稿の採否は、原則として査読者2名の審査を経て、編集委員会で審議し決定する。編集委員会の判定により、掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

(別表) 論文と研究ノートの基本構成

項目	内容
抄録、要旨、まとめ	目的・方法・結語に分けて見出しを付けて記載すること（1000文字以内）
キーワード	6語以内
1 緒元（はじめに、まえがき）	研究の背景・目的
2 研究方法（方法と対象・材料）	研究・調査・分析に関する手法の記述および資料・材料の集め方
3 研究結果	研究等の結果等
4 考察	結果の考察・評価
5 結語（おわりに、あとがき）	結論（省略も可）
文献	文献の記載は6.（10）に従う

5. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヵ月以上経過しても連絡がない場合は、投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

6. 投稿原稿の執筆要領

(1) 原則としてパソコン、ワープロを使用すること。A4判用紙に、横書きで40字×40行で印字する。数字（2桁以上）および英字は原則として半角とする。

手書きの場合はB5判またはA4判400字詰横書きの原稿用紙を使用する。数字（2桁以上）および英字は原則として1マスに2字とする。

(2) 番号のふりかたは以下のようにする。

1……………章番号

1-1……………小章番号

1)……………節番号（大きな区切り）

(1)……………次に大きな区切り

①……………細目番号（列挙して説明する時など）

(3) 原則として新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く、日本文として理解が困難な場合は返却することがある。

(4) 投稿原稿は、原則として日本文とする。外国語の原稿を投稿する場合は事務局に問い合わせること。ただし、図、表、および写真の説明は欧文で記載してもよい。

(5) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。

(6) 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には必ず簡単な説明を加える。

(7) 外来語は、片かなで書く。外国人名や適当な日本語訳のない述語などは、原綴を用いる。手書きの場合、ローマ字は活字体を用い、イタリック体で記述する場合は、アンダーラインで示す。

(8) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつける。本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表、写真は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。図、表にはタイトル、写真にはキャプションをつけること。

(9) 原稿には投稿票を付し、所定欄にもれなく記入する。

異なる機関に属する共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。

(10) 文献の記載様式

①引用文献は、本文尾引用箇所(肩に1)、2)などの番号で示し、本文の最後一括して引用番号順に記載する。参考文献は(1)、(2)などの番号で示し、本文の最後一括して番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人目までをあげ、4人目以降は省略して～、他とする。

②雑誌名は、原則として省略しないこととする。その雑誌が使用している略名がある場合は、使用してもよい。

③記載方法は下記の例に準ずる。

<雑誌の場合>

著者名「表題」『雑誌名』巻、発行年(西暦)；pp.-.

(例)

1) 太田貞司「高齢者ケアと福祉文化」『福祉文化研究』Vol.9、2000；p.5。(複数ページの場合はpp.5-6.)

<単行本の場合>

著者名「表題」編者名『書名』発行所、発行年(西暦)；pp.-.

(例)

2) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、1997；p.19。(複数ページの場合はpp.19-20.)

原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。

-
7. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて正1部、副2部を送付する。副本は複写でもよい。パソコン、ワープロで作成した投稿原稿は、原文をワード又はテキスト形式に変換し、3.5インチフロッピーディスクにコピーして添付すること。
 8. 原稿の提出期日は8月末日（当日消印有効）とし、刊行は年1回3月とする。
 9. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。
 10. 本誌に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。
 11. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化研究原稿」と朱書きし、下記に郵送する。
 12. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。ただし、本会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、編集委員会で審議の上、これを認めることがある。
 13. 著者校正は1回とする。基本的に校正の際の加筆は認めない。
 14. 本誌に掲載された著者に本誌を2部送付（贈呈）する。別刷りを希望する場合は有償となる。部数ごとの金額については、各年度の要項を参照すること。
 15. その他、本規定に関する問い合わせは本部事務局へ。

【投稿先】

〒165-0026 東京都中野区新井2-12-10 芸術教育研究所内
日本福祉文化学会『福祉文化研究』編集委員会事務局 磯部
Tel&Fax 03-5942-8510
e-mail fukushibunkabito@nifty.com

『福祉文化研究』 投稿票

日本福祉文化学会

提出年月日	年 月 日
原稿の種類 (○で囲む)	論文 研究ノート その他 現場実践論 資料 会員の声
分類 (該当する分類を○で囲む。複数にわたってもよい)	(1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・レクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国の福祉文化
(ふりがな) 氏名	
自宅住所	〒 TEL: FAX: E-mail:
所属機関名	〒 TEL: FAX: E-mail:
題目(日本語)	
題目(英語)	
キーワード	
枚数	本文(注含む)400字詰原稿用紙 枚 表 枚、 図 枚、 写真 枚
別刷り必要部数	部(有料)
二重投稿に関する署名	本稿は、他誌に発表しておらず投稿中でもありません。また、掲載の採否決定前に他誌へ投稿いたしません。 署名(自署):
備考	
編集委員会 記入欄	

ゲラ校正等、送付先(自宅または勤務先)に○印をつけてください。
投稿の際はコピーして使用してください。

『福祉文化実践報告集』投稿規定

(2005年1月30日制定)

1. 本報告集への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。ただし学会員の推薦がある場合にはその限りではない。
2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。
3. 原稿を投稿の際、指定の「投稿票」に記入する。学会員の投稿は無料。学会員以外が投稿する場合は、事務手続き料として3,000円を徴収する。
4. 本報告書は、原則として依頼原稿、投稿原稿、およびその他によって構成される。

(1) 投稿原稿の種類とその内容は、以下の通りとする。

①「報告 (Report、福祉文化実践報告)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた取り組みの報告。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）4～5枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

②「小論 (Short Activity Report、福祉文化実践雑感)」

現場や地域における福祉文化の視点や生活者の視点にたつ日々の現場実践やボランティア活動の経験の中から生まれた問題提起や提案、提言等。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）3～4枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

③「資料 (Information、福祉文化実践資料)」

現場や地域での福祉文化的活動やボランティア活動の経験を通して得られた有益な資料。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）1～2枚（タイトル、図、表及び写真も含む）。

④会員の声 (Letter)

掲載された論文や報告等に対する意見、実践報告、ボランティア活動の経験など。原則としてA4版（1頁当たり40字×40行）1枚以内（タイトル、図、表及び写真も含む）。

5. 福祉文化実践報告集編集委員会（『福祉文化研究』編集委員長が福祉文化実践報告集編集委員長を兼務し、編集委員長の下に3～5名の委員を配置する。委員会委員は理事会の承認を得ることとする）での判定により、投稿者に対し、掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

6. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿はできるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヶ月以上経過しても連絡がない場合は、投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

7. 投稿原稿の執筆要領は、別途定める。

8. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて完全版下で2部を送付する。

9. 原稿の提出期日は12月末日とし、刊行は年1回3月とする。

10. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。

11. 本報告集に掲載された報告等の原稿は、原則として返却しない。

12. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化実践報告集原稿」と朱書きし、日本福祉文化学会事務局に郵送する。

13. 掲載原稿の著作権は、本学会に帰属する。ただし、本学会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、編集委員会で審議の上、これを認めることがある。

14. 本報告集に掲載された著者に本報告集を2部贈呈する。別刷りは行わない。

附則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

改正 2010年2月27日

改正 2010年11月6日

『福祉文化実践報告集』 投稿票

日本福祉文化学会

提出年月日	年 月 日
原稿の種類 (○で囲む)	報告 小論 資料 会員の声
分類 (該当する分類を○で囲む。複数にわたってもよい)	(1)暮らしの中の福祉文化 (2)スポーツ・レクリエーションと福祉文化 (3)芸術と福祉文化 (4)宗教と福祉文化 (5)教育と福祉文化 (6)メディアと福祉文化 (7)企業活動と福祉文化 (8)科学技術と福祉文化 (9)建築と福祉文化 (10)法律(法制度)と福祉文化 (11)フィナーレ文化と福祉文化 (12)外国の福祉文化 (13)ジェンダーと福祉文化 (14)その他(具体的に:)
(ふりがな) 氏名	
自宅住所	〒 TEL: FAX: E-mail:
所属機関名	〒 TEL: FAX: E-mail:
題目(日本語)	
キーワード	
枚数	本文400字詰原稿用紙 枚 表 枚、 図 枚、 写真 枚
備考	
編集委員会 記入欄	

福祉文化実践学会賞選考規定

2005年1月30日制定

1. 福祉文化実践学会賞は、前年度までに発行された『福祉文化実践報告集』及び学会誌『福祉文化研究』に掲載された「論文」「報告」「小論」「現場実践論」等、および、本学会の会員で当該年度までに行った福祉文化実践活動の中から最も優れた現場実践やボランティア活動等に対して与えられる。
2. 受賞者の人数は、原則として1年度に1名または1団体とする。
3. 受賞者の選考は、選考委員会が以下の要領で行い、理事会の承認を得て決定する。ただし、第1回目の受賞者の選考は別途定める。
 - (1) 受賞候補者の推薦は、選考委員会が行う。
 - (2) 選考委員会は、副会長1名、『福祉文化実践報告集』編集委員長、『福祉文化研究』編集委員長、研究企画委員会委員長、事務局長の5名によって構成される。ただし、役職を兼任している場合の委員補充は行わない。
 - (3) 選考委員会は、当該年度の4月30日までに、受賞候補者名と推薦文を会長宛に提出する。
 - (4) 会長は受賞候補者名と推薦文を理事会に提出し、理事会で受賞予定者を決定する。また、受賞予定者に通知する。
 - (5) 受賞候補者がなかった場合、あるいは、理事会の審議の結果、受賞候補者のいずれもが受賞者として適当ではないと判断された場合は、その年度の受賞者はないものとする。
4. 受賞者には、賞状および副賞として5万円の金品が授与される。
5. 授賞式は、総会の席上で行う。その際、1名分の交通費を支給する。
6. 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

付則 本規定は、2005年1月30日より施行される。

日本福祉文化学会倫理規程

日本福祉文化学会は、人間としての幸せを求め、人々の権利を探求することを最も重要なテーマとする学会として、学会および学会の会員の実践や研究、発表などの活動において遵守すべき倫理について、倫理規程を定める。

(遵守すべき倫理)

- 1 学会および会員は、学会の現場セミナー、会員の实践活动、研究活動、実践報告、研究発表などにおいて、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」(2004年11月・厚生労働省)に抵触しないように配慮しなければならない。
- 2 学会および会員の实践活动や研究活動などの結果の整理や報告、公表にあたっては、対象者の名誉やプライバシーなどの権利を侵害したり、整理した内容や結果を捏造してはならない。
- 3 学会および会員の实践活动や研究活動などにおいては、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントにあたる行為によって他者の権利を侵害してはならない。
- 4 学会および会員の大会での口頭発表や『福祉文化研究』などへの投稿においては、他者の論文を盗用したり、重複投稿をしたり、出所を明示(必要に応じて承諾を得る)しないで他者の論文や文献、他説を引用したりしないようにしなければならない。
- 5 学会および会員は、実践や研究、報告、発表などの活動において差別的表現や不適切とされる用語などを使用してはならない。
- 6 『福祉文化研究』の編集や査読においては、投稿者の人格を傷つけたりすることなどがないように、他者の人格の尊重や権利に配慮をしなければならない。
- 7 学会および会員は、会員の名簿などの個人情報を学会活動に必要な目的以外に用いてはならない。

(倫理委員会の設置と運営)

- 1 学会は、倫理規程の目的を達成し、倫理に関するトラブルに対応するために、倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会は、理事会において理事および評議員の中から選出された倫理委員5名をもって構成され、互選により委員長を決定する。
なお、委員の任期は次回評議員選挙によって新理事および評議員が決定して引き継がれるまでとする。
- 3 倫理委員会は学会および会員の倫理向上のための提言を行う。
また、学会および会員に関する遵守すべき倫理に抵触する旨の苦情や訴えがあった場合ならびに救済の訴えがあった場合には、裁定に関わる審議を行い、その結果を理事会に提案する。
- 4 倫理委員会の裁定の決定と通告については、委員会の提案に基づいて理事会が決定し、理事会が当事者に通告を行う。
その後の対応については、理事会が行う。
- 5 倫理委員会は、上記の訴えを受け止められるように、相談窓口を学会事務局に置く。

(改正ならびに廃止の手続き)

規程の改正・廃止は、理事会が行う。

(付則)

この規程は、2010年2月28日より施行する。

日本福祉文化学会著作権規程

日本福祉文化学会は、福祉文化を理論的・実証的に研究し、福祉文化の研究・実践活動を進めるために、研究論文等の印刷、配布又は Web 送信など、投稿者及び他の会員や社会の期待に応えるサービスを、日本福祉文化学会の名にふさわしい質を維持しながら提供する必要がある。しかも、このサービスは将来予想される新技術や会員／社会のニーズの変化に柔軟に対応しつつ、安全かつ継続して提供できなければならない。

そのためには、日本福祉文化学会が自己の名義の下で公表する著作物の著作権に関する取り扱いを明確にする必要がある。この規程ではかかる著作物の著作権を日本福祉文化学会に譲渡してもらうことを原則とするものの、それによって著者ができるだけ不便を被らないよう配慮する。

(この規程の目的)

第 1 条 この規程は、本学会に投稿される論文等（本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等及び本学会に投稿される研究報告、シンポジウム・全国大会・本学会が主催又は共催するセミナーなどの予稿等を含む。以下あわせて論文等という。）に関する著作者・投稿者（以下あわせて「著作者」という。）の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(著作権の帰属)

第 2 条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利¹⁾を含む。以下同じ。）は本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。

2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議の上措置する。
3. 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

(不行使特約)

第 3 条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみ抽出して利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第 4 条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、

適当と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに對し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を25%以上変更した場合にはこの限りではない。また、3項、5項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる。
3. 論文等のうち、本学会が査読の上論文誌(ジャーナル及びトランザクション。以下同じ。)への採録を決定して最終原稿を受領したものと及び会誌記事については、著作者は他の学会に投稿することはできない。なお、論文等のうち、研究報告、シンポジウム予稿、全国大会予稿、セミナーの予稿など(以下「研究報告等」という。)については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該研究報告等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿する(以下「論文化投稿」という。)ことに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
4. 著作者が論文か投稿をするにあたり、著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は、当該著作者の申請が正当な理由によるものと認めるときは、当該研究報告等の著作権を著作者に返還する。ただし、当該著作者は、当該研究報告等に関し、本学会の運営上必要となる事項(第三者への複製許諾、学会が作成するWebサイト、CD-ROM等への論文掲載等)を本学会が継続して実施できるよう、本学会に対して当該研究報告等にかかる著作権の利用許諾を行うものとする。なお、当該利用許諾については投稿先の学会等に事前に通知するものとし、本学会へ利用許諾を行ったことにより投稿先の学会等との間に紛争が生じた場合は、本学会は当該著作者と協力して、解決を図るものとする。
5. 著作者は、投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず、いつでも著作者個人のWebサイト(著作者所属組織のサイトを含む。以下同じ。)において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して「日本福祉文化学会倫理綱領」に則ること、ならびに本学会の出版物にかかる出典(当該出版物が発行された場合)及び利用上の注意事項²⁾を明記しなければならない。

(例外的取り扱い)

第6条 他の学会等との共催行事に投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあると

きは、前各条にかかわらず、当該取り決めがこの規程に優先して適用されるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第8条 この規程は1989年5月1日に遡って有効とする。なお、1989年5月1日より前に投稿された論文及び小論文等の著作権についても、投稿者から別段の申し出があり本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程に従い取り扱うものとする。

(付則)

本規程は、2010年2月28日より施行する。

注

- 1) 以下の権利を含む：複製権(第21条)、上演権及び演奏権(第22条)、上映権(第22条の2)、公衆送信権等(第23条)、口述権(第24条)、展示権(第25条)、頒布権(第26条)、譲渡権(第26条の2)、貸与権(第26条の3)、翻訳権、翻案権等(第27条)、二次的著作物の利用に関する原著作物の権利(第28条)。
- 2) 利用上の注意事項の例：ここに掲載した著作物の利用に関する注意本著作物の著作権は日本福祉文化学会に帰属する。本著作物は著作権者である日本福祉文化学会の許可のもとに掲載するものである。利用に当たっては「著作権法」ならびに「日本福祉文化学会倫理綱領」に従うこと。

編集後記

2月に、滋賀県大津市で開催された「アメニティ・ネットワーク・フォーラム」で、内閣府政策統括官の村木厚子さんの講演を聞くことができました。大勢の人の「お帰りなさい」の拍手に迎えられ、壇上に立った村木さんは、淡々と静かな口調で、逮捕から無罪判決を得るまでの様子を話されました。冤罪は作られるものであることを改めて認識しました。

本多洋実（『福祉文化研究』編集委員長）

投稿された論文などから福祉文化にかかわるテーマの広がりを実感します。それと同時に、学際科学であるために、福祉に焦点をあてながら、研究の質を追求することの難しさも感じています。社会福祉が国民生活にとって、ますます重要な位置を占めていくなかで、福祉にかかわる研究者や実践者が、アピール力をもって、福祉の研究・実践を伝えていく必要性を痛感している今日この頃です。

（月田みづえ）

サリドマイド薬害により障害をもつ仲間と、どのような支援があると助かるかを話す機会があった。手の短い仲間の多くが、「背中を洗ってくれる人がほしい」、「部屋の電球を替えてくれる人がほしい」などと語った。西欧諸国では、障害者が公費で専任のヘルパーを雇い、便利屋のような支援を受けることができると聞いた。文化的な活動にも同伴して助けてくれると有り難いと思う。日本でもこのような制度ができないものだろうか？

（佐藤嗣道）

福祉文化の領域は横断的で広範囲であるが故に、常に時局の影響を強く受けることは避けられませんが、福祉文化の視点から現場での実践を蓄積することにより、新たな局面を切り開いていけることを、多くのご投稿や編集会議での論議および一連の編集過程から改めて学ぶことができました。学会史の節目に本誌編集の一員としてかかわらせていただけた幸運を、自分に身近な障害児教育や当事者活動の中に活かし、福祉文化を一抔広く深くしていく実践に還元していければと思います。

（岡 真澄）

ここに、意義ある「福祉文化研究 20号」の刊行を迎えて、あらためて、これまでの本学会の着実な歩みとともに、各領域への「福祉文化の創造」の確かな広がりを実感いたします。

今日、不透明な時期を迎えて、ローカルな会員の一人として、磨きかけられた「福祉文化研究」により、地域社会の再構築に向けて、「見える福祉文化」とともに「わかる福祉文化」を「理論」と「実践」を融合した「真の福祉文化」を期待します。

（平田 厚）

「福祉文化研究」の編集に携わって2年目を迎える。1年目は夢中であったが2年目は心に余裕がでてきた。その緊張の抜けた隙間に落とし穴があった。精魂込めて書きあげられた原稿に対する配慮のない対応は許されない。投稿者からのご指摘は、あたり前のことであり、自分の仕事への誠実さのなさが日本福祉文化学会の信用失墜につながる大事なことであることも肝に銘じた。仕事をとおして、日々学ぶことを改めて教えられた。感謝したい。

（磯部幸子）

編集委員長 本多 洋実 (日本体育大学)
編集委員 小沼 肇 (小田原女子短期大学)
月田みづえ (昭和女子大学)
平田 厚 (静岡福祉文化実践研究所)
佐藤 嗣道 (東京大学)
岡 真澄 (埼玉県立特別支援学校 塙保己一学園)
磯部 幸子 (浦和大学)

福祉文化研究 2011 Vol.20

2011年(平成23年)3月25日発行

編集・発行 日本福祉文化学会

〒165-0026 東京都中野区新井2-12-10 芸術教育研究所内
日本福祉文化学会『福祉文化研究』編集委員会
TEL&FAX 03-5942-8510
e-mail fukushibunkabito@nifty.com
ホームページ <http://www.fukushibunka.gr.jp>

印刷 望月印刷株式会社

〒338-0007 さいたま市中央区円阿弥5-8-36

TEL 048-840-2111 FAX 048-840-2121